

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◎西久保弘克君（拍手） 登壇。自由民主党の西久保弘克でございます。

今回、五問の質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず一問目、令和八年度に施行される改正道路交通法の周知と対応についてであります。

近年、国民のライフスタイル等の変化に伴い、自転車利用のニーズが高まる一方で、全国的に自転車が関係する交通事故は増加傾向にあることなどを踏まえて、改正道路交通法により、今年の四月から十六歳以上の自転車利用者を対象に交通反則通告制度がスタートすることとなりました。

本制度の趣旨は、自転車を正しく安全に利用することを担保するためと認識していますが、県内でも、令和七年度中には自転車利用者が亡くなられる事故が二件発生しております。自転車の安全利用に向けては、全ての自転車利用者に、この反則通告制度が導入されることをしっかりと周知し、正しいルールと思いやりの気持ちを持った自転車利用の意識を醸成していくことが大切であると考えております。

加えて、令和七年中に自転車に関連する事故の当事者のうち、中学生と高校生だけで全体の約四割を占めると聞き及んでおり、対象年齢が十六歳以上であることを考えると、高校生はもとより、対象年齢に達する前の小学生、中学生にも継続的な交通安全教育が不可欠であると考えて

おります。

また、全国的に歩行者が被害に遭う交通事故が増加する中、中央線がなく、車道幅が基本的に五・五メートル未満の、いわゆる生活道路において、歩行者の安全を確保するため、改正道路交通法施行令により、本年九月一日以降、この中央線のない道路の法定速度について、時速六十キロメートルから時速三十キロメートルへ引き下げられることとなりました。この法定速度の引き下げについても周知を行うことが重要であります。

県内の道路の中には、中央線がなくても幅員が広い道路もあるのではないかと思われ、こうした法定速度三十キロの導入がなじまない広い見通しのよい道路については、例えば、道路管理者と情報共有を図り、規制速度を引き上げたり、中央線を引いたりすることなど、実際の道路環境に応じた対応が必要ではないかと考えております。県警察には、こうした点を踏まえ、真に実効性のある取組をお願いしたい、そう考えております。

そこで、次の三点について伺いいたします。

交通反則通告制度の導入を踏まえた交通ルールの周知について、改正道路交通法の施行まで残り一カ月余りに迫っておりますが、これまでどのように取り組んできたのか、また、取り締まりの在り方も含め、今後どのように取り組んでいくのか、福田警察本部長にお伺いいたします。

二点目、学校教育における交通安全教育の取組についてであります。自転車に関連する事故当事者のうち、中学生と高校生で全体の四割を占めると聞き及んでいますが、小学校も含め、学校教育の中で交通安全教育についてどのように取り組んでいるのか。また、僅か一カ月半に

迫ったところで、今回の改正道路交通法が施行されることを受けて、今後どのように取り組んでいくのか、甲斐教育長にお伺いいたします。

三点目、中央線のない道路における法定速度の引き下げの周知等についてお伺いいたします。

県民に対する周知や、法定速度の引き下げがなじまない道路への対応について、改正道路交通法施行令の施行まで残り半年余りとなりましたが、これまでどのように取り組んできたのか。また、周知を含め、中央線がなくても幅員が広い道路や県民から規制速度の引き上げ要望があった場合は、今後どのように取り組んでいくのか、福田警察本部長にお伺いいたします。

続きまして、二番目の質問をさせていただきます。高等教育改革についてであります。

今議会の条例議案の一つとして、「佐賀県高等学校等教育改革促進基金条例（案）」が上程されております。

その提案理由は、国の令和七年度補正予算において、新たに「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」が措置されたことに伴い、公立の高等学校等における教育改革の取組の財源に充てるための基金を設置するためとされています。

今回、国が令和七年度補正予算で新たに設置した本事業は、総額二千九百五十億円という大型事業であり、その背景として、二〇四〇年には産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカー、いわゆる人々が最低限かつ安定した生活を送るために不可欠な仕事に従事する人、例えば、医療関係者であったり、県の保健所であったり、警察の方であったり、

そして、公務員さんもこれに含まれます。エッセンシャルワーカーの圧倒的不足、いわゆる理系人材の不足が懸念される場所であり、産業イノベーション人材―イノベーション人材というのは、新しいアイデアや技術を活用した新しい、これまでになかった価値を、変化を予測する、生み出す仕事という意味でのイノベーション人材の育成が重要であるという認識でやっておられます。

また、二〇四〇年には高校一年生が約三六％減少すると予測されており、少子・高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化すること、また、現状でも全国約六四％の市区町村において公立高校の立地がゼロ、または一であることを踏まえ、地理的アクセス、多様な学びの確保が重要であることといった、いわゆる二〇四〇年問題を中心とした諸課題を踏まえ、こうした緊急性のある課題に向き合い、高校教育改革を先導する拠点のパイロットケース、いわゆる試験的に先行する取組を創出し、その取組成果を県全体に普及させていくものと認識はしております。

本事業の規模は、先ほど申したとおり、およそ三千億円、単純に四十七都道府県で案分すると、六十二億円程度の財源が国から各都道府県基金に平等に配分されるものと予測しておりますが、私が独自に調べたところ、基金の活用に当たっては、国への事業申請を本年五月末までに行い、審査が行われ、その上で六月末頃に採択、不採択が決定されるというものであります。

現在、各都道府県では、本事業を最大限に活用し、高校教育改革を推し進めていくため、限られた時間の中で急ピッチで取組の検討がなされていると思いますが、本県の教育界にとってもまたとないチャンスであ

り、佐賀県の教育を力強く進め、未来の佐賀県につなげていくようしっかり取り組んでほしいと考えていますが、一方で、幾つか懸念している点もあります。

一点目は、ハード事業や機械整備を行う場合、トータルコストを考えてほしいということです。

他県では、イニシャルコストの教育用端末整備を国の財源を工面したものの、次期更新やランニングコスト等の負担が課題となっている自治体もあると聞いております。今回の高校教育改革の取組についても、ランニングコストを含むトータルコストを中長期的に見通した上で検討すべきだと考えます。これの大きな例はGIGAスクール構想ですね。一人一台パソコン端末を配り出したものの、最初に買うお金は国が出してくれたものの、その更新には各自自治体はかなり苦労していると聞いております。

二点目は、新たな取組により教職員の業務負担が増えるのではないかとということです。

子供たちの教育を最前線で支えている教職員の皆様です。その点に配慮し、新たなシステムの導入や教育課程の変更などにより、現場にさらなる負担を強いることのないよう取組を検討すべきと考えます。

三点目は、全国的に類似する取組が様々生まれ、それぞれの都道府県でまさに真に必要な教育が施されず、教育格差が一向に縮まらない可能性があるのでないかということ、むやみやたらにはなく、佐賀県らしい取組を検討していただければと思います。

また、高校の学校数や生徒数は決して全国一律ではありません。その点を踏まえ、約六十二億円の財源ありきで事業を考えるのではなく、く

れぐれも佐賀県の教育現場の実情とニーズを十分に酌んで事業をつくり上げていってほしいと考えております。

以上を踏まえ、高校教育改革の取組検討に当たっては、これからの佐賀県にとって真に必要なものを吟味していただきたいと思うところであります。

言い換えれば、六十二億円をマックス使うのではなくて、十億円の事業だけをやる、二十億円の事業だけをやる、言い換えれば、全くやらないという選択もあるということであります。

そこで県教育委員会では、今後、国の補正予算を活用しながら、高校教育改革を力強く推進していくため、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、甲斐教育長に所見をお伺いいたします。

三番目の質問に入ります。企業の農業参入についてであります。農業者の高齢化や減少が急速に進む中、地域農業・農村を維持するためには、既存農家で効率的に農地を利活用することや新規就農者の確保も重要ですが、担い手の確保が困難な地域においては企業を呼び込むという選択肢もあります。

これまで私は、多様な農業担い手の確保の一つとして、企業の農業参入について県議会で度々質問をしてまいりました。昨年十一月の農林水産商工常任委員会では、佐賀市の清掃工場北側に農業参入された株式会社橋本農園のミニトマト栽培ハウスを視察いたしました。

そこでは、天候の影響を受けにくい耐候性ハウスと最新のシステムを駆使することで佐賀県全体のミニトマトの出荷量の半分以上を生産するとともに、安定的な収益が見込まれております。

さらに、地元の方を中心に二十名程度の雇用を創出されており、今後

の佐賀県農業を牽引する担い手としてだけでなく、地域経済の活性化や貢献する存在としても活躍される可能性を感じた、まさに農業版企業誘致であります。

私は、こういったトップレベルの最新技術を活用しながら、稼げる農業を実践する企業が新たな担い手として農業参入し、農業生産だけではなく、地元雇用が生まれることは、未来へつながる農業・農村の実現の有効な一つの手段であると改めて感じたところでもあります。

そのような中、今議会において令和八年度当初予算の中に「園芸88企業参入サポート事業」が提案されております。私はこの事業は先ほど申し上げた橋本農園の誘致で培ったノウハウを生かして「さが園芸88運動」に貢献できる企業を佐賀にもっと呼び込もうと創設した事業であると認識しております。

新規就農者確保の取組であるトレーニングファームは、平成二十九年当初は小規模でのスタートでした。ただ、今ではミニトレーニングファームをはじめ、県内十二カ所に拡大しており、本県農業を支える担い手の確保として、その手段として定着し、実績を積んでおります。企業参入については、トレーニングファーム同様、少しずつ取組を増やし、実績を積み上げていただきたいと考えております。

そこで、本県農業の担い手確保の一つである企業の農業参入について、新規事業を活用しながらどのように取り組んでいくのか、島内農林水産部長にお伺いいたします。

続きまして、四番目の質問に入ります。新幹線のフル規格整備に伴う財政負担についてであります。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備について、執行部は、国の責任、

財政負担、在来線の利便性低下、そして、私の、足せば、鉄道環境は悪くない、料金が上がるという五つのキーワードを繰り返し、議論の俎上にすらのせていない印象を持っております。

フル規格整備の課題が多面的であることは私も承知しております。だからこそ、一つ一つ解きほぐし、課題を潰していくべきであると考えております。

五つのキーワードについて、私はそれぞれ考えるべき主体が異なると思っております。

まず最初に、国の責任、これは当然国であります。財政負担、これは県であります。在来線の利便性、これはJR。鉄道環境、これは県民。そして、料金はJRであります。

課題のうち、県が考えるべき財政負担について、執行部は県の財政画上到底考えられない規模と説明されておりますが、一方で、県の財政運営は安定しているという説明も受けております。

私は、県議会議員になり、十一年間、新幹線特別委員会の委員を一貫して一筋に担ってまいりました。だからこそ、フル規格整備について議論を深めていきたいという強い思いがあります。

この十一年間の間には、フリーゲージトレインの断念、与党検討委員会のフル規格による整備が適当とする基本方針の決定などがありました。それと同じ十一年間の間、執行部からは様々な新規事業に必要な予算の提案がなされてまいりました。我々が新幹線を十一年間議論する中で、同じ時間で、具体的には、平成三十一年二月にアリーナ新築工事予算、令和元年十一月にアリーナ建設の上振れに伴う追加予算、令和五年二月には県立大学の調査関係経費予算として二百億円程度という建設費試

算、令和七年二月には「PLA PLA」整備や肥前鹿島駅舎の建設工事の予算など、ほかに「SAGA2024」開催に向けた施設整備の予算もありました。これらはインシヤルではなく、ランニングコスト、いわゆる維持管理費も県で負担していく事業であります。

無論、私もその都度、将来の佐賀県のために必要な事業なのか、費用対効果はどうかといった観点から審議し、承認してまいりましたが、その前提には安定的な財政運営があり、執行部が財政上の努力をされてきたことがあります。そうであれば、令和二年に国が試算提示している実質負担六百六十億円というフル規格整備も、三十年で割れば一年間に約二十二億円であり、将来の佐賀県のために必要な投資効果のある新しい事業として捉え、財政上の努力をすることで財政負担できる可能性があるのではないかと考えております。

そして、フル規格整備について国交省の水嶋次官は、佐賀県の財政負担軽減のため、必要があれば法令改正を検討するとも発言されております。その場合、県の財政負担は軽減された上で、新幹線工事の令和二年の国の試算によれば、工事期間が二十年、毎年三百三十億円余りの発注がされ、そのうちの何割かは県内建設業者の受注機会となり、整備後は市町の固定資産税が増収となるなど、県内経済への波及効果は大きいと私は考えます。

さらに、佐賀駅を通るルートであれば、佐賀駅の再開発がなされ、関連して、駅南周辺の再開発や再整備も視野に入っていくと考えております。この場合に再整備は誰がするのか。JRなのか、民間なのか。県がするとう発想は私にはありません。また、福岡市のベッドタウンも鳥栖市や久留米市から佐賀市に広がっていく可能性もあるのではないで

しょうか。

フル規格整備の議論を深めるためにも、県の財政運営を担う総務部として、まずは県財政への具体的な影響を数字で示すべきではないでしょうか。また、現段階で、いろんな事業を問わず、真水の場合に年間どこまでなら負担できるのかという指針、目標を示すべきではないか、総務部長の考えをお伺いします。

また、新幹線の費用負担によって、知事が常々、新幹線をやれば、やりたい事業が長年にわたってやることができない、できなくなりますよというふうに言われております。私は、やりたい事業ではなくて、必要な事業、やりたい事業と必要な事業の線引きは、今現在、総務部が担っていると思いますが、どこで線引きをしているのか。その考えや指針を総務部長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

五番目の質問に入ります。県職員の人材確保と定着についてであります。

近年、働く環境をめぐる価値観が大きく変化し、どの組織においても人材の確保と定着は重要な課題となっております。

佐賀県庁においても、行政サービスを支えるのは人であり、職員一人一人が蓄積してきた経験や知識こそが県政運営の基盤であります。その意味では、職員が長く働ける組織づくりは、佐賀県の将来にも直結する重要な取組であると考えております。

そうした中、佐賀県庁では、近年、副知事から部長級、主事級に至るまで幅広い役職や年代で、突然の申し出により急に退職するケースが続いていることは皆様御承知のことと思います。こうした職員の急な退職は、業務継続への影響、残された職員の負担または県民サービスの低下

など、組織運営、県政運営に大きな影響を及ぼすもののみならず、県が行ってきた人材育成のための投資が十分に回収されないまま失われてしまうという問題があります。

県職員は、様々な分野への異動を通じた経験や人脈の蓄積、研修による能力の開発など、長い年月と多額のコストを投じて育成されております。この積み重ねは、いわば県民の財産であります。急な退職によって十分な引き継ぎも行われず、この財産が失われているとすれば、これは単なる個々の退職の問題ではなく、県行政の持続性にも関わる大きな問題であると思います。

さらに言えば、一般企業では雇用契約上、労働者を解雇する場合には、労働基準法第二十条に基づき、三十日前の予告または三十日前までに予告しない場合は不足する日数分の平均賃金、いわゆる解雇予告手当の支給が必要とされております。この点については、民間企業も地方公共団体も共通であります。

一方で、労働者から退職を申し出る場合は、民間企業では、それが期間の定めのない雇用であれば、民法の規定により、解約を申し入れてから二週間で雇用が終了することとされておりますが、地方公務員にはこの民法の規定が適用されず、退職には任命権者の承認が必要とされているのみであります。このように佐賀県職員には退職の申し出に必要な期間についてのルールが存在しないことが、急な退職に、またそれが起こりやすくなっている原因の一つではないでしょうか。

また、社会全体として転職が一般化する中、県職員においても転職を理由とした退職者が増加していると聞いております。職員が果たして県庁組織への愛着心を持ち、県民のためという思いで働いていただけて

いるのかと心配になっております。こうした傾向は時代の流れとしてやむを得ないものであるものの、県としてこの変化をどう向き合い、どのような対策を行っているのか確認いたします。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。  
一点目は、職員の急な退職についてお伺いします。

県では、職員の急な退職をどのように受け止め、誰が承認しているのか。組織運営上の問題が生じないように、他県では服務規程などで退職の申し出期限を規定しているところもあり、期限が長いところでは三十日前までに申し出することを昭和五十二年から規定しているところもあると聞いております。佐賀県ではどのように対応していくのか、志波総務部長にお伺いいたします。

これにつきましては、一応三十三の都府県から回答をいただきまして、調べたところ、現在では七の都県でこういう規定をつくっております。

例えば、岩手県であれば十日前までに、ほとんどが十日前、福島県は三十日前まで、栃木県は十日前、埼玉県、東京都、徳島県、そしてお隣の長崎県では速やかにという、曖昧ではありますけど、申し出はしつかりやってくくださいよという話があっております。佐賀県ではそれがなく、出せばすぐに退職が承認されれば認められるということでもあります。

二番目に、職員の採用についてお伺いいたします。

職員が急に退職する背景には、社会全体で転職が一般化していることも要因の一つとしてあると認識しております。そのような中で、佐賀県が中途採用を積極的に行い、時代の変化に対応しようとしていることは認識しております。

行政職に限ってみれば、採用数の三割以上もの高い比率で中途採用を

行い、現在では中途採用者の割合は一七・七%と、全都道府県で最も高い数値になっております。

しかしながら、県庁職員の仕事は法令にのっとり、正確に業務を進めていかなければならない分野も多く、中途採用のトレンドの波に乗るのもいいんですが、公務員試験対策を課さない、面接重視の採用手法が本来に公務員として本来あるべき人材像と合っているのか疑問を持っております。

あわせて、近年では県職員の志望者が減少し、人材確保が一層厳しさを増す状況であると認識しております。また、採用とは直接関係しないものの、人事配置についても、令和六年六月議会の一般質問でも取り上げておりますが、職員の適性、能力、将来性よりも、性別や中途採用者を優先した管理職登用を行っているように見受けられ、採用から人事配置に至る組織運営について非常に心配しております。

こうした状況の中、今後もこれまでと同様の職員の採用を継続していくことによる県政運営や県民サービスへの影響をどのように認識しているのか。また、一度退職をした職員が再度中途採用試験を受けることについて、受けるほうは当然自由であります。これについてどのように認識しているのか、この二点、志波総務部長にお伺いいたします。

三点目であります。佐賀県政を支える人材の確保、定着についてであります。

組織の中核を担うべきベテランや中堅の職員の定年退職や早期退職により、ただでさえ佐賀県政を支える人的資源が手薄になっている中、「サガプライズ!」、世界海洋プラスチックプランニングセンター、さが産業ミライ創造ベース、いわゆる「RYO-FU BASE」などが、

必ずしも県が担わなくてもよく、民間に任せてもよいと考えるような施策にまで手を広げ過ぎていないのかと心配しております。新しいことをやり過ぎて、疑問を持ちながら仕事をやっているとすれば、その職員さんのギャップもあると思います。

佐賀県の予算を見ていますと、約四割は義務的経費、そしてその他の行政経費も四割、約八割は必ず要る費用であり、それに係る職員が要ると、必要であるということでもあります。そういった人的な資源が少ない中で、こういった事業をどんどん増やしていくのがいいのかということに疑問を持っております。

職員の退職への対応としては、採用による職員の補充か、AI、IoTの活用による業務量の軽減しかありませんが、職員の育成やAI、IoTの活用には時間とコストがかかり、即戦力化するには限界があります。職員の入れ替わりが激しいと、組織が紡いできた歴史や組織としての記憶の蓄積が失われてしまうのではないかと。こうしたことから、必要以上の退職を防ぎ、長く職員に働いてもらうことが重要だと考えます。

そのために、県民の財産でもある職員一人一人に注力した対策をどのように行っていくのか。一人一人を大切に作る山口県政として、そして県立大学で世界に通ずる人材をつくらうとしている山口県政。しかし、そこで働く職員の皆様は、退職したり、中途採用したりしてきております。本当に必要な業務に向けているのか。新しい仕事をやるのが本当に佐賀県民のためになっているのか。全国初、世界初というのは、逆に言えば、他県は不要と思っているような、そういったものもないでしょうか。こういった思いも込めて、知事に、県民の財産でもある職員一人一人に注力した対策をどのように行っていくのかお伺いをいたします。

以上、五問の質問をさせていただきました。執行部の皆様の、本当に佐賀県の未来、そして県民の皆様のための答弁を期待して、一回目の質問を終わります。(拍手)

◎山口知事 登壇 Ⅱ 皆さんおはようございます。西久保弘克議員の御質問にお答えします。

県職員退職などに関しまして、その人材確保と定着についてお答えします。

まず、佐賀県庁に入ってくるメンバーにつきましては、佐賀県を愛し、この職場が好きで、生き生きと働いてほしいと思っております。

現状の数字を見ますと、全国的に公務員の退職者は増加傾向であります。ただ、佐賀県の退職者の状況は、九州の平均よりも低い状況にあります。御指摘ありましたけれども、県庁幹部の退職、幹部については私もよく知っているわけですが、副知事だとか部課長などの御指摘もありました。それぞれ理由がありまして、私は合点がいつております。そして、急に話があったわけでもございません。最近、退職して国政を目指した職員もおりましたけれども、彼も在職中はよく働いてくれましたし、本人も県庁の仕事は楽しかったと言っております。

かく言う私も、大学卒業後、国家公務員を二十数年やっておりますけれども、退職して知事選に志を持って挑戦させていただきました。

昭和の時代は、新卒で就職して、職場に定年まで勤め上げることが一般的でありました。途中で辞めるといふのはかなり例外的でありましたし、途中で入るといふことも例外的だったと思います。今は時代が変わってまいりました。価値観は多様化し、全国的に人材の動きも流動化しております。そして、選択の幅も広がっております。人の人生という

ものは、必ずしも一つの職場だけに縛られるものではない時代に入っております。経験や知見を生かし、新たなステージに向かい、志を持って挑戦する職員には、ぜひその道で活躍してもらいたいと思います。体調に心配がある方は、自分の体を大切にしてくださいと思います。

中途退職している方もおりますけれども、佐賀県庁に入りたいと言ってくれる人も増えております。ちなみに、佐賀県庁の行政職の採用の倍率は、ビジネス誌のまとめによりますと、令和五年度から二年連続で全国一位です。令和五年度は佐賀、岐阜、大分の順、令和六年は佐賀、奈良、栃木の順、いずれも佐賀県の倍率が一位でございます。

そして、私はいろんなキャリアパスがあるという価値観を大事にしております。佐賀県庁には様々なキャリアを持つ中途採用職員も多く採用し、活躍していただいております。

私は、佐賀県民というのはいろんな方がおられます。いろんな方々を幸せにする職場は、いろんな経歴を持った人たちが集まって、そのみんなで議論をするところ、少しくても多くの県民の皆さん方に前を向いてもらう、そんな仕事ができる職場が生まれると信じています。もちろん真面目に徴税だとか、土地収用だとか、一つ一つ地道な作業もあります。そういうところに適した職員も必要です。人事は適材適所でありますので、みんなのいろんな思いをしっかりと受け止めながら、全体として県民のために働く職場にしたいと思えます。

職員が業務を通じて自らの能力を高め、自分らしく伸び伸びと成長、活躍できる環境づくりはおっしゃるとおり大切です。佐賀県庁の仕事がワークエンゲージメント、このワークエンゲージメントというのは仕事に対してポジティブで充実した心理状況です。これはとても大事なこと

だと思えます。様々なチャレンジができ、自分のキャリアアップにもつなげることも大切だと思えます。そして、職員が毎日生き生きと働ける、そんな環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

◎志波総務部長 登壇Ⅱ私からは二問お答えをいたします。

まず、フル規格整備に伴って県財政への影響はどうかという御質問でございました。

知事が代表質問で答弁いたしましたとおり、新鳥栖―武雄温泉間につきましては、仮に今のスキームのままですとフル規格で整備いたしますと、県の実質負担は一千四百億円以上となるということで、県の財政計画上、到底収まらないものと考えております。

次に、県職員の人材確保と定着について二点お答えをいたします。

まず、職員の急な退職をどのように受け止めているかなどの御質問でございました。

先ほども知事が答弁しましたとおり、労働市場が流動化している今の時代において、多くの組織でありますように、本県においても、職員の中で中途退職というのは珍しいことではございません。担当業務の引き継ぎや退職に必要な手続は円滑に進める必要がありますけれども、退職するかどうかはあくまで職員自身の人生の選択であります。最終的な判断を縛ることはできないと考えております。

退職の承認につきましては、例えば、部長級であれば知事、担当職員であれば人事課長など、退職する職員の職位に応じて退職の承認をしているところでございます。

職員のほうから退職の申し出があった場合ですけれども、これは職員の事情を丁寧に取り取りながら、引き継ぎ期間なども勘案し、個別に相

談をしているところでございます。

なお、お話がありましたように、一律に申し出の期間を決めて設けている自治体も一部にはございますけれども、これには法的な裏づけがないということもありまして、実際に伺ってみますと、個別の事情を勘案して柔軟に対応されているというふう聞いております。引き続き、職員の状態に応じて柔軟に対応してまいります。

次に、職員の採用についてですが、現在の採用を継続していくことによる影響をどのように認識しているかというお尋ねでありました。

現在、あらゆる分野で人材不足が課題となっております。地方公共団体もその例に漏れず、人材確保はなかなか厳しい状況にございます。

知事の答弁にも先ほどありましたけれども、現在のところ、本県の大卒、高卒の行政職採用の競争倍率は全国的にも高水準でございます。一方でこれからのことを考えますと、少子化の影響などで受験者数が減少していくことが当然見込まれますので、流動化している労働市場の状況も踏まえまして、新卒採用だけに頼るのではなく、中途採用も含めた多様な採用により人材を確保していく必要があります。

佐賀県が中途採用に力を入れておりますのは、先ほど申しました受験者数だけに着目したものではありません。多様な価値観を持つ県民のニーズに応えていくためには、我々県職員も多様な存在の集合体であることが望ましいという発想に立つものでございます。

こうした多様性を強みといたしまして、様々なバックグラウンドを持った職員が刺激し合い、考え方やアイデアを掛け合わせることで、新たな価値やイノベーションが生み出されていくものと期待をしております。

あと、一度退職した職員の採用についてでございます。

一度退職した職員の採用につきましては、ほかの受験者と同様に、採用試験の中で判断をすることになってまいります。

引き続き、時代の流れ、県民ニーズを踏まえながら、今と未来の佐賀県のために必要となる職員を確保し育て、その能力を最大限に発揮させる組織づくりに取り組んでまいります。

◎島内農林水産部長 登壇Ⅱ私からは、企業の農業参入についてお答えいたします。

農業者の高齢化と担い手不足が深刻化する中、地域の農業者だけで農地を維持していくことは、以前にも増して一層厳しくなっております。こうした状況を踏まえ、地域での話し合いを継続するとともに、企業の農業参入を促していくことは有効な手段だというふうに認識をしております。

また、本県では「さが園芸888運動」を展開しており、経営力や資金力に優れた企業の農業参入は、この運動にも大きく寄与するものと考えております。

県では、企業等の農業参入を促進するため、令和四年度に「企業・法人参入推進チーム」を設置し、各市町と推進チームが連携しながら、市町が参入候補地を県内外の企業にPRする農地見学会ですとか、農業参入を希望している企業が各市町にプレゼンを行うイベントを開催するなど、積極的な誘致活動を行っております。

また、参入後も企業が安心して農業を継続できるよう、「さが園芸888パートナー企業登録制度」を創設し、担当職員が人事異動後も継続して窓口を担当することで、企業への長期的なアプローチができる体制

を整えております。

令和八年度は「企業・法人参入推進チーム」と企業誘致の経験実績がある産業労働部職員との連携を図るなど、体制を強化するとともに、新たな本県への農業参入を後押しするための支援策を創設することとし、その関連予算を本議会に提案しております。

今後も、本県農業の持続的な発展につなげていくため、地域の農業者や生産部会、市町、農業団体などと連携して構築してきたトレーニングファームをはじめとした担い手確保の施策を継続するとともに、新たな担い手として期待される企業の農業参入を進め、稼ぐ農業の実践に向け、農業者をはじめ、関係者と共に取り組んでまいります。

以上でございます。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私には二項目質問をいただきました。

初めに、学校教育における交通安全教育の取組についてでございます。県立学校や市町立の小中学校では、毎年、交通安全教室を実施しております。多くの学校では警察官を講師として招くなど、警察とも連携した取組を進めています。

また、議員御指摘のとおり、児童生徒が当事者となる自転車事故が多いことから、自転車の交通ルールや交通安全に関する教育に多くの学校で取り組んでおります。

県警察本部から「自転車マナーアップモデル校」として指定された県内六つの高校では、警察の指導を受けながら、より効果的な方法を用いた交通安全教育が行われています。

御質問にありました改正道路交通法の施行に伴う交通反則通告制度の導入につきましては、県警察本部からの文書と併せまして、令和六年九

月と令和七年十一月に県立学校及び市町教育委員会に対して周知したところです。また、改正法施行日が近づいたことから、一昨日、県立学校及び市町教育委員会に対して、改めて周知依頼の文書を発出いたしました。

学校における児童生徒への周知につきましては、例えば、県立高校では、新入生とその保護者に対しては合格者登校日の際に、また、在校生に対しては、春休み前のホームルーム活動等の際に、改正法に関するチラシを配布するなどして、必要な情報が行き届くよう、改めて周知の機会を設けたいと考えています。

児童生徒には、生涯にわたって自らの安全を主体的に確保することができるよう、そういうふうになってほしいと考えております。

今後とも、各学校において交通安全教室を継続して実施しますとともに、交通反則通告制度の導入の周知も含め、県警察本部とも連携しながら交通安全教育を進めてまいります。

次に二項目め、高校教育改革についてでございます。

議員から御紹介がありましたように、いわゆる二〇四〇年問題が指摘される中で、実社会から求められる人材も従前とは異なるものになると予想されます。将来を正確に予測することは難しいですけれども、何か知識を習得して、それをずっと使う、一生使うといったストック型の時代は終わり、変化に合わせてアップデートしていく、今後ますますそういう時代になってくると思っております。

多様な個性や能力を生かして自ら問いを立てる力や、他者と共に価値をつくり出す力を子供たちには身につけることができるような教育を実現していく、このことは我々教育に携わる者の責務と考えております。

今回、国が予算措置しました「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」は、各都道府県が抱える緊急性の高い取組について、AIやデジタル技術等を活用し、様々な分野で質の高いサービスを提供したり、生産性を向上させる社会の担い手である「アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成支援」、 「理数系人材育成支援」、 「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」、 この三つの類型において、高校教育改革を牽引する改革先導拠点の創出を目指すものであり、期間は令和十年度末までの約三年間となっております。

限られた期間の中で、取組の成果を最大限に発現していくためには、取組の検討、実施に当たりましては、本事業の趣旨や教育現場の声も踏まえ、取組成果を県全体に波及できるように、コストや人的体制も含め、持続可能な形で事業を練り上げたいと考えております。

また、今後三年間の取組に当たっては、これまで以上に大学や企業等の外部機関との連携も必要になると考えております。例えば、そうした外部機関との調整を担う専門人材を配置するなど、学校にとって単純な業務負担の増とまらないよう工夫していきたいと考えています。

もちろん、教育改革を行うためには、従来型の手法からのアップデートが必要で、現場の先生方も、新たな取組と一緒に楽しんで、一緒に進めていきたい、そんなふうにあります。

また、佐賀県の人口動態や産業構造の変化も踏まえまして、課題を明確にし、教育現場のみでなく、知事部局と一緒に、また、産業界や高等教育機関といった庁外の関係者との議論を重ねながら、二〇四〇年の未来を見据え、本県にとって必要な布石を打つ、そのための佐賀県ならではの取組を行っていききたいと考えております。

二〇四〇年を動かしていくその主役は今を生きる子供たちです。子供たちが夢や希望を持って様々なことに挑戦し、仲間と協力して佐賀県や日本の未来をつくっていく、その背中を力強く押していきたいと考えております。

県教育委員会として、知事部局や庁外の関係者と密に連携し、これからの子供たちの学びの充実、多様な学びの場の確保など、「ひとつづくり大県さが」らしい取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

◎福田警察本部長 登壇 Ⅱ自転車に係る交通反則通告制度の導入を踏まえた交通ルールの周知についてお答えします。

本年四月から自転車の交通反則通告制度が導入されます。これは十六歳以上の自転車の運転者による交通違反に交通反則通告書、いわゆる青切符が交付される制度であり、例えば、運転中の携帯電話の使用、車道の右側通行、信号無視、一時不停止違反、無灯火、二人乗りといった違反がその対象となるものであります。

議員御指摘のとおり、その開始に当たり、広く制度を理解いただくための取組を講じることが重要であるものと認識しております。

そのため、県警察におきましては、様々な街頭キャンペーンや交通安全教室のほか、新聞やテレビ、ラジオなどの各種の広報媒体を活用した情報発信により積極的に周知を図っているところであります。

佐賀県によりこの二月下旬から三月上旬にかけて、県内の全世帯に配布される県民だよりにおきましても、本制度の概要や自転車に係る基本的なルールについて広く周知を図ることとしております。

また、制度の対象者は十六歳以上であり、全年齢を対象とした周知に

努めているところではあります。一方で、県内において自転車が関係する交通事故の当事者のうち、全体の四二％が中学生と高校生という実態にあることを踏まえ、特に中学生、高校生に重点を置いた措置を講じております。

例えば、県下の全ての中学校、高校に対し、関係するポスターやリーフレットを配布して周知を図るとともに、通学利用の多い県内各地の駅の駐輪場において、リーフレットを配布して広報・啓発を実施するなどしてまいります。

加えまして、中学校、高校に対しては、自転車の交通ルールに関するテストを提供しております。これにより、一人一人の理解度の確認とともに、ルールの浸透状況が把握でき、今後の指導や啓発に反映する、より実効ある取組につなげたいと考えております。

これから学年末の時期を迎えるに当たり、各学校に対しては、修了式や卒業式、入学説明会といった機会を活用した自転車の交通ルールの周知についても協力を依頼しているところであります。

以上に加えまして、県警察におきましては、街頭における交通指導取り締まりを通じて自転車関連事故の防止と規範意識の醸成を図っております。

特に、自転車による事故が現に発生し、または発生が懸念される県内の六地区十一路線を自転車指導啓発重点地区・路線とし、同地区・路線を中心に、違反行為により歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせた場合や交通事故に直結する危険な運転行為をした場合など、悪質、危険な違反に対しては検挙措置を講じるとともに、検挙に至らない違反であっても、自転車の基本的なルールを逸脱した行為に対しては警告カー

ドを活用して指導するなど、その指導取り締まりに努めており、令和七年中はこういった指導取り締まりにより、自転車の交通違反として八十九件を検挙しております。

そして、ただいま申し上げました指導取り締まりの基本的な考え方は、交通反則通告制度の導入後も変わりありません。

悲惨な交通事故を一件でもなくすために、広く県民に加害者にも被害者にもなり得る自転車に係る交通ルールを遵守していただくことは重要なことであると考えております。

一般の自転車に係る交通反則通告制度の開始に当たり、その制度の周知のための取組を講じることは当然であります。あわせて、この機会に改めて県内の各学校をはじめとする関係機関、関係団体にも協力を求め、自転車の安全利用に向けた各種の対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

中央線のない道路における法定速度の引き下げの周知等についてお答えします。

本年九月から、中央線のない道路における法定速度の引き下げが実施されます。これは、一般道路における自動車の法定速度は時速六十キロメートルであるところ、中央線や中央分離帯がなく、車道幅員が五・五メートル未満の、いわゆる生活道路におきまして、歩行者の安全確保のため、原則として法定速度を時速三十キロメートルに引き下げるというものであります。

県警察におきましては、九月一日の施行に向け、特に運転者に対しその周知を図るための取組を進めており、既に県警察ウェブサイトやSNS、新聞やラジオ等による情報発信、広報チラシやポスターの活用、運

転免許更新時の講習や県内の各事業者や団体における交通安全教育の機会を通じた広報、関係団体等の協力を得て、団体の機関紙等を通じた広報等の措置を講じてきたところであります。

九月に向け、引き続き様々な機会を通じ、その確実な浸透のため、周知広報に努めてまいりたいと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、一般の措置に関しましては、各地域の道路によっては、例えば、中央線はないものの、その幅員が広く、見通しもよい道路など、安全対策の面を考慮したとしても法定速度を時速三十キロメートルとすることがないケースも想定されるところであります。したがって、こうした道路につきましては、その個別の道路環境に応じ、様々な道路利用者や道路管理者の意見も踏まえながら、例えば、道路標識や道路標示を設置して法定速度を時速四十キロメートル以上に引き上げる、新たに中央線や中央分離帯を設置して、法定速度を時速六十キロメートルに引き上げるといった措置を講じることも考えられるところであります。

そのため、県警察におきまして、既に昨年の八月までに、対象となる生活道路の主な道路管理者であります県内全ての市や町に対し、このような法定速度を時速三十キロメートルとすることがない道路がないか情報提供を依頼しているところであります。

引き続き、市や町をはじめとする道路管理者と緊密に情報交換を行いながら、個別の道路事情に応じたきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

九月を控えまして、本制度の確実な周知、浸透とともに、適切な施行が実現するよう、県警察としましては、改めて市や町をはじめ、関係機

関・団体とも連携し、的確な措置を講じてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

まず最初に、再質問ではないんですけど、福田警察本部長ありがとうございます。本場にこれは大事なことでして、広い道路を三十キロにすることによって、無理やり追い越そうとして事故が多発するというケースも考えられますので、本当にしっかりとやっていただきたいと思います。また、令和八年度の予算を見たときに、標示関係が三割ぐらい予算が落ちていたので、すごく心配したんですけど、しっかりとやっていただけるということ、とにかくありがとうございます。

それと、教育委員会の甲斐教育長もそうですけど、一緒に子供の安全、そして、先ほど基金がどんと来るから使うことが優先ではなくて、本当に必要かどうかを検討してやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

島内農林水産部長さんも一緒になって私も取り組んでいかんといかぬなというふうな思いが強くなりましたので、よろしくお願ひいたします。再質問は、知事と総務部長さんにお尋ねします。

まず最初に、ちよつと総務部長さんに、私は新幹線の財源はどうですか。頭は新幹線になっていっているんですけど、最終的に大型事業、今、県財政としてどのぐらいお金の余裕があるんですかという話をしたんですけども、真水での余裕ある金額は幾らですかというのをお尋ねしたわけであつて、新幹線スキームがどうのという質問ではないんですよ。全くかみ合っていない印象がちよつとありました。

仮に新幹線が、試算しましたけどと言われるんですけど、試算の一千

四百億円というのはどういう試算をして出したのかなど。根拠もなく、そういう試算は、お金が増えますよという試算は一生懸命していて、今現在、自分の財政、財布に幾ら余裕なお金があるのかさえも答えられないような総務部というのはすごいなと思いましたね。全く答弁になっていないですよ。

ですから、もう一回お尋ねします。今の県財政として、真水での余裕のある金額は幾らですかというお尋ねをしているので、それをお答えいただきたいと思います。

そして、新幹線スキームの一千四百億円をどうやって出したんだという理論は、そういうのは聞いてもしようがないので、今は聞きませんけど、どこかでしっかりと出してください。これは時間をもつたいたないですね。

それと次に、総務部長にお尋ねしましたけれども、今議会でも出ているんですよ。総務部人事課が出しています。生理の際の休暇を取得しやすい環境をつくるためにこういう条例をつくりますよ、フェムケアの条例をつくりますよと出ていて、これは当然やっていくべきだと思えますし、やると思います。その前に、根本的に、就職して、採用の条件とか退職の条件というのはしっかりと頭に入れて、条例をつくらないならつくらないでいいんですけれども、やっぱりそれはある意味、暗黙の了解みたいな感じで、十日前ぐらいには言わんばいかぬよねぐらいのことは指導せんといかんと思えますよ。

それと、総務部長に私お尋ねして、答弁漏れがありましたよ。やりた事業と必要な事業の区分はどうしているんですかという質問をしましたよ。やりたい事業と必要な事業はどういうふうに分けているんです

かという質問には何も触れずに降りられたので、これは答弁漏れじゃないかと思いましたが、今質問しますけど、今議会です。PLA P L A」のオープニングセレモニーの開催、式典、オープニングイベント、レセプション、一般財源で一千七百二十五万三千円、こういう予算を出して、通して、総務部長、財政課で通したんでしよう、こういうのを。オープニングセレモニーのレセプション、レセプションというのはどういうレセプションをするのか知りませんが、飲み食いなのか何なのか知りませんが、そんなのに一千七百二十五万三千円、こういった予算はいっぱいありますよ。いっぱいあるのを通しておいて、これが必要な予算と当然思われたんでしようから、必要な予算としてこの一千七百万円を予算として出しているんでしようから、一部の人が一緒に集まって、そこで食事して、話を、私ら議員はみんな会費制でやっていますよ。そういうのも必要だと思われているので、これは本当に必要だと思われる内容か、これを聞かせてくださいよ。それと、先ほどの中で答弁漏れがありました。人事の中で、総務部長、ちよつと体調が悪いのかどうか分かりませんが、いろんな質問をしているんだけど、全く答弁になっていないのがたくさんあります。ですから、もうちよつとしっかり、今回はこの分がいいので、しっかりとした形で庁内でもんでください。よろしくお願いします。そして最後、知事に質問でございます。知事への質問は、いろんなお話をされましたが、私が聞きたいのは――これは二回言いました。県民の財産でもある職員一人一人に注力した対策をどのように行っていくのかお伺いしたい、これだけを聞いていますよ。

それと、私がその前語りで言っているのは、佐賀県政を支える人的資

源が手薄になっている中、「サガプライズ!」、先ほどの世界海洋プラスタックプランニングセンター「PLA PLA」、さが産業ミライ創造ベース」など、必ずしも県が担わなくてもよい、民間に任せてもよいんじゃないんですかと考える施策にまで手を広げ過ぎているのではないですかと、私は心配していますよと言っているんですよ。なぜかといったら、予算の中の八割の予算、目に見えない、毎日机に座って県民から苦情が来ている人、そういう人の対応をしている方がいっぱいいらっしゃるわけですよ。その中で、こういうところまで広げていって、職員の負担を増やして、そして、最終的にはやりたくない仕事をやらされているのではないかという危惧です。

ですから、知事にお尋ねは、県民の財産でもある職員一人一人に注力した対策をどのように行っていくのかお伺いをいたしたいと思います。

以上、お二人にはよろしく御答弁のほどお願いいたします。

◎山口知事 登壇Ⅱ西久保議員の再質問にお答えします。

県民の共有の財産であります県職員をどう生かしていくのかというお話でございました。

私は、佐賀県職員は、この十年の間に非常に自ら生き生きと仕事をやるようになってきたなと思っています。

例えば、「PLA PLA」の話とかも出てまいりましたけれども、ああいった話も、共生交付金をどう使うのかというのをみんな議論して、挑戦的な仕事、佐賀の将来に息づくような仕事にも使おうじゃないかということ、パラセーリングもそうですけど、職員の間で議論しながら決めていく。

例えば、今回の物価高騰対策の重点支援地方交付金についても、各都

道府県がどんなことをやっているのかというのを全て財政課はリストアップしてくれました。その中で、各都道府県はそんなに多くの事業を担っていません。五とか、十とか、十五とかですね。その中で、どういうふうな案を持つてくるのかなと見ておりましたけれども、六十一になりました。もつと多かったです。六十一の事業をやるというのはどういうことかという、それだけ職員は、自らそれぞれ事務を行うことですから、きめ細かくやるというのは大変なことだと私は思いました。それは五つぐらいの事業でやったら、事務局は五つで済むわけですから、そうやって普通の県というのは事務の簡素化をしていく、そういう意味では西久保議員が言っているところも当たっている面もあるのかも知れない。

でも、我々の県職員というのはそういうのを自分たちで考えながらつくってくる、僕はすばらしい県庁だと思っているし、そういう県庁職員に、少しでもさらに生き生きとしていこうということで、最近——最近というか、この近年考えたことは、例えば、今までの現状は、ラインの中でただ管理をするということで昇進していったわけですけども、そうじゃなくて、一つの仕事で県民のために頑張っている職員もいていいじゃないかということ、副課長級の企画主幹という新しいポストをつくって、いいよと、あなたはすばらしい仕事をしているんだから、別に職員管理じゃなくて、別の道というのもあるべきだというラインをつくっていったり、部局横断の兼務をかけるというのも、本人の希望によって、やっぱり前のポジションの仕事をまだやりたいというところがあるならば、そこは兼務をかけるということも多くやってまいりましたし、企業誘致や国際分野でせっかく三年間そこに携わった、例えば、

この企業と仲よくなって、この企業と一緒に佐賀を守り立てたい、例えば、タイでも、ベトナムでも、この国とずっと絵を持ってやっていきたい、そういう職員のためにパーマネントスタッフの仕事をつくったりとか、いろんなことをやっていくので、もちろん三千何百人の大所帯ですから、いろんな職員の不満もあります。でも、できる限りそういったところは受け止めながら、県全体として、ああ、佐賀県庁ってすばらしいな、県職員になりたいな、そして、県職員を辞めても佐賀県を愛して、また役に立ちたいな、輝きたいなと、そういう組織にしたいと申し上げているのであります。

以上です。

◎志波総務部長 登壇Ⅱまず、新幹線に関する費用関係についてお答えをいたします。

議員のほうから、事業によっては必要性を感じないものもあるというようなお話もございました。議会上程をさせていただいております予算案の一つ一つというものは、予算査定におきまして必要性ですとか費用対効果を全庁的に議論を通じて精査をし、必要と判断したものを上程させていただいております。

県民に必要な事業を一つずつ精査して積み上げているのが議案という形になりますので、真水の余裕額は幾らかというお話もありましたけれども、そういったものはそもそも持ち合わせておりません。

それから、線引きの話がございました。県の事業は様々な分野がございます。そうした予算プロセスの中で個別に必要性ですとか手法を庁内で議論した上でいっておりますので、線引きというものはそもそも設けてございません。

あと一点、退職の申し出の期限を定めることについてのお話がありました。御存じと思えますけれども、もともと県の職員の場合は、いわゆる民法の規定による雇用契約の関係にあるわけではございませんで、あくまで任命権者が法に基づいて職員を任命することになっております。そこには民法の適用はございませんで、辞職する場合は任命権者の承認が必要という形になります。

ぎりぎりの話をいたしますと、例えば、急な申し出があつて、本当に県の業務に支障が及ぶという場合については、必要最低限ではありませんが、合理的な範囲で、承認までの日にちを確保して、例えば、必要な事務引き継ぎですとか、そういうことをやるということも可能でございます。ですので、基本的には各職員の事情を勘案して、合理的な理由がない限りはこれを承認するというのが原則でございますので、個別の事情を勘案して対応していくと。

先ほども申し上げましたように、それぞれの自治体で設けております申し出期間の各種規定についても、これはもともと法的な裏づけもありませんので、佐賀県といたしましては個別対応で運用の中で十分対応可能と考えております。

以上でございます。

◎西久保弘克君 登壇Ⅱすみません。再々質問をさせていただきます。

知事、分かりました。思いは分かりましたし、ああ、なるほどな、そこまで思つてやってくれているんだというのが本当に下まで、先ほど言つた義務的経費とか、そういったことに関わつていらつしやる方にも分かつてもらうようにしていただきたいですね。投資的経費の一部だけが光つていて、そこで働く職員だけではなくて、当たり前のようにす

れども、義務的経費、本当にその方々がいてそれができるんだというのは私は強く思いますので、それに関しては知事、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちよつとあきれたのは総務部長ですね。総務部長、投資的な真水のお金はないという回答だつたと思うんですけども、真水のお金はない、なるほどなどというのは、お金に余裕があれば基金に積んだり、再投資をしたり、やつぱりそこで幾らかでも運用しようと思はるからですね。ただ、次から次に、県立大学も二百億円やるのに、真水のお金がないのに今やろうとしている、これは不思議でならないんですよ。

ですから、県立大学と新幹線、どっちかを選べとか、そういう話ではなくて、今ポケットにある真水のお金は幾らですか、ありませんよ。お金がないのに県立大学を進めようとしている、これはかなり矛盾をしているなど私は感じます。

ですから、総務部長、財政をしつかりと御理解いただいて、そして、予算を組んでほしいなと、いや、ほしいなではなく、するべきだろうと思ひます。今のような答弁しか一般質問の中でできないようであれば、何も理解していないんじゃないかなと私はすごく不安になりましたので、その点について真水、いわゆる県立大学の二百億円をどこから出すのかな、当然その真水からでしょう。ほかに基金か何か、埋蔵金みたいなやつがあるのかなと思ひます。

ですから、そういった点も踏まえて、今現在、真水で幾らの予算があるのか。いや、ゼロですよということであれば、なぜゼロになるのか、それを教えていただきたいと思ひますが、それを再質問にして、私の質問を終わりたいと思ひます。

◎志波総務部長 登壇Ⅱ西久議員の再々質問にお答えをいたします。

お答えは繰り返しになります。県の全体の事業につきましては、一つ一つ県民にとって必要なものを丁寧に議論し、精査をして積み上げてまいったものです。真水の規模感、そういったことをあらかじめ持ち合わせておるものではないと思います。

以上でございます。

◎江口善紀君（拍手）登壇Ⅱ県民ネットワークの江口善紀です。一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、三問の質問を通告させていただいております。

まず、一問目でございますが、アライグマによる農業被害と対策についてというところで始めさせていただきます。

アライグマといいますと、ここにいらっしゃるほとんどの方が、片仮名四文字の名前が連想される世代の方が多いとは思いますが、確かに私も子供の頃、楽しく拝見させていただいた番組を思い出しますが、近年、このアライグマが地域にいろいろ影響を及ぼしているという現状を見聞きしまして、現場へ訪ねてお話を伺ってきましたので、今回取り上げさせていただきます次第でございます。

近年、特定外来生物であるアライグマによる被害が県内各地で増加をしております。被害は農作物の食害にとどまらず、人家への侵入や建物の破損、天井裏へすみつき、ふん尿による悪臭、天井の変色など、生活環境そのものを脅かす問題と広がっております。さらに、野生生物などで病原体を保有している可能性も指摘され、感染症を媒介するリスクも否定はできません。

アライグマは、北米原産で、当初は日本にペットとして輸入されたも

のが、逃走や放逐をきっかけに全国で分布を拡大してきた外来生物です。環境省は、平成十七年六月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を施行し、アライグマを特定外来生物に指定しております。

佐賀県においても、平成二十一年度に「アライグマ防除のための手引き」を作成し、生息実態調査の実施や有害鳥獣としての駆除に取り組んできたと承知しております。

そのアライグマですが、近年、生息分布の急激な拡大と捕獲数の増加は、現場の実感としてもはっきり現れています。平成二十年度まで分布確認は佐賀県内六市町に限られていたものが、平成二十一年度調査では、改めて調査したところ、二十市町のうち十五市町で分布が確認されました。この頃の生息分布は、県北西部に多かったものの、現在では佐賀市内でも全域に広がっている状況です。

佐賀市によりますと、捕獲頭数は平成二十七年の捕獲事業開始当初は年一、二頭だったものが、直近では、令和四年度百四十二頭、令和五年度二百四十六頭、令和六年度二百七十一頭と急激な増加傾向にあります。

捕獲頭数を小学校区別に見ると、南川副、西川副、嘉瀬など佐賀市南部地域が上位であり、これら佐賀市南部地域の捕獲推移は、令和四年度三十九頭で全体の二七・五％、令和五年度は百十二頭で四五・五％、令和六年度は百四十頭で五一・七％と、頭数だけでなく、全体に占める割合も大きく伸びています。

今年二月十七日の朝日新聞に記事が載っております。「さいたま市でアライグマ捕獲数が過去最多」ということで、さいたま市では「調査や箱わなの設置、個体の捕獲処分を行っている。約二十年前は二桁にと

どまっていた捕獲数はじわじわと増加。ここ数年は毎年百頭ペースで増え続け、平成二十四年度は九百二十六頭になった。平成二十五年度は十二月末までで一千百頭を超えており、前年度比三割増になる見通し。」  
という事で、さいたま市でもアライグマの捕獲数が大変増えているという報道があっておりました。

佐賀市内でも知り合いに伺ったところ、赤松校区でも、例えば、ホテルニューオータニの先の大隈重信公のお墓がある龍泰寺のすぐ近所でも、先日、三頭を捕獲した。エスプラッツ周辺の私の知り合いに相談を受け、お話をしに行ったところ、アライグマの足跡が屋根にいつぱいついているからと見せたら、この足跡だといって、夜なんかごそごそするから、何か変な鳴き声をして、奥さんと二人で見に行ったら、二頭アライグマがいて、鉢合わせになって、ばあつと駆け寄ってきたから、すごく驚いて飛び跳ねた、そういったお話も聞きました。

アライグマは夜行性であり、また佐賀市内には水路、クリークがたくさんありますので、そういったところで分布、移動が非常に容易というふうにも伺いました。

私の地元川副町の農家の方にお話を聞きますと、田植え用に育苗中の水稻の苗をひっくり返して餌を探すなど、苗床が荒らされ、その年の苗が全滅したという深刻な農業被害を受けた農家もいらっしやいます。

また、自治公民館、集落の公民館にすみついて、屋根裏で暴れ、ふん尿被害もあり、天井を全て張り直すことになった公民館も拝見しました。民家では変な鳴き声や気配を感じたため、押し入れを開けたところ、何と布団の上でアライグマが出産していたという事例も直接聞きました。たまったものではないそうです。

県民ネットワーク会派の御自身も猟友会に所属されております野田議員からは、以前、多久市でアライグマがすみついた家から相談を受け、箱わなで捕獲を繰り返し、合計七匹を捕獲して、ようやく出なくなったというお話も伺いました。

アライグマは夜行性で、夜間に鳴き声や天井裏を走り回り、とても不気味だそうです。私の実家の近所の方に伺った話として、実際に専門業者に駆除を依頼され、駆除や天井裏の清掃、消毒、侵入経路を塞ぐ造作などを含めて約四十万円程度の費用がかかった民家の実例を伺いました。  
アライグマは五本指でも器用な動物として知られております。イチゴ農家でも「いちごさん」の先っぽの一番甘い部分のみを幾つも食い散らかされて、農家は大変なやるせなさを感じていらっしやいます。また、スイカなどは、穴を開けてそこから手ですくって中の実だけを食べたり、あるいはトウモロコシもきれいにむいてきれいに食べる、そういった被害が出ております。農家が作物を守るために、数十万円の自己負担で電気柵を設置された畑も見せていただきました。

このように様々な生活被害や農家が負担する営農へのコストが急速に顕在化しております。

加えて、アライグマは繁殖力が極めて高く、国内にはオオカミなどの大型肉食獣が存在しないこともあり、短期間で急増する傾向が指摘されています。生後約一年で妊娠率七〇%、二年で九〇%、一回に四から八匹出産するそうです。

野田議員に伺ったところ、イノシシも三匹、四匹出産するものの、やはり野生の中で生活するので、ウリボウから実際成獣になるときには一匹、二匹ぐらいに減ってくる。しかし、アライグマの場合は、成獣に

なる確率も非常に高いということで、環境省のシミュレーションでは百頭を放置した場合、六年後には約五倍の五百頭、十年後には約五十倍の五千頭に増えるとの結果も、これは至るところで表示されております。

今、対策が追いつかなければ、農業被害の拡大だけでなく、地域生活への悪影響も一層深刻化することが懸念されております。

そこで、次の点について伺います。

一点目、農業被害額と捕獲頭数の推移についてですが、アライグマによる農業被害額と捕獲頭数の推移はどのようになっていくのでしょうか。

二点目、被害対策の取組状況についてであります。

アライグマによる農業被害を防止するため、県や市町ではどのような対策に取り組まれているのでしょうか。

三点目、被害対策の課題と今後の取組についてであります。

アライグマの被害対策においては、どのような点が課題となっているのか。また、今後、県ではその課題に対してどのように取り組んでいくのでしょうか。

次に、二問目の旧海岸堤防の管理について伺います。

我が国有数の穀倉地帯である佐賀平野は、先人たちの努力により、沖へ沖へと干拓を行い、農地を広げてまいりました。現地には浪風からその時代の農地、農村を守ってきた古い堤防、いわゆる二線堤が形を保っているものもあり、歴史をたどることができません。

こうした旧海岸堤防は、万が一堤防の一部が決壊したとしても、被害を抑える役割を担うために管理されてきたものと考えており、歴史的な価値から土木遺産として登録されているものもあるというふうに向っております。

ちょうど十四年前、東日本大震災が起こったその一、二年後に、佐賀県でも津波対策等で二線堤の防災活用ということが提示をされ、ちよつと検討報告をされた時期がございましたが、その後、あまり二線堤の防災活用という話は、ちよつとこの十年間なくなっております。

しかしながら、私の地元である佐賀市川副町内にある旧海岸堤防の中には、雑木の繁茂や石垣の破損により近接農道の通行に支障が出たり、タヌキやアライグマがすみつき、近傍家屋の天井を破壊したりと生活環境に影響を及ぼしているところもあります。

このような堤防の中には、管理者が誰であるのかはつきりしないものもあると聞いており、このままの状態が続けばさらなる環境悪化につながり、二線堤そのものを残していく必要性も問われてくるのではないかと危惧しております。

県は、こうした管理者がはつきりしていない旧海岸堤防の今後の管理についてどのように考えているのか、農林水産部長にお尋ねします。

三問目の九州佐賀国際空港の平行誘導路整備についてであります。

令和八年度当初予算案において、九州佐賀国際空港の平行誘導路整備について検討調査費が計上されております。

県が策定した「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」の中では、既存路線を含む東アジア路線の充実や新たな長距離路線の就航、二〇三三年度までの滑走路延長や平行誘導路の整備などが盛り込まれています。

滑走路延長については、令和五年度にパブリックインボルブメントを実施し、現在、環境影響評価の進められております。

令和七年十月二十五日には、南川副公民館において環境影響評価の準備書の内容についての説明会が開催され、私も参加させていただきました。

た。このときの説明会では、平行誘導路の整備についてはこれから検討していくということを伺っていたところでございます。

平行誘導路整備については、「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」の実現を目指していく中、佐賀駐屯地の運用も開始され、配備が完了したオスプレイ十七機と、今後、移駐される予定のヘリ五十機も滑走路を使用する計画であることから、全ての航空機の円滑な運航とさらなる安全性の向上のためには平行誘導路整備が必要となると私も考えております。

また、令和六年十一月十三日の知事と中谷防衛大臣との面会において、中谷防衛大臣から、滑走路延長と平行誘導路は同時に施工したほうがよく、防衛省としても全面的に協力していくと前向きな発言がなされております。どのような形で防衛省が協力を行うのか、注視をいたしております。

政策提案においても、平行誘導路の整備の必要性と併せて、「有明海の漁業者のことを考えると、同時の工事が必要」とされていることも承知しております。

滑走路延長や平行誘導路整備は、民間空港としての発展に必要なものだと認識しているものの、私の地元である南川副では、滑走路延長の工事と平行誘導路の工事が同時に行われるということになれば、土砂運搬量がどれくらいになるのだろうか、環境への影響は大丈夫か、これから検討を始めて滑走路延長の供用開始に間に合うのかといったような不安の声も届いているところであります。

そこで、次の点について質問させていただきます。

一点目、平行誘導路整備検討調査事業費の取組内容についてであります。

今回の検討調査費でどういったことを検討するのか。また、平行誘導路の環境影響評価の必要性や、滑走路延長の整備に間に合うのかなど、平行誘導路の今後の整備スケジュールはどのようになっていくのでしょうか。

二点目、県と国の費用負担についてであります。

平行誘導路整備を国土交通省が認めた場合、国の費用負担はどのようになるのでしょうか。

三点目、防衛省の協力についてであります。

知事提案説明において、昨年十二月に小泉防衛大臣との面談の際、滑走路延長と平行誘導路整備は一緒に取り組んでいくことを確認したとありましたが、これは以前、中谷防衛大臣と確認した内容と同じなのでしょうか。また、どのような協力を行い、どのような協議状況となっているのか質問いたします。

以上、三問にわたり質問させていただきます。誠実な御答弁をお願いいたします。質問とさせていただきます。（拍手）

◎山口知事 登壇 江口善紀議員の御質問にお答えします。

九州佐賀国際空港の平行誘導路整備につきまして、防衛省の協力についてお答えします。

まず、佐賀駐屯地設置までの過程で大切な役割を果たされました中谷前防衛大臣との経緯を改めて述べさせていただきますと思います。

佐賀空港の自衛隊使用につきまして、私が知事に就任した翌月、平成二十七年二月に、初めて当時の左藤防衛副大臣から要請に係る説明を受けました。しかしながら、曖昧な説明や回答が多くて、米軍利用も含めて、計画の全体像や明確化を強く求めたわけです。

その年の十月に、今度は当時の中谷防衛大臣が、私が求めたことに対する回答という形であったと記憶しております。改めて説明を受けました。そこで、米海兵隊の利用の取り下げ、民間空港として発展させるんだ、漁業者へ影響を及ぼさないことを確認できたことが、その後の道のりの原点と私は認識しています。大変重いものだと、何度かここでも答弁させていただきました。

そして、不思議な御縁かと思えますけれども、中谷防衛大臣は駐屯地の工事が行われているとき、まさに令和六年十一月にまたお会いするわけですけれども、また中谷大臣だと私は思いました。改めてこの会談、令和六年十一月のときに、まず九年前の約束について確認をさせていただきました。これが原点ですという話もさせていただきました。そしてその際に、佐賀空港の発展につながります滑走路の延長と平行誘導路の整備について、そして、有明海における漁業者の皆さんのことを考えれば同時の工事が望ましいことを提案しまして、中谷大臣から全面的に協力するとのお話をいただいたわけでございます。

そして、小泉防衛大臣と昨年十二月にお会いした際にも、何と云ってもオスプレイの運用は飛行の安全が何よりも大切であること、滑走路延長と平行誘導路整備の実現は、県と防衛省が一緒になって取り組んでいくことを、ここでも改めて確認をさせていただきました。

その際に、小泉防衛大臣にも、県と漁協との間では、もともと佐賀空港は自衛隊との共用は行わない旨の覚書があった状況から、そこから十年以上にわたり、県が漁協と一つ一つ丁寧に協議を積み重ねてきたこと、この十年の経緯というものがあって今につながっているということも、失礼ながら切々と申し上げさせていただいたわけです。

こうした思いや重い決断の上に今日の佐賀駐屯地があることを、これからもしっかりと継承し、確認していくことが大事だと思っております。滑走路延長と平行誘導路整備に向けました防衛省の協力及び協議状況につきましては、担当部長から答弁させます。

◎寺田地域交流部長 登壇 Ⅱ 私からは三点お答えいたします。まず一点目、平行誘導路整備検討調査事業費の取組内容についてです。今回の検討調査費は、平行誘導路整備に係る工事の期間や費用などを算定するものでございます。

具体的には、まず滑走路と平行誘導路を結ぶ取り付け誘導路を含めた配置、地盤改良をはじめとした工法、昼と夜の工事の振り分け、滑走路延長工事も踏まえた施工計画の検討を行います。その後、これらの検討内容を受けて、工事期間と工事費の算定を行うこととしております。

環境影響評価の必要性や整備スケジュールにつきましては、これらの検討を進めていく中で明らかになっていくものと考えております。

次に二点目、県と国の費用負担についてです。

一般に平行誘導路の整備につきまして、国土交通大臣の同意が得られた場合、国は予算の金額を超えない範囲内で工事費用の百分の五十を負担することになります。

次に三点目、防衛省の協力についてですが、私からは防衛省の協力及び協議状況についてお答えします。

防衛省には、県が進めております国土交通省航空局との協議に必要な資料の作成への協力、それから、協議の場への同席などについて対応していただいているところでございます。いわゆる応分の負担の件につきましては、今後、全体の検討が進んでいく中で議論するものと考えてお

ります。

私からは以上でございます。

◎島内農林水産部長 登壇 Ⅱ私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

最初に、アライグマによる農業被害と対策についてお答えいたします。

農業被害額と捕獲頭数の推移については、アライグマによる農作物の被害額は、令和三年度までは二百万円から三百万円強で推移しておりますが、令和四年度は約五百万円、令和五年度は約六百万円、令和六年度は約一千二百万円と年々増加しており、令和五年度と比較しますと倍増しております。

なお、令和六年度の有害鳥獣による農作物被害額に占めるアライグマの被害割合は五・四％となっております。

また、捕獲頭数につきましては、令和二年度から令和五年度までは三千頭前後でありましたが、令和六年度は過去最高となる約四千五百頭を捕獲しております。

次に、被害対策の取組状況についてですが、アライグマ被害を防止するためには、イノシシなど他の有害鳥獣対策と同様に、捕獲対策、すみ分け対策、侵入防止対策の三つの対策をバランスよく実施することが重要であり、県と市町が連携してその対策に取り組んでおります。

捕獲対策につきましては、捕獲従事者に対する捕獲報償金の交付に加えまして、県・市町職員、JA、猟友会などの関係者を対象としたアライグマの捕獲研修会を実施したところでございます。

また、これらに加えて、市町の取組状況として、三つの市町では捕獲から個体処理までを実施していただいております。五つの市町におきま

しては、農家や住民の方に対し箱わなを貸し出し、捕獲後の個体処理は市町で実施をしていただいております。また、九つの市町におきましては、農家や住民の方に対して箱わなの貸し出しのみを行っていただいておりますが、三つの市町におきましては、こうした取組の実績はございません。

すみ分け対策におきましては、農家に対して、アライグマを誘引する農作物残渣の適正な処理の普及啓発に取り組んでおり、侵入防止対策においては、農家に対して、被害防止に効果的な電気柵の設置についての指導、支援に取り組んでおります。

最後に、被害対策の課題と今後の取組についてですが、アライグマはイノシシと比べ捕獲従事者が少なく、農作物の被害が増加傾向にあるため、農家自身による対策を強化する必要があります。

そこで県では、近年、被害額が増加している野菜・果樹農家を対象に、捕獲強化の研修のほか、電気柵の設置など、地域ぐるみで取り組めるよう、その関連予算を本議会に提案しております。

このほか、農家や住民に対する取組に市町間で差があることから、個々の市町の実情を踏まえた上で、取組が遅れている市町に対しては、県や他の市町の有効な取組について関係機関で情報共有するなど、市町と連携して取り組んでまいります。

近年、アライグマによる農作物被害の状況を踏まえますと、今後も被害が増加することが予想されることから、他の有害鳥獣対策と同様、市町やJA、猟友会に加え、農家や住民の意見もお聞きしながら、しっかりとその対策に取り組んでまいります。

大きな二項目め、旧海岸堤防の管理についてお答えいたします。

有明海沿岸の佐賀・白石平野は、干拓の歴史があり、陸地化された広大な農地は、佐賀の産業、暮らしの発展に大きく寄与しております。

こうした干拓の歴史の中で、干拓により建設された海岸堤防は、時代ごとに発生した自然災害から県民の生命や財産を守り続けてきました。

海岸堤防につきましては、昭和三十一年の海岸法の施行以降、新たな堤防と旧堤防の機能や役割によって、関係市町や土地改良区と協議しながら管理者を定めてまいりました。

直近では、白石町から管理者不明の旧海岸堤防についての相談を受け、協議を重ねた結果、防災上の観点から、有明海に面する堤防と一体的に県が管理すべきと考え、令和四年度に海岸保全施設に指定し、現在、県が管理しております。しかしながら、現時点においても管理者が不明となっている旧海岸堤防が存在していることは承知しております。

建設後、相当年数が経過し、劣化が進んでいる管理者不明の旧海岸堤防につきましては、地域の声を聞きながら、生活環境や農業生産への影響を考慮し、干拓地域の将来を見据えた活用や用途の廃止などを含めた多様な視点で、関係市町と一緒に今後管理の在り方を幅広く考えていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◎江口善紀君 登壇Ⅱ再質問させていただきたいと思います。

まず、九州佐賀国際空港の平行誘導路整備について質問させていただきます。また、知事のほうから答弁をいただきました。

今回の提案理由説明の知事演告の中で、三ページに、知事は「昨年十二月に、小泉防衛大臣と面談を行いました。」ということと三点あったと思います。オスプレイの運用については、「飛行の安全が何よりも大

切である」ということ、二点目が「滑走路延長と平行誘導路整備の実現は県と防衛省が一緒になり取り組んでいく」ということ、三点目が「共用を行わない旨の覚書があった状況から、十年以上にわたり県が漁協と一つ一つ丁寧に協議を積み重ねてきたことが今につながっていることを、小泉大臣に申し上げました。」で終わっていましたもので、「申し上げました」で、どうだったの、どういうふうに言ったのというのは、ちよつと私としては残ったわけですね。そこはちよつと、中谷前防衛大臣との確認と、言ったことを正確に小泉大臣に伝えていただくことも大切なんですけども、この経緯というものをちゃんと分かっていたかどうかはとても大切だというふうな思いがありましたもので、その辺のことについても、今回ちよつと確認をしたいと思つて取り上げさせていただきます。

これは大臣が何代も替わろうと、この経緯というのはしっかりと引き継いでいっていただかなければいけない、佐賀県としてもとても大切なことだと思いますので、こういった機会が今後あったときには、ぜひしっかりと知事の口からも切に伝えていただければというふうに思いました。

その上で、平行誘導路のことについては、今後様々な検討を重ねていくということと、令和六年一月二十九日に防衛省との「確認事項」ということで、当時の防衛大臣官房審議官の井上氏と、佐賀県の当時の落合副知事との中で「確認事項」という文書が取り交わされておりましたので、この中であつた応分の負担についてもどうなるんだろうと思つておりましたが、先ほどの答弁の中で、応分の負担についても今後の検討というところで、その中で検討していくということと答弁をいただきました。

いずれにせよ、この五百メートルの滑走路延長に関しては、延長の距離にかかわらず環境アセスは必要ということでありますが、平行誘導路というのはどういふふうに、また工事が大きく増えるということで、地元の方のそういった不安というのは、全体像が見えるまでまだこれから残っていくものと思いますので、丁寧な対応をこの件に関してはお願いをしたいと思います。

再質問であります。まずアライグマの件でありますけれども、確かに非常に激増しております。そういった中で、今後の対策について、るる御答弁をいただいた中で、本当に市町ごとにもかなり差があるんだなということがよく分かりました。

佐賀市に伺ったところ、箱わなの導入に関しては、県を通して国からの補助が五割あるということですが、残りの五割を市のほうの予算で賄っているということ、また、電気柵の指導や設置、そういった御答弁もありましたけれども、私が伺った農家は電気柵は全て自費でなされたというふうにおっしゃってありました。今までイノシシに関しては、ワイヤーメッシュとかいろんな補助、あるいは普及が増えている中で、アライグマに対するこういった箱わな等の購入費や、あるいは電気柵の設置、そういったものについての補助というものもこれから必要性が増していくのではないかと考えております。

というのも、行政だけではとても対応し切れない、現場の住民や農家の方々が捕獲等従事者として駆除に参加、あるいは協力をしていただかないと、これはもう繁殖率に対して半分以上は駆除をしないと実数が減っていかないというふうな計算になりますので、この箱わなの購入費や電気柵の設置など、その辺の補助について、よくある国二分の一、県

四分の一、市町四分の一とか、いろんなケースがあると思うんですが、その補助の率というのは今どんな状況なのか。あるいは市町によっては、県も四分の一とか、補助をしてくれるとありがたいんだけどという声を聞いておりますので、今後のそういった予算的な面での県の取組、あるいは支援という点について、何かありましたら御答弁をいただければと思います。

それともう一つ、佐賀県のみを取組では、やはり効果のほうは限定的になるのではというふうに懸念いたします。有害鳥獣の駆除に対しては、イノシシもそうですが、このアライグマについても、長崎県や福岡県などの分布の情報交換や対策の協力など、隣県との協力が必要ではないかと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

以上二問、追加の再質問をさせていただきます。

次に、旧海岸堤防の管理について答弁をいただきました。

管理者不明の部分が一部あるということ、この堤防自体、非常に大きな造りです。底地の幅は、恐らく奥行き五メートルないし八メートルぐらいあるんじゃないかと。台形の堤で、堤防自体も、堤防の上はもう幅も三、四メートルぐらいあるぐらいしっかりした堤防であります。その土木遺産としての価値もとてもあると思うんですが、いかにせん、何十年と風雨にさらされておりますので、石垣の間隔が空いたり、石垣から斜めに木とか枝が生えてきて、いわゆる石垣の隣に農業用の小さい道があるんですが、そこは川副土地改良区の管理であると。だけど、ここに石垣からいっぱい枝が出るから、これを何とかしてくれということで、土地改良区に行ったら、いや、うちの管理じゃありませんと、市役所に行ってもうちの管理じゃありませんと、土木事務所に行っても、うちの

管理じゃありませんと。じゃ、一体この堤防はどこ管理なんだということ現場に呼んで、現場を見ていただいて、そこから旧海岸堤防の管理等はどうかっているんだということで今回の質問に取り上げさせていだいたんですけれども、伺うところ、昭和四十四年に新たな農地海岸が東与賀町、川副町の川副町側に整備されたことにより、旧堤防が海岸保全区域から指定を廃止されたというような経緯を伺いましたけれども、ただ、これはある意味、昭和四十四年当時に県から当時の川副町への引き継ぎ、そういったものがうまくいっていなかったのかなという点でもありますので、この議場にいる皆さんは誰も悪くはないと思うんです。

ただ、実際、旧海岸堤防も非常に大きな構造物であり、実際崩落、木が石垣の横にも出る、上は物すごく繁茂している。コンバインが通れないから、地元の人がそこを切って、切った枝はとにかく上に放り投げるしかできないよねと。しかし、石垣の上にコンクリみたいな、さらに背を高くしている部分があつて、そこは結構崩落してきています。だから、堤防の隣の農道を走っていると崩落した石が落ちていたので、それは気をつけないと、下手して踏んじやうと軽トラがパンクしたり、事故につながりかねないということで、地元の人は用心しながらそれを通っているような状況なので、いつ崩落、あるいは落石しているか分からない。これから五年、十年、二十年と時がたったら、やはり大きな事故になるリスクがあると思いましたが、今、管理者不在だったことが判明しただけでもよかったですと思っっているんです。

ただ、これからどうするのかということ話し合うきっかけになればと思つて、今回取り上げさせていただいた中で、現場の地元の方の要望として、取りあえず石垣から出てくる枝とか、あと堤防上面に樹木の繁

茂が著しいと。そこにタヌキ、アライグマ等々、あと野鳥もかなりすみついているので、そういったものを取り急ぎ何とかできないんだろかというふうな御相談を受けていますので、先ほども答弁がありました。ぜひそういったニーズが地元にあるようであれば、そういうのをちょっと聞いていただいて、取り急ぎでできることと、管理者が判明しない手を出せないのかもしれないけれども、地元で、現場でそういった困っていることを、取りあえず何とか取り急ぎ対応できることはお願いできないかなと思っっているんですけれども、できるかできないか、あるいは聞き取りだけでもしていただければと思うんですけれども、その対応についていかがなものか、以上二点について再質問をさせていただきますと思います。御答弁方よろしくお願い申し上げます。

◎島内農林水産部長 登壇 江口議員の再質問にお答えいたします。

まず、アライグマの被害対策でございますけれども、侵入防止対策につきまして、現在、国庫補助の対象となっていないものについては、県が三分の一、市町が三分の二というふうな補助で実施をさせていただきます。

続きまして、旧海岸堤防につきまして、現在、管理者が不明というところにつきましては、議員おっしゃるとおり、雑草の繁茂とかいうものもあります。そうしたものについては、まずは佐賀市さんと現地を確認させていただきたいと思っております。それを踏まえまして、今後の管理の在り方について考えさせていただきたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

◎議長（宮原真一君） 暫時休憩いたします。

午後零時五分 休憩

○ 開 議

◎副議長（八谷克幸君） これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◎中村圭一君（拍手）登壇 自由民主党の中村、人の質問はちゃんと聞かなきゃと大いに反省をしている中村でございます。通告に従い、順次質問させていただきます。

まずは問いの一、知事提案事項説明の内容についてであります。

猪村議員も昨日言及されましたが、今議会における知事提案事項説明の中で知事は、「短期的視点を重視した議論や自己中心的傾向が徐々に広がり、人々の寛容な心や中庸の精神が失われつつあるように感じ危惧しております。」と発言をされています。

この発言を聞いたときに、いつも歯切れがいい山口知事にしては何だか奥歯に物が挟まったような言い方だなと率直に思いました。恐らく多党化し、様々な政党が様々な主張を行う現在の政治などに対して、一人の政治家として思うところがありなんでしょう、そして、行政の長である知事としていろんなことをおもんぱかりながら発言されたのであろうと推察をいたしました。

しかし、議場での発言でもありますし、県議会の一員である私としては、知事にはこの発言に込めた思いをもう少し具体的に共有いただきたいと考えています。

そこで、お尋ねいたします。

本発言に込められた問題意識や背景、そして、それを踏まえて県政運営や県議会との議論において特に重視されている点について、知事のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

次は問いの二、九州新幹線西九州ルートについてです。

九州新幹線西九州ルートの未整備区間である新鳥栖―武雄温泉間については、これまで県と国との間で、フル規格、フリーゲージトレイン、ミニ新幹線など、複数の整備方式が検討されてきました。しかし、フリーゲージトレインは、国が開発を断念し、試験設備も撤去されています。また、ミニ新幹線についても、新たな軌道の整備や橋梁の改良、在来線の運休を伴う工事などの技術的な、また、運用上の課題があり、実現性が極めて低いと理解しています。こうした状況を踏まえれば、現実的な選択肢としては、フル規格による整備か、今の対面乗りかえの継続かという二つに収めんとすると私は認識しています。

一方で、整備方式をめぐる世論形成の過程を見ると、現実的な選択肢が十分に整理されないまま議論が進められていると懸念しています。とりわけ佐賀新聞社が毎年実施している県民世論調査では、「フル規格で整備」、「フル規格で整備せず在来線を活用」、「分からない」の三択が提示されており、その一つである「在来線を活用」という選択肢には、先ほど述べました既に国が断念したフリーゲージトレインや実現可能性が極めて低いミニ新幹線がいまだに含まれていて、結果として、整備方式の論点を曖昧にし、県民の判断に混乱を生じさせているとの強い問題意識を持っています。現実的な選択肢の整理が不十分なまま世論が形成されることは、県政としての意思決定や国との協議を進める上で看過できません。県として県民が判断するために必要な情報や論点を明確に示す責任があると考えます。

そこで、お尋ねでございます。

新鳥栖―武雄温泉間の整備方式については、私は、ルートは別にして、

フル規格で整備するか、このまま対面乗りかえのまましていくのか、この二択しかないと思っておりますが、知事は整備方式の現実的な選択肢をどのように認識されているのでしょうか。今さらというより、今だから、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

次に、議論の進め方について伺います。

新鳥栖―武雄温泉間の整備をめぐる議論では、財政負担、在来線の利便性、地域振興策などなど、多くの重要論点が指摘されています。しかしながら、これらの議論は依然として抽象的な段階にとどまり、具体的な条件や数値を伴った検討には全く踏み込んでいません。なぜか。その最大の要因は、佐賀駅経由、南回り、北回り、どれでもいいのですが、一つのルートを通るフル規格の整備を仮定として設定した上での検討が行われていないことにあると考えます。具体的なルートや前提条件を仮定として設定しないままでは、実効性のある議論や交渉を行うことは困難です。だから、難しい連立方程式の前に、難しいというだけで鉛筆を持った手がいつまでたつても全く動かない。仮定の議論は、県の最終判断を拘束するものではなく、むしろ県民に対して判断材料を提示し、国との交渉力を高めるための基礎的作業であると考えます。したがって、仮定の設定そのものを回避することは、県民に必要な情報提供の機会を逸し、議論の深化、深まりを阻止、阻害していると言わざるを得ません。

そこで、お尋ねというより、お願いでございます。

先ほど、どのルートでも構わないと申し上げましたが、前出の佐賀新聞社の県民世論調査では、フル規格で整備すべきと答えた県民の半数以上が佐賀駅を通るルートが望ましいと回答をされています。これは二番目に多い南回りルートの倍以上です。ですので、県民の意思を尊重し、

まずは佐賀駅を通るルートで整備した場合という仮定の設定のもとで、スキームの変更も含め、どういう方法で財政負担を軽減できるのか、JR九州の経営維持を前提として在来線の特急や快速が何本走るのか、国は地域振興策として何をやってくれるのか、水嶋次官が言及された縦軸の交通ネットワークはどういうものかなどなど、具体的な協議を進めていただきたい。

もちろん知事一人に協議を任せる気持ちはなく、知事も期待しておられるように、我々議員も一緒になって財政負担や在来線の利便性などについての解決策を引き出していきたいと思っております。その上で、最終的に知事が、議会が、そして、県民が受け入れることができない話であれば、ノーと言えばよいだけであり、仮の設定で協議を進めることにリスクもデメリットもないと思えます。

鉛筆で書いたもの、解きかけた連立方程式は消しゴムで消せます。佐賀県は打開する立場にない。フリーゲージトレインを断念した責任がある国から打開策を示すべきという、これまで繰り返し繰り返された理由以外に、具体的な協議を進めることを県として行わない理由、または行えない理由があるのであれば、その根拠とともにお示しをください。

以上二点、知事にお尋ねし、次の問いに移ります。

次の問いの三は、「想い・記憶を未来へつなぐ」ことについてです。

県には、昨年十月、「想い・記憶を未来へつなぐ」をテーマに戦後八十年佐賀県戦没者追悼式を開催していただきました。私も遺族会の会員として式典に参加させていただいたのですが、戦争の悲惨さ、残された遺族の戦後の生活の苦しきなどが強調される一方で、御英霊への感謝の言葉が比較的少なかった印象を受け、未来につなぐという想いとは何か、

記憶とは何を指すのかという点について改めて考えさせられました。

私は、戦地等で亡くなられた御英霊に関する資料などを展示している知覧特攻平和会館や靖国神社の境内にある遊就館などを訪れるたびに、日本、ふるさと、そして、家族を守るために苛烈を極めた戦闘の末に護国の鬼となられた御英霊への感謝の思いを深くすると同時に、今の時代を担う者の一人として自らが御英霊に対して恥じない生き方をしているのかという自責の念にも駆られます。

祖国や家族を守ろうと命をささげた方々の存在は、現在の平和で豊かな日本の礎であり、私たちはその犠牲の上に生きているのだという自覚を持つことが誇れる日本を築く上で不可欠であると考えます。そして、その思いを次の世代へつないでいくことこそが平和を維持していく原動力になると信じています。

現在、県におかれては、「若い世代が戦争の記憶や平和の尊さに触れる機会を創出し、その学びや思いを発信することで、戦没者遺族の平和への思い——繰り返します——戦没者遺族の平和への思いを次の世代につないでいくことを目的とした平和への思いを未来につなぐプロジェクトに取り組みれています。しかし、今読み上げた事業の目的、議案書に書かれている目的には次の世代につないでいくものとして、「戦没者遺族の平和への思い」だけが記載され、戦没者の平和への思いはなぜなのか記載されていません。中高生が遺族、遺児にインタビューした映像を見ても、戦争の悲惨さや戦後の御労苦を伝える内容がほとんどです。当然です。多くの遺児は父親の記憶も戦争、空襲の記憶もありません。実体験として話せるのは、戦後の生活の苦しさだけです。繰り返しになりますが、平和教育は戦争の悲惨さを伝えるだけでなく、その平和がどの

ような犠牲の上に成り立っているのかという歴史的事実、すなわち御英霊への感謝の思いも併せて伝えることが重要であると考えます。

そこで、質問です。知事は、沖縄県営平和祈念公園の中にある「はがくれの塔」など御英霊を顕彰する施設を訪問されたと伺っております。その際どのような思いになられたのでしょうか。また、御英霊への感謝と顕彰の精神を次の世代へ伝え継いでいかなければ、真の平和を維持することはできないと私は考えるのですが、知事の御所見を伺います。

次に、平和をつなぐ教育について教育長に伺います。

去年の十一月定例会での原田議員の質問に対して教育長は、シベリア抑留からの帰還者などの御労苦を知ることができる施設「帰還者たちの記憶ミュージアム」のオンライン平和学習支援プログラムの学校現場での活用を検討すると御答弁をなさいました。

戦後のシベリア抑留は、一九四五年の終戦後も約六十万人の日本人が旧ソ連により何年もの間拘束され、極寒の地での苛酷な労働や飢え、劣悪な収容環境の中で、その約一割、六万人が亡くなられたという歴史的な悲劇であります。終戦後にもかかわらず帰還が許されず、家族と引き裂かれたまま命を落とされた方々が存在したという事実は、戦争の悲惨さを象徴するだけでなく、人権や国際法の観点からも重く受け止めるべき歴史であると考えます。

また、旧ソ連は終戦の直前、日本の敗戦が目前に迫ったときに、日ソ中立条約を一方的に破棄して対日参戦し、多くの民間人を殺害し、北方領土も日本から奪い取りました。まさに火事場泥棒、私はこのような蛮行を行った旧ソ連に対し、言葉を選ばずに申し上げますが、憎悪を抱いています。そして、そういう私だからこそシベリア抑留という悲惨な歴

史的事実を授業で取り上げることで、旧ソ連に対する憎悪が児童生徒たちの間にも広がることを心から危惧しています。と同時に、シベリアでの悲劇は、日本が侵略戦争を行ったから仕方なかった、あるいは罰として当然であったという単純な歴史認識を児童生徒たちに植え付けることも、また絶対にあってはならないと考えます。

戦争の歴史は、単純な善悪で語れるものではなく、複雑な国際関係や時代背景の中で、多くの人々が苦難を強いられた事実を多面的かつ冷静に学ぶことが重要であります。その意味で、シベリア抑留の教育は、単なる事実の伝達にとどまらず、児童生徒たちが歴史を主体的に考え、人権や平和について深く思索する契機となるよう指導する側の力量や胆力が問われると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

第一に、教育委員会としてシベリア抑留の苛酷な実態や歴史的背景をどのような教育目標の下で取り扱い、児童生徒にどのような学びを促していくお考えなのでしょうか、お伺いをいたします。

第二に、特定の国や民族への憎悪を助長することなく、また一方的な自己否定的歴史観にも陥らないよう、バランスの取れた歴史教育を実現するため、どのような指導方針や教材整備を行っていくのかお伺いをいたします。

第三に、シベリア抑留の教育は、教師の歴史認識や指導力に大きく依存する側面があると考えます。授業を行う前段階として、しっかりとした教員研修を行うべきだと思いますがいかがでしょうか、以上三点、教育長の御答弁を求め、次に移ります。

— 問いの四は、冤罪を生まないための取組についてです。

佐賀県警察においては、昨年、科学捜査研究所の元職員によるDNA型鑑定の不正問題が発覚、さらに昨年十二月には窃盗事件の取り調べをめぐる損害賠償請求訴訟において、国家賠償法上、違法な取り調べがあったとする判決が示されたことと承知をしております。これらの事案は県警察の捜査の客観性や適正性だけでなく、県警察組織自体に対する県民の信頼を大きく失墜させることになりました。県警察の使命である県民の生命、身体、財産を守り、公共の安全と秩序を維持していくためには、県警察に対する県民からの信頼は不可欠です。そして、県民からの信頼を回復するためには、個別事案の再発防止にとどまることなく、捜査の透明性、客観性、検証可能性を高める制度的な取組を進めることが重要であり、また、そうすることこそが県民の信頼回復につながる本質的な対応であると考えます。

そこで提案です。冤罪は無実の人の人生を著しく損なうだけでなく、真犯人を見逃す結果にもつながり、刑事司法制度全体の信頼を揺るがす重大な問題であります。今回の事案を契機として、冤罪を生まない仕組みづくりを他県に先駆けて一層強化することは、県警察の信頼回復に向けた極めて重要な取組であると考え、次の点について提案申し上げます。

一、取り調べの全面可視化についてです。  
現在、一定の事件については取り調べの録音、録画が行われていると承知しておりますが、冤罪防止及び取り調べの適正性の確保のために、例外を設けない全面的な可視化が望ましいと考えます。取り調べの全面可視化は、不適切な取り調べの抑止、供述の任意性、信用性の担保、捜査官の保護、裁判における証拠価値の向上といった多面的な効果が期待されます。

佐賀県警察として全国に先駆けたモデル的な取組として取り調べの録音、録画の全面可視化を推進してはいかがでしょうか。

二、証拠のデジタル管理化についてです。

押収証拠等については適正に管理されているものと認識しておりますが、証拠の紛失、改ざんの防止、さらには証拠の真正性の担保などの観点から、デジタル技術の活用が重要であると考えます。

具体的には、証拠物の電子台帳による一元管理、写真、映像、鑑定資料のデジタル保存、アクセス履歴を記録することによる管理の透明化、原本性を確保したデータ保存といった仕組みを整備することにより、証拠管理の信頼性は一層高まるものと考えます。

佐賀県警察として証拠管理のデジタル化及び一元管理化の構築について、現在どのように取り組んでおられるのか。また、今回の私の提案も踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

三、先入観を持った捜査をなくすための取組についてであります。

冤罪の大きな要因として、特定の仮説に固執した捜査、いわゆる思い込み捜査が指摘されています。このようなリスクを低減するためには、犯人性を立証する捜査のみならず、犯人ではない可能性を積極的に検証する視点を組織として持つことが重要であると考えます。そのため、仮説検証型捜査に関する研修、反証的思考を養う教養、訓練、複数チームによる証拠評価、外部視点を取り入れた検証体制などの導入が有効ではないかと考えます。

佐賀県警察として、先入観にとらわれない捜査を実現するための研修、教養、訓練などは現在どのように行われているのでしょうか。そして、組織的仕組みはどうなっているのか。私の今回の提案も踏まえ、また、

今後どのように取り組んでいかれるのか、以上三項目について警察本部長に御答弁を求め、最後の問いに移ります。

最後の問いの五は、公職選挙法についてです。

今月、投開票が行われました第五十一回衆議院議員総選挙は、異例の短期決戦とも言われるように、極めてタイトな日程で執行されました。選挙の円滑な実施に御尽力いただいた関係各位に対し、まずもって敬意を表する次第です。

そして、私にとっては、鳥栖市の自民党の支部長として迎える初の国政選挙であり、法令遵守を徹底していく中で、現行の選挙制度が社会の変化や情報環境の多様化に果たして十分対応できているのか、改めて考える機会となりました。

そこで、以下二点について伺います。

まず一点目は、選挙運動用ビラの頒布方法についてです。

選挙運動用ビラは、有権者に対して候補者や政策を直接的に伝える重要な手段ですが、頒布方法に関する規制については、合理性の観点から疑問を感じています。例えば、費用を要する新聞折り込みは認められている一方で、ボランティアによるポスティングは認められていません。また、駅などに立ち、通行する方々に手渡しすることや、選挙カーによる遊説中に出会った有権者に駆け寄って手渡しすることも認められておらず、お渡しできるのは、集会などに意思を持って集われた方々に限定されています。

ビラは事前の記載内容の確認を受け、枚数制限が設けられ、一枚一枚に証拠を貼付して頒布することと、多重的な規制が課されています。にもかかわらず、頒布方法まで厳格に限定する必要性がどこにあるので

しょうか。

新聞購読率の低下や情報取得手段の多様化が進む中、有権者が必要な選挙情報にアクセスしやすい環境整備という観点からも、頒布方法の在り方について、時代に即した見直しを検討すべきだと思いますが、選挙管理委員会として、選挙運動用ビラの頒布方法に関する現行制度について、どのように認識をされているのかお尋ねいたします。

二点目は、携帯電話のショートメールを利用した選挙運動についてです。

現在、携帯電話を用いた通話による選挙運動は可能である一方、同じ携帯電話を利用したショートメールによる選挙運動については、候補者本人を除き認められていない、そう理解をしています。しかしながら、今日の社会においては、お仕事中だったり、夕飯時だったり、相手先の状況に配慮して、通話でなくてショートメールで用件を伝えることは、ごくごく日常的なコミュニケーション手段となっています。にもかかわらず、このショートメールは選挙では使えない。一方で、LINEでメッセージを送るのは選挙でもオーケー。どちらも同じように、同じ目的で使っているのです。一般の有権者には違いが分かりませんが、理解ができません。

では、なぜか。ショートメールでの選挙運動が制限されている背景には、不特定多数への大量送信による混乱防止等の趣旨があると頭では理解しています。しかし、通信手段の進化や利用実態の変化を踏まえれば、制度の在り方について検討する余地があるのではないのでしょうか。有権者にとって分かりやすく、かつ公正性を確保した制度とする観点からも、携帯電話のショートメールを活用した選挙運動について、現行規制の整

理と見直しの必要性があると考えますが、県選挙管理委員会としてはどのように認識をされているのでしょうか、以上二点に対する選挙管理委員長の見解を伺い、私からの質問一回目といたします。ありがとうございます。（拍手）

◎山口知事 登壇Ⅱ中村圭一議員の御質問にお答えします。

まず、今議会の提案事項説明の内容について御質問いただきました。昨日も答弁いたしましたですが、私が「人々の寛容な心や中庸の精神が失われつつあるように感じる」と申し上げましたのは、国家レベルで大国が自国第一主義の行動を強める中、国内においても、短期的視点を重視した議論や極端な主張と意見が徐々に広がる状況を見て、政治家として率直な気持ちを述べたものです。

例えば、国家レベルでの動きについて具体的に申し上げますと、アメリカは地球温暖化対策の国際的な枠組みであります。パリ協定から離脱し、さらに数十に上る国際組織からの脱退を表明しました。

世の中には事柄の性質上、二律背反の関係にあるものが多々あるというのはきのうも申し上げました。米国の動きであります。環境保護よりも自国の経済成長を優先させた面があるのでないかと考えます。

日本国内での具体的な例として感じる事例の一つは、消費税減税に関する議論です。消費税は受益の面からすると、社会保障の貴重な財源であります。他方、負担の面からいたしますと、折からの物価高騰もありまして、日常生活で負担に感じるとの声も大きゅうございます。

私は、消費税減税が短期的な観点から、税と社会保障の在り方というより、物価高騰対策の文脈で議論されていることに、いささか違和感を感じているわけです。減税の結果、中長期的には需要が喚起され、むし

る物価を押し上げられる可能性も蓋然性があるものと考えます。

例えば、米価高騰の議論も同じことが言えると思います。都市部を中心とした消費者目線、米を安くが中心でありました。米づくりのコストなども考慮しながら、生産者が丹精を込めて作ったお米に見合った価格は幾らであるのかなど、生産者側の視点、経済論理にも立った議論がもっと必要ではないかと思えます。今、農業従事者の減少が危機的な速度で進んでいる中で、食料安全保障といった点も含めて多面的な議論をすべきではないかと私は考えます。

極端な主張や意見は一見して分かりやすく、飛びつきやすいものです。最近ではSNSが極端な主張や意見をあおり、さらにそれをテレビや新聞などが取り上げ、世論が一方的に傾きがちな風潮を助長している面があると思います。

私は、多様な個性や価値観や構想力を考慮して、融合しつつ方向性を見いだしていくことが、未来を開くと考えております。

私は政治家として、いずれか一方を極端にということではなくて、両方しっかりと受け止めながら、その本質を考え、あるべき姿を模索し、形をつくっていくということが、持続可能な将来につながるアプローチと考えているわけでございます。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについてお答えします。

九州新幹線西九州ルートは、国がフリーゲージトレインを断念したことにより、対面乗りかえという状況になっております。ちなみに、そもそもこの対面乗りかえは、フリーゲージトレイン開発遅れの暫定措置として、国のほうから提案があったものでございます。国の責任が議論の出発点であります。新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用する合意しかご

ざいませぬ。そもそも佐賀の今の鉄道環境は悪くない、むしろよいというのが私の考えであります。しかしながら、国やJR九州などから、全く新しい話として新鳥栖―武雄温泉間のフル規格での整備を呼びかけられておりますので、佐賀県はその議論に誠実に応じていると考えています。

そういう今の交渉状況を見ると、中村議員が言うように、フル規格での整備の案、相当困難でありますけれども、これが造れるかどうかという、今そういう協議、交渉している状況であります。

ただ、新鳥栖―武雄温泉間の議論は、財政負担、ルート、在来線などの課題を多面的に考えることが必要な難しい問題とも申し上げております。今、水嶋次官とも含めて、各方面と様々なチャンネルで幅広く議論をさせていただいております。

今後、将来に向けてどういう状況となるか分からない、そういう状況の中で、佐賀県のほうからあえて二択に絞る必要はないのではないかと考えています。

議論の進め方についてお答えします。

これまで本日も何度か執行部から答弁させていただいておりますけれども、新鳥栖―武雄温泉間の場合、仮に今のスキームのままフル規格で整備いたしますと、財政的影響だけを考えてみても、佐賀県の将来を毀損するものになると認識しております。

こうした中で、仮の話だとしても、何の保証も約束もしていない中で安易に踏み出すことは、佐賀県にとって取り返しのないことになるかと認識しております。

なお、水嶋次官と協議、交渉をしているわけですが、この中で

は仮の話も含めて、様々な観点から意見交換をさせていただいております。

新鳥栖―武雄温泉間の議論は、財政負担、ルート、在来線などの課題を多面的に考えることが必要な難しい問題です。冷静な議論が必要だと思います。今後も水嶋次官も含めて、各方面と様々なチャンネルで冷静に議論をしていきたいと考えています。

続きまして、「想い・記憶を未来へつなぐ」ことに関して、戦没者に対する思いなどについてお答えします。

議員からも御紹介いただきましたが、私も様々な機会を通じて佐賀県出身の戦没者が祭られている場所に、特に佐賀県民がなかなか訪れにくい場所ではないかと考えたところを見つけると、弔いに伺ってまいりました。

例えば、令和四年八月には、沖縄で九州地域戦略会議があったので、何とか時間をつくって伊江島を訪問して、そこには「芳魂之塔」というものがあって、全国各地から戦地に赴き犠牲となった方が祭られておりますので、佐賀県出身者もおられますというお話も伺って、その御芳名に対して花を手向けてまいりました。

令和六年四月には、これは何とか時間を見つけて、妻と二人で山口県周南市の大津島に人間魚雷「回天」の基地があった場所に赴きました。非常に静かな島でしたので、ここはどれだけの人がここを訪れてくれたのかという気持ちになりました。佐賀県出身者も一人ずつ、四名の碑がありましたので、お一人ずつ、鹿島、白石、唐津、佐賀市の方々でありましたけれども、搭乗員二名、整備員一名、軍医一名でありました。一人一人に声をかけてまいりました。

こうして訪問して、いろいろ向き合っていると、戦没者お一人お一人にいろんな方がおられて、それぞれの人生も、それぞれいろいろあったんだろうな。考え方や思い、いろんな苦悩だったり、無念だったり、それぞれいろいろな人生の思いの中で亡くなられていったのかなと思います。安らかにお眠りくださいと申し上げました。

今日、日本に暮らす我々は豊かで平和な暮らしができており、さきの大戦で亡くなられた方々の貴い犠牲があったことを決して忘れてはいけないと思います。戦争は絶対にしてはなりません。この平和な日本の戦後をこれからも永遠とわに続けていかなければならないという強い使命感を、行く先々で改めて感じるわけであります。

戦後八十年がたち、戦時を経験した方が少なくなり、戦争の記憶を未来につないでいく線が細く薄くなってきております。切実な状況です。遠い世界のことではない自分事として、若い世代が戦争と平和について考える機会を早期につくっていく必要があるという思いで「平和への想いを未来につなぐプロジェクト」を始めたわけでございます。今しか残せないかけがえのない生の声のアーカイブ化や戦跡等への訪問を通じて、若い世代が戦争の悲惨さ、そして平和の尊さに思いを寄せ、自らも発信し、共感の輪を広げていくことを願っております。

戦争は絶対に、絶対にしてはならない。強い気持ちで今後も戦没者御遺族、空襲経験者などの思い、記憶を絶やすことなく、守り、つなぎ続けてまいりたいと考えております。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ私からは、平和をつなぐ教育についてお答えをいたします。

学校教育では、子供たちが平和で民主的な社会の形成者として育つこ

とを目的としており、その実現に向けて、平和に関する教育にも取り組んでいるところでございます。さきの大戦についても、悲劇を風化させず、戦争の実態に学び、一人一人が平和について主体的に考えることを重視しています。

子供たちは、あることを学んだことをきっかけに、別のことにも関心を持ちます。それが学びを深め、広げていくことにつながります。平和についても、こうした連続した学びにより、子供たちが自らの見方や考え方を形成していくことを期待しております。

議員から、シベリア抑留を学校での学びに活用する上でのお尋ねをいただきました。

現在、多くの学校で、修学旅行の機会に広島市の平和記念資料館や長崎市の原爆資料館、鹿児島市の知覧特攻平和会館などを訪れています。こうした施設の見学により、歴史の授業などで学んだことを事実として実感し、思いを巡らせることは、子供たちの平和に対する思いや考えを形づくる上で貴重な体験になります。シベリア抑留を教材として扱ったり、「帰還者たちの記憶ミュージアム」を見学したりすることも、これと同様の学びができるものと考えられます。授業から特別活動までの一連の学びの中で、話し合い活動や調べ学習なども組み合わせながら、平和に関する子供たちの主体的な学びを促していきたいと考えています。

戦争や戦乱をはじめ、歴史的な事象を教材として取り扱う際は、教員自身の価値観や歴史的評価を教え込まないこと、そして、児童生徒が偏った考え方に陥らないようにすることは極めて重要です。歴史を学ぶことは事実を理解することから始まり、歴史的背景や事象が起きた要因を考える力、人間の尊厳を重んじる力、国際社会の平和と発展に貢献し

ようとする態度を養うなどの意味があります。教科書を中心に据えつつ、様々なコンテンツも有効に活用しながら歴史を学んでほしいと考えています。

歴史の授業では、先史時代から現代まで幅広く扱っており、教材として取り扱う際は、教員によって指導の内容に差がないように、学習指導要領がございしますので、その目標と内容に沿って取り扱い、教員が十分に教材研究した上で指導を行っております。児童生徒の発達段階、それまでの平和に関する学習経過も踏まえて考えていきます。

今、知事部局において、「平和への想いを未来につなぐプロジェクト」の一環として、戦没者の御遺族がメッセージを書かれた書の巡回展示を各高校、特別支援学校等で行っていただいています。県教育委員会としても、未来を担う子供たちが平和を守り、つないでいく力を育めるよう、平和に関する教育に今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎大川選挙管理委員長 Ⅱ 私の方からは、問五の公職選挙法についての御質問について申し述べます。

まず、選挙運動用ビラの頒布方法についてでございますが、選挙運動用ビラの頒布方法につきましては、頒布解禁から、長い間、制度改正が行われていないこともあり、議員の今回の御指摘に至ったものと思えます。

選挙運動用ビラの頒布方法につきましては、公職選挙法及び公職選挙法施行令により、新聞折り込み、選挙事務所内における頒布、個人演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布の方法によらな

ければ頒布することができないこととされております。

選挙運動用ビラにつきましては、選挙運動の手段を拡充し、有権者の選択の判断に資するため、昭和五十年の公職選挙法改正により、国政選挙での頒布が解禁され、その後の改正で地方選挙での頒布も可能となりましたが、この間、頒布方法の改正は行われておりません。

選挙運動用ビラの頒布方法が限定されておりますのは、一定の秩序を設け、ビラが無秩序に氾濫するのを防止するためであると認識しております。これは選挙運動の規制についての問題でございますが、選挙運動の規制につきましては選挙制度の根幹に関わることでございまして、その見直しに関しましては国会において議論をしていただくべきものと考えております。

次に、選挙運動用電子メールについて申し述べます。

議員御指摘のとおり、選挙運動用電子メールとSNSとは異なる規制が設けられております。

選挙運動用電子メールにつきましては、公職選挙法により、候補者、政党等に限り頒布することができることとされ、有権者が頒布することとはできないこととされております。

なお、選挙運動用電子メールにつきましては、送信者の氏名、電子メールアドレス等の表示義務、記録の保存義務、自ら送信者にアドレスを通知し、受信に同意した者等にしか送信できないなどの規制がございます。

これに対しまして、メッセージ機能を含むSNSにつきましては、公職選挙法上、ウェブサイト等を利用した文書図画に分類されており、候補者、政党等、有権者、いずれも頒布することができるとされております。

す。

なお、ウェブサイト等を利用した文書図画につきましては、頒布する者の電子メールアドレス等の表示が義務づけられております。

公職選挙上の電子メールと申しますのは、インターネット上でメールを送信するための標準的な方式であるSMTP―シンプル・メール・トランスファー・プロトコルと言うところでございますが、その方式による電子メール、及びSMS―ショート・メッセージ・サービス等の電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方式による電子メールを指し、これら以外のものは、ウェブサイト等を利用した文書図画に分類されております。

電子メールとSNSにつきましては異なる規制が設けられており、選挙運動用電子メールの送信主体が、候補者、政党等に限定されておりますのは、選挙運動用電子メールの頒布につきましては、密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすい、自ら送信者にアドレスを通知し、受信に同意した者等にしか送信できないなどの規制が一般の有権者には分かりにくいといった理由によるものとされております。

これもまた選挙運動の規制についての問題でございますが、先ほども申し上げましたとおり、選挙運動の規制につきましては選挙制度の根幹に関わることでありまして、その見直しに関しましては国会において議論をしていただくべきものと考えております。

以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ取り調べの録音、録画についてお答えします。逮捕または勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件で取り調べる場合においては、刑事訴訟法に基づき、原則としてその全過程の録音、

録画が義務づけられております。

また、警察においては、逮捕または勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合の取り調べにおいても、必要に応じて録音、録画に努めることとしております。

なお、これら以外の事件における被疑者の取り調べについても、個別の事案ごとに被疑者の供述状況や供述以外の証拠関係等を総合的に勘案し、その録音、録画を実施することができるとしてしております。

県警察におきましては、以上を踏まえ対応してきたところでありますが、引き続き被疑者の取り調べについては、適正かつ効果的に実施し、その録音、録画については、刑事訴訟法等の関係法令に基づき、個別の事案に応じ適切に対応してまいりたいと考えております。

証拠物件のデジタル管理化についてお答えします。

犯罪捜査に伴い収集する証拠物件については、県警察におきまして関係する規定を設け、その適正な管理に努めております。

その紛失防止等の観点から証拠の全てをデジタル化すべきではないかという趣旨のお尋ねかと承知しておりますが、前提としまして、証拠物件には様々なものがありますが、このうち、電磁的記録媒体に記録されている電子データ自体が証拠となる場合もあります。そういった場合は証拠そのものがデジタルでありますので、結果的にはありますが、既に証拠のデジタル化が実現しているという状況にはありません。

他方でそういった電磁的記録媒体に記録されている電子データ以外のものにつきまして、それらを全てデジタル化して保管管理するという措置を講じることにつきまして申し上げますと、昨年改正されました刑事訴訟法の規定に基づきまして、今後、捜査書類等はデジタル化されるこ

ととなっております、その適切な施行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

また、その他の証拠物件、いわゆる物的証拠——物証でございますが、一般的に有体物として保管管理し、検察庁に送致することが求められるものであります、それら全てについてもその管理のためにデジタル化を行うということは、現実的な作業コスト、管理コストといった面から、現時点におきましては慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

他方で、都道府県警察によりましては、証拠物件の紛失防止や管理の効率化の観点から、相応のシステムを構築した上で、一部の証拠物件をバーコード管理するといった措置を講じている県もあるところと承知しております。

引き続き、証拠物件の管理、保管の在り方については、他の県警察の取組を参考に幅広い観点から検討し、その適切な措置に努めてまいりたいと考えております。

先入観、適正捜査に係る取組についてお答えします。

警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え等を示した「犯罪捜査規範」におきまして、「捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく、基礎的捜査を徹底し、物的証拠を始めとするあらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、鑑識施設及び資料を十分に活用して、捜査を合理的に進めるようにしなければならぬ。」旨規定されているとおり、捜査に当たり、先入観を排除することは、議員御指摘のとおり極めて重要なことであるものと考えております。

このうち、捜査対象者が犯罪事実の真の被疑者であるか、いわゆる被疑者の犯人性という点については厳に慎重な評価を要する、特にその先入観の排除が強く求められる点であるものと考えております。

そこで、いわば捜査線上に浮上した者のうち、真の被疑者であるとして特定するに当たっては、先入観を排除することを旨とし、犯罪事実に関する被害関係者を含めた幅広い関係者からの聴取、関係する様々な物的証拠の収集等の上で、当事者のアリバイ等に係る捜査も踏まえ、その厳正な特定に至っているとあります。

そしてまた、このような先入観を排除した合理的で適正な捜査の徹底のため、これまでも個別事件の捜査に当たっての各種の捜査会議を活用した捜査方針に係る組織的な検討、捜査幹部や捜査員に対する個別事案の捜査や教訓事項を踏まえた、より実践的な指導や教養、各種の会議や研修の場における指示、指導による組織内の認識の統一といった取組を重ねてきたところであります。

加えまして、これらの取組を強化するため、これは全国的な措置の一端として、警察本部に適正捜査指導官等を配置しているところであり、これを効果的に活用しながら、引き続き議員の御指摘も踏まえ、捜査に当たっての先入観の排除という姿勢について改めてその重要性に思いをいたし、一層の緻密かつ適正な捜査に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎中村圭一君 登壇Ⅱ再質問をさせていただきます。

大体いつも見事というか、あえなく討ち死にをするわけですが、ここから本番だというふうに思っておりますので、少し長くなりますが、

御容赦をいただきたいというふうに思います。

順番はごちゃごちゃになりますけれども、まず四番目の冤罪を生まなためための取組についてですが、大体予想はしてりましたが、最後の議員の御指摘も踏まえという、最後のその言葉以外はほぼゼロ回答だったのかなというふうに思っているところでございます。

今回の提案というのは、県警察に対する県民の信頼の回復のために、にわか勉強で提案したものでございます。県民からの信頼は、反省とか、熱意とか、決意とかではなくて、目に見える形である取組でしか回復できないというふうに思います。私の提案したことじゃなくて結構でございます。県警察として、しっかりと目に見える形での取組を行うことで、県民からの信頼の回復に努めていただきたいというふうに思いますし、それが今、この現時点で警察本部長を務めておられる福田本部長の、大げさに言うと天命であるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、最後の公職選挙法についてですね。

これについて、まさか再質問することになるうとは思わなかったんですが、私が聞きたかったのはというか、お言葉として、御答弁としてお聞きしたかったのは、私の問題意識というか、違うんじゃないか、おかしいんじゃないか、時代に合っていないんじゃないかという思い、要はそれがおかしいとは当然、立場上言えないのは重々分かりますが、その思いというのは御理解をいただける、共感をいただける部分があると思っていのかということもぜひお聞かせをいただきたいので、その部分について御答弁を再度お願い申し上げます。

次に、一番目の知事提案事項説明の内容についてですけれども、昨日

に引き続き御答弁をいただきましてありがとうございます。

実はこれ、令和七年九月定例会の知事演告では、「国の形にも関わる国民的議論が必要な事柄において、目先のことばかりを重視した論調や、自分ファーストの傾向が徐々に広がりつつあるように感じております。」、これは消費税のこととかも含んでいるのかなというふうに思いますが、また、令和七年十一月定例会、その次の定例会では、「分断と対立が深まる世界の情勢などを見えますと、社会全体で寛容さが薄れつつあり、多様性に富んだ議論をしにくくなっているように感じています。」というような言葉もございました。そして、今回の先ほど引用した御発言でございます。すぐく三議会で続けて、似たような強い問題意識をお持ちなんだというのが伝わってまいりました。

私が前々から思っていたのは、知事は県の枠に収まる人ではないというふうに思っていました。この問題意識をぜひ国政の場で取り組んでいただきたい。これは真面目に話しておりますが、世界の自国ファーストというものは外交によって、自国の自己中心的な傾向については国会の場でしっかりと取り組んでいただいて、より寛容な世界、そして、日本に導いていただきたいと思えますし、また別の視点からいっても、霞が関もよく御存じで、佐賀県のこと当然よく御存じであります。そういう知事が国政の場で、この佐賀県を子供、そして、孫たちの時代でも輝く佐賀県になるようにしっかりと引っ張っていただきたいなという思いがございます。

来年一月初めに任期が満了する知事選に、四期目の立候補を御検討されている、決めていらっしゃるかどうか分かりませんが、もし決めていらっしゃるならば、私の今の希望もぜひ参考——参考というか、

御検討をいただいて、最終的な御判断をいただければと。これはあえて御答弁は求めないようにしたいというふうに思っています。

三番目、「想い・記憶を未来へつなぐ」ことについてであります。

知事、様々などところに行っていたら、そして、そこで手を合わせ祈っていたら、私からも——私が感謝するというのもおかしいですけども、感謝をさせていただきたいというふうに思います。

実は「はぐれの塔」に昨年十二月、有志の議員の皆さんと一緒に参りました、訪れて、佐賀県の神社の関係者の皆さんと一緒に参りました、そこで行われる神事に参列をさせていただきました。その神事の降神の儀、「おおっ——」と言って神様が降りてこられる降神の儀のときに、それまでやんでいた風がぶわっと前から吹いてきたんですね。そのときに何かぐわっと鳥肌が立って、ぎゅっと胸が熱くなったのを今でも思い出します。それは多分、そこにおられた皆さんが同じように感じられたんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう思いというのは、風は吹いてきませんけれども、靖国神社に参拝をさせていただいたとき、いつもそんなふうな気持ちにならせていただいています。

ここからが質問なんですけれども、佐賀県で今行っている「平和への想いを未来につなぐ事業」の中で平和学習活動ということで、中学生、高校生に県内外の佐賀県にゆかりの跡地の訪問などをするというふうになつていきます。そのときに、遊就館というのを行く先の案のリストに少なくとも入れていただきたいというふうに思うんです。そして、遊就館を訪れた前後の自由時間に、もちろん自由で本人の希望によって靖国神社を参拝する子供たちというか、学生たちも出てくると思います。そして、彼らがそこで受け取るものというか、感じるものが一番次の時代

の平和につながっていくのかなという思いがありますので、中高生の訪問先を選ぶ中のリストにぜひ遊就館も入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは御答弁をお願い申し上げます。

最後、二番目の九州新幹線西九州ルートについてなんですけれども、選択肢については、あえて自分たちで選ぶ必要はないということでございます。うんっと思えますけれども、少なくともフリーゲージトレインは国が断念して、国が断念したからこそ、今こういう状態になっているということですので、少なくともフリーゲージトレインは排除、その選択肢から外していただきたいというふうに思いますし、そして、フリーゲージトレインを外すことで、先ほども申し上げました佐賀新聞社が行っている県民世論調査のアンケートの内容、そこにフリーゲージトレインが入っていることはミスリーディングだよと、県民にとってミスリーディングだよということをぜひ伝えていただきたい。もっとちゃんとした方法で県民の考えを聞いていただきたいというふうに思います。それを県として知事、部下に御指示いただいて、県から佐賀新聞に申し入れをしていただきたいと思います。これについても御答弁をお願い申し上げます。

そして、国との協議についてであります。

今のスキームで安易に踏み出すことは取り返しのつかないことになるというような内容のことは代表質問の中でもおっしゃいました。しかし、当然、今のスキームでとは誰も言うてなくて、スキームを変えることも含めて協議をしていただきたいと思いますし、知事が県民のプラスにならないことなのに、あるのか分かりませんが、多分ないと思いますが、有形無形の圧力によってうんと言わされるといことは絶対はないとい

うふうに思っています。そういうことをされる知事ではないというふうに思っていますので、そこは僕は心配していませんので、協議をしていただきたい。

そして、ルートを仮定するということは総事業費を試算するということであって、総事業費を試算した上でスキームの変更をしたら、このぐらゐの県の財政負担になりますよ、どうでしょうかと、そして、ルートを仮定することで、在来線はこんなふうになりますよ、特急は何本ぐらゐ走らせませす、その代わりに快速がこのぐらゐ走らせることができますという協議もできるようになります。

また、国は地域振興策は何をしてくれるのか、また、そのルートが決まることで縦軸を含めた交通ネットワークもこういうふうにしたらどうでしょうという議論もできる、ルートが決まらなければ、そのルートの仮定ができません、そういう議論もできないというふうに思います。

佐賀県は協議の場の門は閉ざしていないというふうに昨日もおっしゃいました。であれば、国のほうから、ルートを一遍仮定して、その仮定のもとで協議をしましよと、それが駄目だったら、もちろんまたゼロからほかのことを検討すればいいじゃないですかという提案があれば、知事、それは受けていただけると理解していいのか、改めて伺います。

最後にもう一点。

知事は先ほども言及されました、代表質問でも言われましたけれども、水嶋次官との間で両方で合点がいったことも多々ありますということをおっしゃっていただきました。ここでは言えないとおっしゃるのかもしれませんが、合点がいったことは何なのか、ここでお話しできるようにあれば、ぜひそれも詳しくお話をいただければと思います。

以上です。

◎山口知事 登壇Ⅱ中村議員の再質問にお答えします。るるお話しいただきましたので、ちよつと聞き漏らしがあったのかもしれませんが。できる限りで答弁したいと思います。

まず、政治姿勢に関しては問うてはいないというお話でありましたけれども、私は、佐賀県、佐賀県民を幸せにするというか、本当にそれが夢でございまして、それを考える中で今やはり世界を鳥瞰的に考えながら、その環境の中でいろいろ政策も出しているものですから、そういったときにいろんな思いが出てきます。それをここで率直に申し上げたいということと御理解いただきたいと思っております。

続きまして、「想い・記憶を未来へつなぐ」形について、遊就館とか、そういったところも対象にはどうかというお話をいただいたと思います。これは健康福祉部長のほうから答弁させたいと思います。

そして、新幹線西九州ルートに関してでございますけれども、まず、フリーゲージトレインを様々な調査のところから外すように訴えたらどうかということでもあります。

実際、先ほど答弁したように、今はフル新幹線をどうするのかということについての協議をしているというのが先ほど答弁したとおりであります。フリーゲージトレインについて今議論はなされていないわけでありましてけれども、紙とか報道とか、そういったところの調査に我々のほうから介入していくというのは控えていきたいなと思っております。

続きまして、仮の話という関係で御指摘をいただきました。

私も、県議会で様々な議論があつて、各議員がもっと協議をしてくださいという総意だというふうに受け止めて、そういったことも含めて様々な

チャンネルで協議をしていますけれども、特に水嶋次官におかれましては、昨年十月から十二月までの間に四回私と協議をしています。二人きりなんです。それこそ仮の話と言われましたけれども、できる限りいろんな話ができるようにということで、筆記者も入れていない、二人だけの部屋でいろんな話をしております。ということで、交渉している話というのは、都度都度表に出すというのはなかなか難しいというのは分かっていただきたいんです。

例えば、国と国も、関税でも、領土であっても、途中でこんな話があつたよというのを一つ一つ出していくとかなかなか難しいと思いますし、佐賀県の例でいうと、オスプレイのときに百億円を官邸と交渉しているときに、今こつちがこう言つて、あつちがこう言つたとかというのは、なかなかそれを都度都度ここで申し上げるといのはお互いのためにならないというところは分かっていただいているんだろうと（「おっしゃるとおり」と中村議員呼ぶ）はい、ありがとうございます。ということだと思ふんですけれども、その上で、お互いで共有できたところと、やはり今の財源スキームというのは課題があるということについては、これはずっと回を重ねるたびに共有してきたと思ふんです。

ただ、これに関してはお互いが公開しているので、この件についてはいいと思うんですけれども、私は水嶋次官が国交次官の立場で協議にに応じていただいているわけなんですけれども、この財源スキームを国交次官一人で、それこそ仮の話でも何でもしていただいていますけれども、いろいろするのはなかなかきついなと。要は政府の代表団で来ているわ

けでもないのです、そのぐらい新幹線の問題というのは奥が深く、北海道や北陸も我々は研究しておりますけども、その中でも何とか方向性というものが見いだせないかということで努力をいただいているんです。

ですので、私は水嶋次官に本当に敬意を表したいと思えますし、その中でもお互いに何かいい案があるはずではないのかということと協議を続けているということについては分かっていたらと大変ありがたいと思います。

なお、県議会で様々な御意見をいただいていることについては、しっかりとそれを踏まえながら県政に生かしていきたいと考えております。

◎種村健康福祉部長 登壇Ⅱ「平和への想いを未来につなぐプロジェクト」の行き先についてお答えいたします。

本年度のプロジェクトでは中高生の県外学習として、来月三月末に沖縄県の糸満市のほうを訪れていただきます。「はがくれの塔」とか、そういうところですね。現地の高校生との交流も考えております。今年度初めてですので、今年度のことをまずやって、それ以降についてどうするかというのは検討したいと思えます。

以上でございます。

◎大川選挙管理委員長Ⅱそれでは、議員の再質問について申し述べます。先ほど議員の御質問の中になりました問題点について、私のほうでどうか、選管のほうで共感しているのかと、分かっているのかという、こういう意味の御質問だったと思えます。

私のほうが申し上げましたのは、もちろん現状を一切変更する必要はないという、そういう意味の意見を申し上げているわけではございません。議員がおっしゃる問題点があるということも十分御意見をお伺いし

まして、その御意見は理解しているつもりでございます。

ただ、立場としまして、選管自体が、いわばどちらかという立法のほうに関わる問題ですので、それについて直ちにどうこうすることはできない、主に国会で議論していただく問題ですということをおし上げたまでです。

ただ、我々選管といたしましては、選挙の管理執行を通じて、いろいろな問題があった場合に、それを幅広く議論をして、都道府県選管連合会を通じて国への要望を行うということもやっておりますので、そういう議論の中で選挙運動する側からこういったお話もありましたと、御意見もありましたということは念頭に置いて、そういった会議に臨みたいと思っております。

以上でございます。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱ議員に御提案いただいたことにつきましては、一つ一つ警察としてしっかり受け止めております。その上で担当部局を中心に真摯に検討、議論いたしまして、現時点におきまして、県警察として責任を持って申し上げますこととして、先ほどのように御答弁申し上げます。

もとよりDNAの問題を含めまして様々なことが生じておりまして、県警察の信頼回復のための取組が求められていることは十分に認識しております。私は今後も警察本部長として責任を持って取組を続けてまいります。

以上でございます。

◎田中秀和君（拍手）登壇Ⅱ「自由民主党ネクストさが」の田中秀和です。

質問の前に少しお時間をいただきます。

今議会から全議員の御理解と、そして議長長の判断によりまして、一般質問の手話同時通訳試行継続と併せて代表質問の手話同時通訳も拡充していただきました。佐賀県は、共に社会の実現に向けた二つの条例と、そして手話言語条例を制定しています。全国の議会における先進的な取組が、この佐賀県議会からでも一歩また前進したという実感でございます。

手話通訳士の皆様におかれましては、今後も手話通訳士育成の観点からもさらなる御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今回大きく四項目について通告をいたしましたので、通告に従い、順次質問を行いますので、前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

問一の原子力発電所立地自治体の地域振興について伺います。  
玄海原子力発電所は、九州で初めて、そして全国で九番目の原子力発電所として、一九七五年、昭和五十年十月に一号機が営業運転を開始しました。続いて、二号機が一九八一年、昭和五十六年三月、三号機が一九九四年、平成六年三月、そして四号機が一九九七年、平成九年七月にそれぞれ運転を開始し、発電所は徐々に規模を拡大してきました。五十年が経過した現在では、一号機と二号機は既に運転を停止し、廃炉作業が着実に進められています。三号機と四号機は現在も運転を続けています。

玄海町は、もともと佐賀県の西北端に位置する寒村であり、そこで突然降って湧いた原子力発電所の建設計画は、町に大きな波紋を広げました。

安全性の向上への取組や補償問題などをめぐって様々な協議を重ねられ、町民の間では賛否が大きく揺れました。昭和五十七年には国、当時の通産省の三、四号機増設のヒアリングが行われ、唐津市和多田の交差点付近では、ヒアリング反対派約八千人と三千人もの機動隊のにらみ合いが起きていたのを覚えています。

私も市議会で三号機のプルサーマル計画の受け入れや再稼働についての協議など、大きな決断のときもありました。この間、原子力発電所の存在は、周辺地域にどのような影響や結果をもたらしたか。玄海町の人口は依然として減少傾向にあり、原発以外の企業誘致も進まず、地域に明るい話題は決して多くはないと思っています。

そのような中で、町の将来に不安を抱いた町内の旅館業者や建設業者の請願を契機として、町長が令和六年五月に調査の受け入れを表明した高レベル放射性廃棄物の最終処分場の文献調査については、おおむね二年間とされる調査期間が今年の六月に終期を迎えると予測されています。これをはじめ、町を取り巻く諸課題は山積していると思います。

町はこの半世紀の間、原子力発電所と共に歩んできたものと考えています。玄海町は、原子力発電所施設の固定資産税収入や国の電源立地地域対策交付金を活用しながら、地域振興を図ってきました。最近でいえば、例えば、「一般社団法人玄海町みんなの地域商社」と協働し、浜野浦の棚田などの地域資源と観光の結びつけや移住を促進したり、県教育委員会と連携協定を締結し、唐津青翔高校の生徒が地域と協働し、地域の課題解決や魅力発信に取り組む活動を支援したりしています。

また、県も運転の安全を最優先に、日々原子力発電所に向き合いますが、電源立地地域地方対策交付金をはじめとする国の交付金等を財源と

して、産業振興や道路などのハード整備にも力を入れてこられたと思います。しかし、先ほど述べたとおり、人口減少に歯止めがかかっていない中で、原子力発電所に依存した町の将来に不安を持つ町民も多いのが事実です。

原子力発電所に関して知事は、玄海原子力発電所の再稼働を認める記者会見で、原子力発電に頼らない再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほどすばらしいことはない。しかしながら、再生可能エネルギーは、その安定供給に課題があり、現時点においては一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況と表明されました。また、文献調査に関しては、佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはない。佐賀県はエネルギー政策に十分に貢献していると考えていると発言されています。

これらの発言を私なりに解釈すると、これからの五十年は、原子力発電所に依存しない地域づくりというのを本気で考えていかななくてはならないだろうと認識したところです。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目は、玄海町の地域振興に係る知事の考えについてです。

現在、玄海町では、将来を見据え、地域商社による商工業の活性化や唐津青翔高校を中心として、若者の教育などに力を入れた取組がなされています。このような産業・地域振興策については、町が主体的に取り組むものと考えますが、これからのさらなる五十年を見据えた県の力添えは欲しいところです。ついては、玄海町の地域振興に係る知事の考えをお伺いいたします。

二つ目に、玄海町周辺の道路整備についてです。

玄海町の発展のためには、玄海町周辺における、町民の生活に直結する生活道路にも目を向ける必要があると考えます。

例えば、唐津から原子力発電所までを最短距離で結ぶ県道今村枝去木線は、町民の生活道路となっていますが、見通しが悪い箇所などもあり、また、原子力発電所への通勤に使われる道路であるため、朝夕の通勤時間帯は混雑している状況です。あわせて、県道唐津呼子線の唐房入口交差点から岩野交差点までの区間では、勾配があり、カーブも多く、危険な状況にあります。

玄海町の発展とともに、町民が豊かに安心して暮らすためには、生活道路の整備や維持管理も必要だと考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、横尾県土整備部長にお伺いをいたします。

問二の唐津プロジェクトについてお伺いします。

県では唐津・玄海エリアにおいて、この地域が本来持っている魅力を磨き上げる唐津プロジェクトを打ち出し、様々な事業に取り組まれており、各地で少しずつ成果が現れていると感じています。

皆さんも御承知のように、名護屋城博物館では黄金の茶室、草庵茶室が復元され、名護屋城跡では大茶会イベントが五年連続で開催されており、歴史ファンにとどまらず、多くの人を呼び込んでいます。

そのような中、今年四月末からは、唐津城や虹の松原など唐津が誇る絶景を空から眺めることができる、期待のアクティビティーであるパラセーリングの運航がスタートすると発表されました。

また、今年六月には、玄界灘に面した波戸岬に、世界的課題である海洋プラスチック問題について学べる施設、世界海洋プラスチックプランニングセンターがオープンする予定となっており、国内外から注目をさ

れる施設になると考えています。

さらに、自転車の国際ロードレースである「ツール・ド・九州」が、ルート・グランブルーを中心としたルートで十月に開催されることになり、選手、関係者はもちろんのこと、多くの関係者が唐津に訪れることが期待されます。

来年度はこのような新しい事業がスタートしますが、これらの唐津プロジェクトの効果をより大きなものにしていくためには、関係者がこれらのプロジェクト事業をしっかりと運営する力、そして、地域の方々と協力して成功へと導く力をもっと鍛錬していかなければと考えています。将来的には、近隣の福岡県糸島や長崎県鷹島などと連携して、魅力ある、世界に誇れる事業に磨き上げていかなければと考えているところではあります。まずは唐津・玄海エリアにおける魅力ある地域資源、それぞれの点をルート・グランブルーという線でつなげ、国内外の多くの観光客に注目されるエリアへと成長させることが喫緊の課題だと私は考えています。

また、昨日の一般質問で、知事は、成功のポイントは、世界を魅了する本物の価値を、地元の唐津に住んでいる皆さんが唐津をちゃんと知って誇りを持つことが何より大切だと答弁されました。私も知事が言われるように、プロジェクトの効果をさらに高めるためには、唐津に住んでいる皆さんが様々な観点から、県に対し連携事業を提案していくこと、それこそが唐津に誇りを持つことにつながると大いに期待をしています。ところであります。

提案として、例えば、世界海洋プラスチックプランニングセンターを活用した、世界に向けた環境教育の情報発信の在り方、「ツール・ド・

九州」や唐津マリンアクティビティパーク―KMAPと連動した独自企画案の立案、ジャック・マイヨールが愛した海と夕日をテーマにしたデートスポットとしてのPR戦略、柱状節理が織りなす七ツ釜の魅力発信などがあると考えられます。県と唐津市が連携することで魅力ある地域資源の点が増えていき、ルート・グランブルーという線から、唐津・玄海エリア全域といった面へと広がっていくことを期待しています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目に、唐津プロジェクトに対する知事の思いについてであります。唐津プロジェクトについて、知事の思いを改めてお聞かせいただきたいと思えます。

二つ目に、唐津市との連携についてです。

唐津プロジェクトの推進に当たっては、県の取組に呼応して、唐津市などからも積極的に提案がなされるような関係を築くことで、より一層の相乗効果が得られると考えますが、唐津市との連携について、県の考えをお伺いいたします。

問いの三、コスメティック構想の進捗についてお伺いします。

昨日も質問がありました。改めてコスメティック構想の進捗について確認させていただきたいと思えます。また、今後の展望についてもお伺いいたします。

佐賀県では二〇一三年より、唐津市、玄海町を中心として、豊かな自然環境と本物の地域資源があることを生かし、美と健康に関するコスメティック産業を集積させ、自然由来原料の供給地になることを目指すコスメティック構想に取り組んできています。

これまでに佐賀県は、唐津市、玄海町とも連携して、コスメ企業の誘

致、スタートアップ企業や県内事業者の新規創出を支援してきました。

経済産業省統計調査によりますと、都道府県ごとの化粧品生産額は、二〇一四年から二〇二四年までの約十年で、全国、全体では〇・九倍と減少している中で、佐賀県は二・二倍と倍増したということで、県内におけるコスメ産業の集積が進み、その効果は唐津市、玄海町にとどまらず、今や県下全域に及んでいるものと考えております。コスメティック構想を契機とした企業誘致件数として十七件とも伺っています。

このような中で、人気化粧品ブランドの「THREE」が、上場台地の耕作放棄地を活用して化粧品材料のハーブの育成や、昨年十月には呼子朝市通りに古民家を改装した蒸留所兼店舗を開設され、多くの観光客が訪れているなど、様々な話題が聞こえています。

また、今年四月に佐賀大学に新設される「コスメティックサイエンス学環」は、オープンキャンパスから人気があったと聞いていましたが、先日発表された競争倍率は、前期試験が七・三倍、後期試験が二五・六倍で、合わせて一一・三倍と人気になっており、将来的には「コスメティックサイエンス学環」の設置を契機とし、研究開発部門の企業誘致といった実現につながり、卒業生が地元企業で活躍できるなど、優秀な人材が佐賀で育っていくのではと大きな期待を感じています。

このように、これらの県内におけるコスメ産業への追い風が吹いている中で、さらにコスメティック構想の発展に向けて、次なる一手を打つべき時期ではないかと考えています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目に、コスメティック構想の最近の動きについてです。

昨日の質問でありましたように、県民や地元企業、特に異業種に対し

てコスメティック構想に対する知名度がまだまだ低いという問題提起もあっていました。しかし、さきにも述べましたが、コスメティック構想に関する話題性のあるニュースを、よく目にする機会が増えたとは感じています。あわせて、ジャパン・コスメティックセンターの会員企業は百社を超え、日本で唯一の世界各国から成るコスメ産業クラスターの一員として地位が確立してきたと思っております。

また、コスメティック構想の柱の一つである自然由来の県産素材の化粧品原料化についても具体的な成果が出ていると評価していますし、県内の生産者だけではなく、県内外のコスメ企業の関心も非常に高いところです。

このような動きの中で、コスメティック構想で今年度どのような新たな動きがあったのかをお伺いいたします。

二つ目に、コスメ国際カンファレンスについてです。

このような新たな動きが起きている中で、来年度開催が予定されているコスメ国際カンファレンスは、コスメティック構想をさらに盛り上げる次の一手として期待しているところであります。そのためには、佐賀コスメのシェアを広げ、国内外の多くの関係者に佐賀を知っていただくことが大切であると考えています。

コスメ国際カンファレンスの私のイメージとしては、これまで関わった人たちの枠を広げ、コスメ企業や大学の若手研究者やコスメビジネスに関心や熱意のある人が、会場に入るなりわくわくするような大会になるのかなと考えています。

そこで、コスメ国際カンファレンスでは具体的にどのようなことを実施するのかお伺いをいたします。

三つ目に、コスメ国際カンファレンス後の今後の展望についてです。

コスメ国際カンファレンスが成功すれば、県内外や国内外から多くの企業や研究者に加えて、一般参加者も佐賀コスメに関心を抱くことになると考えます。この大会で交流した方々が、さらなる知恵を出し合い、新たなアイデアと展開を生み出し、渦の連鎖で新事業につながる大会になると私は信じています。また、そういう大会になり、今後の佐賀コスメの起爆剤になってほしいと願っています。

そこでお伺いしますが、コスメ国際カンファレンスの開催により何を目指しているのか、コスメティック構想の今後の展望についてお伺いします。

以上三点について、井手産業労働部長にお伺いをいたします。

最後の問四の虹の松原の保全と活用についてお伺いをいたします。

唐津市にある虹の松原は、国の特別名勝に指定され、日本三大松原の一つとして、自然・景観・文化・歴史的価値を兼ね備えた佐賀県と唐津市の誇るべき宝であります。

歴史を振り返ると、文禄四年――一五九五年に唐津藩初代藩主寺沢志摩守が潮風や飛び砂から農地を守るために植林を行い、その後、干拓による農地拡大政策を経て現在の姿となりました。約四百三十年もの長きにわたって守り継がれてきた歴史は、まさに唐津の文化を象徴するものであります。

松原の先に美しい砂浜が広がる虹の松原は、周辺に旅館、ホテルなどの宿泊施設もあり、唐津城や鏡山と並んで唐津観光の核となる重要な地域資源であります。私たちはこの貴重な松原を守り育て、活用し、そして、後世につなげていく使命があります。

広大な松原の保全については、虹の松原保護対策協議会を中心に、市民ボランティアや学生、各種団体、企業など、多くの方々がアダプト活動や清掃活動に汗を流しておられ、大変心強く思っています。今後も、引き続きこうした保全活動が長期にわたって継続できるようにしていく必要があります。

また、こうして守り育てられた日本屈指の虹の松原のポテンシャルを観光にも最大限に生かしていくことが、ふるさとの風景を次世代に守り育てていくことにもつながると私は考えています。

例えば、虹の松原の道路の通行を週末限定で一部制限し、観光客や地元の方がサイクリングや散策などを楽しめる体験の場にしたり、さらには、道路そのものを観光の大事な資源と考えて活用できれば、本来の価値をさらに生かせるのではないかと様々なアイデアなどを考えてきました。

また、トイレのハード整備も必要です。

しかしながら、現実的には、自然公園法や文化財保護法による多くの制約などがあることから、アイデアの実現のハードルは非常に高く、このことが虹の松原の活用が思うように進まない要因となっています。

また、虹の松原整備、管理、活用を推進するために設置された虹の松原保護対策協議会においては、その活用に関する議論も本来の役割でありますが、そのハードルの高さゆえに十分に議論が進んでいない現状があり、少し残念に思っています。

さきにも言いましたように、様々な制約があり、容易でないことは承知していますが、佐賀が誇るこの虹の松原を大切に守り育てながら唯一無二の地域資源として生かしていくため、行政、関係団体、地元の方々

など、様々な関係者が多角的な視点でアイデアを出し合いながら活用に向けた議論を深めていく必要があると思います。

一方、昨日の質問にもありましたように、令和元年七月には県道虹の松原線で死亡事故も発生しており、道路利用者の安全確保は言うまでもなく、観光振興の観点からもあの様な痛ましい事故を二度と起こさないための対策が求められています。

そのような中で、毎日の道路の安全点検や松の危険物の管理に御尽力をいただいていることに感謝申し上げますとともに、松原の保全と道路の安全対策は今後も継続的に取り組むべき重要な課題であります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ目に、虹の松原の保全活動についてです。

虹の松原においては、ボランティアの皆さんが定期的に松葉かきや草取りに汗を流してもらっているものの、その参加者数の伸びは鈍化しており、このままではいずれ頭打ちになるとわれ、大変危惧しています。

そのような中に、財政的な支援を継続することに加え、ボランティアの皆さんのやる気を引き出すことも行政には求められていると考えますが、県はどのように認識し、今後どのように取り組んでいくのか、諸岡県民環境部長にお伺いします。

二つ目に、虹の松原の観光活用についてです。

以前の一般質問において、虹の松原を観光に活用するためには、本物の価値を大切にしたい魅力づくりと、受け入れ環境の充実、そして情報発信、この三つの視点が重要であると答弁をいただきました。

昨今の観光は、単なる訪れるだけの形から、体験価値を重視したり、地域の歴史や文化に深く触れたりするなど、そのニーズが一層多様化し

ています。

こうした現状を踏まえて、虹の松原の価値を守りながら生かしていくために観光の観点からも幅広い検討を行う必要があると思いますが、県はどのように考えているのか、丸尾文化・観光局長にお伺いします。

三つ目に、県道虹の松原線の安全対策についてです。

風光明媚な虹の松原を観光資源として活用することにより、今まで以上の情報発信が確立され観光客の増加が期待されると思います。それに伴い、県道の交通量も増加することになり、県道の安全性を確保する必要があると考えますが、改めて県は今後どのように安全対策に取り組んでいくのか、横尾県土整備部長にお伺いします。

以上、大きく四項目について質問を行いました。佐賀県民に自発の地域づくりの精神を奮い起こさせるためには、知事はじめ、執行部の皆様の前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

これで一回目の質問を終わります。(拍手)

◎山口知事 登壇 田中秀和議員の御質問にお答えします。

まず、玄海町の地域振興に係る私の考え方についてです。私の率直な思いを答弁したいと思います。

私は知事就任前、御案内のように、総務省で過疎対策室長、そして地域活性化伝道師として全国各地に足を運びました。そして、この場でもよく申し上げておりますけれども、地域づくりの最大の障壁は心の過疎、いわゆる誇りの空洞化と申してきました。そして、実はもう一つ障壁になり得るものがあります。それは行政の金銭的支援の存在です。逆説的で不思議に思う方もおられるのかもしれませんが、例えば、地域振興について、支援金や交付金があつて、それをどう使っていくのかとか、支援

金を行政からもらうにはどんな計画にしたらいんだろうかといった観点で議論すると、本質的なところではないミッション誤りに実はなりやすいという事例を多く見てまいりました。むしろ行政の金銭的支援がなかったからこそ、自分たちで苦労して成功したという話は枚挙にいとまがないぐらいあります。

訪問した三重県での話ですけれども、地元産の農家レストランを造るのに、市の支援が得られず、自分たちでお金を集めて成功した例を思い出します。市が支援してくれんからということでもかなりお怒りではありませんが、笑い話ですが、結局、あの支援がなくて、みんなでお金を出し合ったからこそ、みんな本気になって、しかも持続可能性があったというお話をいただいたことも印象的でした。

さて、玄海町について考えてみたいと思います。

玄海町は、九州で初の原子力発電所が立地した自治体でありまして、原子力発電と共に五十年を歩んでまいりました。ただ、議員がおっしゃられるように、人口減少が続く、原発関係以外の企業誘致もなかなか十分に進んでいないという現状にあります。

一方で、原子力発電施設に係る固定資産税収入や国の電源交付金収入などにより、財政が豊かな自治体、不交付団体であります。この潤沢な財源は、地方創生の支えにもなり得ますが、リスクともなり得るものと私は認識しております。なぜなら、地方創生におきましては、いかに地域資源の本格的価値に向き合い、みんなが現場が盛り上がっていくかが大事なのであります。

玄海町には地域資源、多々ございます。マダイなどのブランド魚だとか、「佐賀牛<sup>®</sup>」の中山牧場もありますし、棚田米だとか浜野浦もあり

ます。そして、そうした中で、議員からも御指摘ありましたけれども、今、将来性を期待できるのはコスメかなと思っています。玄海町、唐津市を中心にコスメ産業の拠点化を目指して始めたコスメティックス構想というのは、今まさに成長をしております。この約十年間で多くの成果が上がりました。最近では、有名ブランド「THREE」が温暖で降水量が少ない上場台地の特性に着目して、玄海町の自社農園で自然由来の化粧品原料であるハーブの栽培を行っております。これは可能性が関係して玄海町とパートナーシップを組まれています。これは可能性があると思います。

もう一つ、唐津青翔高校です。「eスポーツ学科」をつくりました。今回、一般選抜で一・二五倍、特別選抜では三・〇〇倍ということで、定員オーバーの状況であります。今までは考えられないような状況になっております。これも将来性があると感じております。

こうしたコスメだとか、eスポーツだとか、こういった分野は、さらなる成長が期待できる分野だと認識しています。県は、玄海町と共に産学官連携の取組によってこうした構想をさらに推進し、玄海町に地域振興において大きな成功例をつくり上げたいと思っています。

玄海町においても、自発の地域づくりから地域資源を活用した、その地域ならではの取組の芽が出てくれば、それが実を結ぶと感じています。佐賀県は応援を惜しみません。活力に満ちた玄海町をつくっていくため、未来を見据えて、玄海町と共に取り組んでいきたいと考えています。

続きまして、唐津プロジェクトに対する私の思いについてであります。県では、「本物」の地域資源を掘り起こし、磨き上げ、発信していきます。二十三の事業から成る唐津プロジェクトを展開中であります。

県が唐津エリアで展開しておりますこのプロジェクトは、いわば唐津の地方創生の骨となる部分です。そして、この骨の部分に肉づけして、血を通していくのは唐津市であり、地元なのであります。先ほど田中議員のおっしゃったとおりであります。地元をよくしようという地域自らがトライ・アンド・エラーでチャレンジを積み重ねていくことが何よりも大切であります。自分たちのアイデアで地域を盛り上げたり、みんなで頑張ろうという思いがなければ、その動きは形だけ、一過性のものとなってしまいうわけであります。

唐津エリアは、御案内のとおり、個性豊かですばらしい地域資源にあふれているわけであります。昨日、木村議員の答弁でも申し上げたとおり、今年「PLA PLA」だとか、「ツール・ド・九州2026」など、事業が連担して花開く大変楽しみな年であります。ただ、この楽しみな年であることを地元の皆さんと共有しなければ何も起きないと思えます。エリアの価値を世界に発信していく大きなチャンスであり、まさに今年を唐津・玄海イヤーにしなければいけないと思っております。県の唐津プロジェクトも大きなきっかけとして、唐津市や地元の皆さんには唐津の圧倒的なポテンシャルを生かし、本物の価値を最大化するアクションを起こしていただきたいと思えます。

その際、ポイントとなりますのは、旧唐津市のみでなく、そうした動きを全域に広げ、地域がそれぞれの形で自発の動きを起こしていくことも大きなポイントです。

唐津市は御案内のとおり、平成の市町村合併によりまして県内最大の面積を持つ自治体となりましたが、合併前のそれぞれの市町村単位ではすばらしい地域資源や文化が存在し、それぞれ豊かな個性があります。

それぞれの個性を生かしたオーダーメイドの地域づくりを進めていくことが肝要です。そうした旧市町村単位のような形でのアクションというものも、ぜひ共に行っていききたいと思えます。

唐津市には唐津プロジェクトに呼応して、各地、支所単位などでもいいと思います。そうした自発の動きを促すなど、県にエールを返していただくような動きを期待したいと思えます。主体的なキャッチボールを通して相乗効果を導き出していく。県と唐津市が緊密に連携し、共に歩んでいくことで、唐津の各地域、ひいては全体の価値を高めていきたいと思えます。

二十三の唐津プロジェクトは、将来に向けた唐津・玄海の骨となるプログラムであります。世界に誇れるものに発展させていきたいと思えます。

◎前田政策部長 登壇 Ⅱ 私からは、唐津プロジェクトについての御質問のうち、唐津市との連携についてお答えします。

唐津プロジェクトは県で展開しているものですが、議員からお話がありましたように、地元である唐津市と連携を図ることが大切だと考えています。そして、そうしたことを意識しながら相乗効果が生み出されるよう取り組んでいるところです。

幾つか例を挙げて申し上げますと、ルート・グランブループロジェクトにおきましては、本年度、唐津市、唐津観光協会、玄海町、それと佐賀県、県観光連盟などをメンバーに「グランブルー・ツーリズム プロジェクトチーム」を結成しまして、唐津・玄海エリアの多彩な魅力をより効果的に発信できるよう、メンバー間で連携した広報戦略や今後の取組について意見交換を行っています。

また、唐津市は、天神エリアでのプロモーション動画の放映や、ジャック・マイヨールを顕彰する案内板の設置などに取り組みられています。

それから、国の地域未来交付金の活用に当たりましては、ルート・グランブループロジェクトを県と唐津市の共同事業としてパッケージ化して申請しております。唐津市は周遊促進や受け入れ環境の充実を担う計画となっております。

二つ目の例としましては、「KMAP」——唐津マリンアクティビティパーク事業におきましては、唐津市をはじめ、地元で海辺の利活用に関する活動を行う団体が集まりました「里浜づくり推進協議会」とも連携しまして、西の浜の活用について意見交換を行っております。地域貢献活動に取り組みNPOや地域住民も参画するワークショップを開催しまして、西の浜の未来を共に描く仲間づくりや地域全体で盛り上げていくための体制づくりを進めています。

また、西の浜で開催しておりますビーチイベントにつきましては、これまで県単独で実施してきましたが、来年度は唐津市や地元商工団体、漁業団体も参画する実行委員会を設立予定です。市街地に近接した西の浜の魅力を地元と一体となって発信していきたいと考えております。

そして、三つ目の例としまして、「はじまりの名護屋城。」プロジェクトについては、唐津市では、このプロジェクトに呼応する形で肥前名護屋城跡や各陣跡の新たな価値創出と来訪者の増加を目指し、市の組織として「肥前名護屋城室」を設置され、地域の歴史資源を未来へつなぐため、多角的な活用と情報発信に取り組みられています。それから、名護屋城大茶会は、連携イベントや周遊企画の実施のため、第三回から

県と唐津市で共催しているところです。

このように相乗効果が徐々に生まれてきていますが、ただ、これはまだ端緒であると思います。このような動きが自発的に官民連携で育ってくれば、プロジェクト全体、ひいては唐津エリア全体に波及していくものと考えております。唐津に生まれ育った人たちが地元のよさに気づき、愛着や誇りを持つことが何より大切だと思えますし、お一人お一人が地域づくりの主人公であることを自覚して自発の地域づくりが起ること、唐津プロジェクトの効果は幾重にも重なっていくと考えています。

県としましては、唐津プロジェクトもきっかけに、すばらしい唐津の本物をさらに打ち出していけるよう、唐津市において積極的に地域を巻き込んで人の流れを呼び込む事業を主体的に考えて、県に対して一緒にやりましょうと提案されるような動きを期待しております。そして、県と唐津市がお互いエールを送り合う関係を築いていくことで、さらなる相乗効果につながると考えております。

今後とも、プロジェクトの成果や課題につきましても唐津市と共有しまして、連携の実効性を高めながら、唐津プロジェクトがさらに発展していくよう唐津市と一体となってしっかり取り組んでまいりたいと思えます。

私からは以上でございます。

◎諸岡県民環境部長 登壇 Ⅱ 私からは、虹の松原の保全と活用のうち、保全活動についてお答え申し上げます。

虹の松原の南に位置する鏡山の頂上から北を見下ろしますと、海沿いに美しい弧を描いて広がる虹の松原の緑、そして、その向こうに広がる唐津湾の青を一望することができます。まさに絶景としか言い表せない

景色でございます。

先ほど議員のほうから特別名勝という言葉がありました。国指定の特別名勝は国内に三十六件だけです。富士山、厳島、松島、兼六園、こうしたものと並び、景勝地として虹の松原が指定をされております。まさに唐津市民、県民の宝でございます。

しかしながら、松原の中に入ってみますと、以前は地面が白い砂に覆われ、白い地面が美しく広がっております、いわゆる白砂青松の景観を誇っていたところでございますが、近年では松葉の落ち葉がそのまま堆積していると、茶色くなっているような状況でございます。このため、管理者である国をはじめ、県、唐津市及び地元関係団体などで構成する虹の松原保護対策協議会におきまして、地域住民や企業、CSOなどとも協働し、虹の松原の保全の取組を行っております。

具体的には、ボランティアを募って虹の松原の一斉清掃活動を行ってみたい、虹の松原を一定の区画ごとに分けまして、その区画ごとに企業、団体、市民などがその場所を里親のように保全するアダプト活動などを実施しております。

一斉清掃活動では、虹の松原を大切に思う地域住民の方々やCSO、また、地元の中高生などが、熱心に、そして和気あいあいと活動に取り組まれております。

このボランティア活動への参加者は、年間大体二千名程度で前後しております。また、アダプト活動の登録団体としては現在約二百七十団体、いずれも近年、減少傾向が続くというような状況にはございませんが、これまで以上に参加者を増やす取組は継続して行っていききたいというふうに考えております。

これまで参加者数を増やす取組や、やる気を引き出す取組を様々行ってきましたが、今年度からさらに楽しみながら清掃活動に参加してもらうための宝探しゲームの開催ですとか、清掃活動参加者にスタンプカードを配布し、参加回数に応じた景品の贈呈などの仕組みづくりも行っております。

引き続き、地元唐津市と共に必要な財政的支援も行いながら、これまで清掃活動に参加された方々やアダプト活動を行っていたいただいている皆様の声などもお聞きし、虹の松原の保全活動の活発化を目指しているんだ検討を行っていききたいというふうに考えております。

佐賀県民が誇るべき宝、虹の松原を守り育て、その価値を次世代につないでいくことが我々の思いでございます。その思いを共有し、共に活動していく仲間を増やしていきたいというふうに考えております。

◎井手産業労働部長 登壇 Ⅱ 私からは、コスメティック構想の進捗について答弁いたします。

まず、コスメティック構想の最近の動きについてですが、約十年、多くの人の思いと力によって粘り強く進めてきた佐賀県初のコスメ構想、今年度はこの構想を新たなステージへ押し上げる追い風となる動きが続いております。

まず、国際連携では、昨年六月、日本では佐賀県が、韓国、台湾、タイのコスメ産業クラスターと連携し、「GCC Asia」を立ち上げました。アジアンコスメなど、美と健康をキーワードにアジアンビューティーを世界へ発信していきます。

企業活動では、先ほど知事からも答弁でお話しいただきましたけれども、昨年十月に人気ブランド「THREE」が唐津市呼子町の朝市通り

に直営ショップを併設した蒸留施設をオープンしました。ここでは、唐津市や玄海町の耕作放棄地を活用して栽培されたハーブを原料に、香り成分となる精油の抽出や研究などを行っております。地域に新たな価値を生み出すとともに、多くの観光客を呼び込み、コスメと観光が融合した新たなモデルとして注目を集めております。

人材育成では、今年四月、佐賀大学に国公立大学で初となるコスメティックサイエンス学環が新設され、本県から将来のコスメ産業を担う人材育成がいよいよ本格化します。

このように産官学が連携し、唐津市や玄海町と共に二〇一三年から取り組んできたコスメ構想は、コロナ禍という困難な時期を乗り越え、今、大きく動き出しております。

次に、コスメ国際カンファレンスについてですが、来年度はこれまでの成果や追い風となる動きを生かし、コスメ構想をさらに前へ進めます。来年の令和九年三月にSAGAアリーナでコスメ国際カンファレンスを開催します。このカンファレンスは、シンポジウム、国際展示会、交流や周遊のエクスカーシヨンの三本柱で構成します。

まず、シンポジウムでは、海外のコスメ産業クラスターの代表、最先端の研究者、大学や企業の若手研究者などを招き、本県の取組や産業・研究の最前線を共有し発信します。

次に、国際展示会では、海外クラスターのナショナルブースに加え、県内企業を含む国内外のコスメ・ヘルスケア企業が出展し、製品や技術力を発信します。アジアレビューティーや世界のトレンドを体感できる場とするとともに、商談や共同研究につながる出会いの場としたいと考えております。

さらに、交流や周遊のエクスカーシオンでは、国内外の参加者や関係者との交流会を行うとともに、佐賀の歴史・文化・自然・食などを巡る周遊プログラムを実施し、佐賀そのものを体感してもらいたいと思っております。

こうした取組を通じまして、佐賀県のすばらしさと本県独自のコスメ構想の取組を発信し、佐賀の地がコスメビジネスにとって大きな可能性を持つ場所であることを示していきたいと思っております。

次に、コスメ国際カンファレンス後の今後の展望についてですが、目指すのは、美と健康を求めて人が集うコスメビジネス拠点都市佐賀です。今回のコスメ国際カンファレンスは、その実現に向けてコスメ構想を次のステージへ進める大きな一歩です。開催を通じて得られる国際的なネットワークに加え、商談、共同研究、人材交流、情報発信など、様々な成果を力に、産業集積とコスメ原料の供給地化を一層加速させていきたいと思っております。

本県では、これまで都道府県として唯一、コスメ専任部署を設け、人の力を核に自然や素材の価値を生かしながら、佐賀県発のコスメ産業クラスターを粘り強く形成してきました。JCCの会員企業や関係者の皆さん、唐津市や玄海町の皆さん、佐賀大学の皆さんなど多くの人の熱意が大きき力となっています。今、一定の成果を上げ、構想に追い風が吹く中で、改めてその原点であるアルバン・ミユラー氏が提言した、佐賀県は日本のコスメティックバレーになれる、その実現に向けて力を尽くします。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇Ⅱ私からは、大きく二項目についてお答えい

たします。

まず、原子力発電所立地自治体の地域振興についてのうち、玄海町周辺の道路整備についてお答えいたします。

県民の生活に欠かせない暮らしに身近な生活道路、これにつきましては地域の方々が安全で快適に移動できるよう、道路整備や維持管理に努めているところでございます。

玄海町周辺におきましては、これまでに交通の円滑化や交通安全を目的といたしまして、肥前町と呼子町を結びます県道肥前呼子線では犬吠工区ですとか、玄海町の中心から仮屋港を結びます加倉仮屋港線では有浦上工区、こういった玄海町中心部につながります道路整備、バイパス整備などに取り組んできたところでございます。

現在は、玄海町から西九州自動車道の北波多インターまでを最短で結びます県道肥前呼子線の整備ですとか、加倉仮屋港線で枝去木工区といったしまして、急カーブ区間の解消のためのバイパス整備などを進めているところでございます。

議員からお話がありました県道今村枝去木線でございますが、国道二百四号の今村交差点から上場台地を横断して唐津市鎮西町石原までを結ぶ道路でございます。全線で二車線を確保されているところでございますが、議員から御紹介のあったような、朝夕の通勤時間帯において交差点付近で一時的に混雑が生じているという状況というのは認識しているところでございます。

これまで集落のある区間など、安全対策が必要な箇所において、歩道の設置ですとか、カラー舗装など安全対策を実施してきたところでございます。

また、起点の今村交差点から約一・五キロ付近のS字カーブの区間がございいますが、区間が竹や雑木などが茂っておりまして見通しが悪いという箇所がございます。来年度、樹木の伐採ですとか、伐採後ののり面の対策といったことをするように予定しているところでございます。

また、唐津呼子線についてもお尋ねがございました。

唐津呼子線は、唐津市街地から唐房入口交差点で国道二百四号と交差いたしましたして、上場台地の内陸部を経て、呼子の殿ノ浦に至る道路でございます。

議員からお話がありました唐房入口交差点から岩野交差点までの区間でございますが、議員もお話があったように、カーブもあって連続しているということで、これまで局部的な線形改良ですとか、安全対策としての路面標示などで道路利用者の注意喚起を行ってきたところでございます。

また、唐房入口交差点周辺では、唐房バイパスが開通して二年ほどたっておりますし、交通の流れも少し落ち着いてきたところでございますので、交差点の状況を確認するようなども今やっているところでございます。

玄海町周辺の生活道路の整備は、地域の方々の安全で安心な生活につながるるとともに、地域住民や様々な方が活用されることによって地域振興にも資するものというふうに考えております。引き続き現場の状況を確認しながら、必要な道路整備や維持管理に努めてまいります。

次に、県道虹の松原線の安全対策についてお答えいたします。

虹の松原線の安全対策につきましては、令和元年に発生いたしました痛ましい事故を二度と繰り返さないということで、これまでに松の現状

の調査ですとか、危険木の伐木、また監視、巡視の強化、そして、注意喚起看板の増設ですとか、速度制限の抑制、強風時には通行止めを行うなど様々な対策に取り組んできたところでございます。

今後も引き続き、これらの取組を継続しながら安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

また、虹の松原線の在り方については、昨日の木村議員にも答弁させていただきましたが、様々な御意見がございます。観光の振興の観点からは、虹の松原の松並木が連なる迫力ある景観を楽しみながら、誰もが安全に通行できる環境を確保してほしいというような御意見もございません。

虹の松原の保全の観点からは、文化財としての価値や景観に影響を生じさせる松の過度な伐採や伐木を行うのではなく、厳しい速度制限や車線を減少して一方通行化するなど、何らかの交通規制を講じることによって安全を確保すべきではないかといった御意見もございません。

道路を利用される方々からは、枝や幹のせり出しによる交通上の支障や強風時における倒木の不安、さらには安全確保の観点から、道路上空の伐採も必要ではないかと様々な御意見がございます。観光振興の立場、虹の松原の保全の立場、道路を利用する立場、多様な御意見がございます。

このため、関係する皆様にとりまして御意見をいただきたいというところで、地元の駐在員さんから成る協議会ですとか、商工団体、そして文化財の関係者、行政機関が集まった「虹の松原の保全と安全確保に関する会議」、こういった会議などの場を通じまして、虹の松原エリア全体として保全、また、安全確保の在り方について議論をさせていただきた

いと思います。

この議論の中で、虹の松原線の在り方をどうあるべきかを議論させていただければというふうに思っております。

私からは以上です。

◎丸尾文化・観光局長 登壇Ⅱ私からは、虹の松原の保全と活用のうち、観光活用についてお答えいたします。

先ほどからありましたように、虹の松原は日本三大松原のうちでも唯一の国指定の特別名勝ということで、まさに日本を代表する世界に誇る地域資源でございます。地域の方々に大切に守り継がれてきた唐津のシンボルの一つと認識してございます。

観光施策の面では、令和三年十一月県議会一般質問において御答弁申し上げましたとおり、本物の価値を大切にした磨き上げ、受け入れ環境の充実、情報発信の三つの観点を大切に取り組んできているところでございます。

例えばでございますが、虹の松原を活用した観光施策の一環として、虹の松原の雄大さと海の爽快感、それからグルメを楽しむサイクリングコース「唐津コース」を令和四年度に造成してございます。唐津駅をスタートしまして、旧高取邸や唐津城での観光を楽しみながら、虹の松原を駆け抜け、からつバーガーを楽しめるコースとなっております。

さらに、今年四月には、上空から虹の松原や唐津の美しい海が一望できるパラセーリングの運航が開始される予定でもございます。

また、広域的な取組として、福岡、長崎からの誘客を図るルート・グランブルーと一体となった情報発信ですとか、波戸岬周辺からスタートし、ルート・グランブルー、唐津城、虹の松原などを一気に堪能でき、

福岡へと抜ける唯一無二のルートを走る国際自転車ロードレース「ツール・ド・九州2026」など、地域資源を生かした取組を重層的に進めているところでございます。

今後、唐津の宝である虹の松原を守りながら生かしていくには、田中議員からお話がありました。まず何よりも地元の方々の、虹の松原は国内外の皆様を魅了する地域資源なんだという誇りを起点として、自発的な活用を考えていくことが重要ではないかと考えております。

一方、議員からも御指摘ありましたように、文化財保護法ですとか、自然公園法等の制約により、虹の松原への観光への活用は様々なハードルがあることも事実と認識してございます。その中でどのような活用ができるのか、「虹の松原保護対策協議会」との連携を深め、地元の方々の国内外からの観光という視点や思いを大切にしながら、一緒になって幅広く検討してまいりたいと考えてございます。

虹の松原を含めた唐津・玄海エリアの本物の地域資源を生かして、地域全体の価値を高め、国内外から多くの観光客が訪れる目的地として輝かせていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

◎副議長（八谷克幸君） 暫時休憩します。

午後三時十九分 休憩

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎田中秀和君 登壇Ⅱ再質問を行わせていただきます。

原子力発電所立地自治体の地域振興についてという項目で知事に御答弁をいただきました。これまでの中で、知事と玄海町に対してこうやって議論をさせていただいたというのは多分初めてじゃないかなと思います。

唐津プロジェクトという二十三項目という中に、何で玄海町の政策なのか、また、不交付団体として玄海町がこれまで歩んできた中で、本当に玄海町は頑張ってる様々な施策をされている中に、そこでお住まいの皆様方がこれから先、やはりこの原子力行政とどうやって向き合っていくのか、そのときに知事が様々な発信をされる中で、やはり自分たちが何かしらアクションを起こさなきゃいけないと、そういったジレンマがあつて、今回、知事に、本当に玄海町の思いをどのように捉えていただいているのかなというのをこの議場で問わせていただきました。

心の過疎、そして、行政の金銭的支援という、この表裏一体の中にどうやってこれからのまちづくりを考えていかなきゃいけないというまた一つのきっかけにもなつたし、また、知事なりに、玄海町に対するコストビジネス、そして、青翔高校のこれからの人材育成、そういったものもしっかりまちづくりの要、また、それ以外にも、玄海町としてまた様々なプロジェクト、計画されているところもあるんですね。そういったものを、やはりこれまでの玄海町の在り方と、そして、これからの五十年の中で、県としっかりとタッグを組んでいく、そして、知事の

答弁の中では、県は玄海町と共に歩んでいくんだということを書いていただきました。これは本当に玄海町の町民の皆さんにとっては、これからの進め方に、一つまた光がともったかなと思えました。そういった意味では、ぜひとも県において玄海町の政策に対してもしっかりとお手伝いをしていく、それは自発の地域づくりの精神の下にしっかりと県が支えていくということを今日は発信していただいて本当にありがたかったなという思いでありますので、今後ともよろしく願います。

あわせて、唐津プロジェクトに関しましても、知事のほうから、はつと思つたのが、唐津市合併前の玄海町まで十の市町、この魅力をやはり輝かせてそのプロジェクトを組み立てていく、そこにまた骨に肉をつけ、そして血を巡らせる、それはやはりその地域に住んでいる人たちの力なんですよということを書いていただいたことがまた一つのヒントとなつてこれから取り組んでいこうかなと思つていきます。

そのことについて、唐津市としての連携の中でどういったふうな取組をしていったらいいのかということ、すみませんけど、いま一度前田部長のほうから再度確認を、併せて御答弁いただければありがたいなと思つています。

最後にもう一点だけ。

虹の松原の観光の活用という観点でお伺いをさせていただきました。いんですけども、保護対策協議会の中で、保護に関しては本当にしっかりと議論をしていただいています。また、取り組んでいただいています。

その保護と活用というのをキーポイントにすると、やはり虹の松原ができた背景、寺沢志摩守がそこに松を植林し、そこに干拓事業からあの今の虹の松原ができたというその歴史の背景、それと、虹の松原にまつ

わる七不思議、セミが鳴かない、蛇がない、真水が出る、また、松と秀吉との物語、ストーリー、様々な虹の松原に対するストーリーがありますけども、これがやはり松原を生かしていく一つのヒントにつながるし、また、虹の松原を活用したスイーツといえば「松原おこし」だけしかない、そういった観点から、スイーツを広げていくという観点も一つあるのかなと思います。そういったものをぜひとも取り入れた中で、今後どのように保護の中に観光を本気で仕掛けていくのか、その点について、丸尾文化・観光局長の思いと、そしてあと、国の中に法律で本当に制約が縛られています。そこを何とかこじ開けていく特区等の検討も必要かと思えますけども、それらについての本気度をお聞かせいただければありがたいなと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

◎前田政策部長 登壇Ⅱ再質問にお答えいたします。

今回、唐津プロジェクトをきっかけに様々な地域づくりの動きをということで我々は考えております。

先ほども答弁いたしましたけども、こうした自発の地域づくりにつきましては、やはり県だけとか唐津市だけということにはまいりませんで、やはり官民連携で育てていく必要があると思います。そういったものが徐々に伝播していくような横展開といえますか、いろんな広がりを持った取組にしていきたいと思っております。そうしたことで、唐津プロジェクトだけではなくて唐津市全体の、エリア全体の盛り上がりというものにつながっていくのではないかと思っております。

そして、唐津プロジェクトもそうなんですけども、県では地域交流部のほうでも様々な地域づくりの支援をさせていただいておりますので、

その辺は関係部局が一丸となって地元の皆さんといろいろよくお話をさせていただきながら、どういった課題があつて、どういうことがやれるのかといったところについてはしっかりと議論して前に進めていければと考えております。

以上でございます。

◎丸尾文化・観光局長 登壇Ⅱ私からは、虹の松原の観光の活用について、意気込みと、文化財保護法等の制約、ハードルの突破についてどのように考えているのかということについてお答えさせていただきます。

やはり繰り返すようになりますが、虹の松原については、世界中の人々を魅了する本物の価値を持っていると私自身も強く思っております。鏡山から私も拝見して、この絶景もさることながら、やっぱり実際に虹の松原を走ってみて、すごく心洗われるような、来てよかったなと思えるようなことがあつたというところでございます。

ただ、議員からも御提案ありました歴史的背景であるとか、七不思議であるとか、誰かから解説をいただくとさらに虹の松原のその奥深さといえますか、すばらしさが身に染みるであるとか、また、行ったからには、スイーツとか、要は五感に訴えるような体験も非常に大事な観点ではないかなと思っております。

総じて、私としてはこういった様々な可能性について、まず、地元の皆様方の思い、特に国内外の初めて来たお客様の皆様にとどのように感動していただきたいのか、そういったことを真剣になつて一緒に考えていくというのがまず大事なのかなというふうに思っております。

そうした地元の方々の思いを大切にした上で、私自身も「虹の松原保護対策協議会」の中で、文化財保護法などの制約条件もございませうけれ

ども、県にも一定の文化財保護活用のノウハウもございますので、そういった観点からも一緒になって幅広く検討を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎古川裕紀君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんこんにちは。自由民主党の古川裕紀です。一般質問二日目、最終の登壇者となりました。速やかに質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、四項目について質問させていただきます。

まず大きな項目の一つ目は、城原川ダム建設に伴う地域振興についてです。

城原川ダム建設事業につきましては、半世紀以上の長年にわたり、それこそ、私が生まれる前から、ダム事業に翻弄されてこられた水没地域住民の皆様のご生活再建をまずは最優先すべきこととして、地元県議会も市議会議員団も配慮し行動してきました。そして、現在、水没地域住民の皆様との用地補償協議が行われており、移転候補地の造成が進み、一部住宅建設も始まり、ようやく生活再建に向けた動きが進んでいると承知しております。

また、昨年十二月には、城原川ダムの建設に伴い、長年住み慣れた故郷から移転することを余儀なくされた水没地域の五十世帯の方々へ感謝の気持ちを伝える機会として「城原川ダム水没地域への感謝のつどい」が開催されました。

下流域の住民の方々からも、これまでの水没地域の皆様の御決断に対する多くの感謝の言葉が寄せられ、大変意義のあるものでありました。

私自身も市議時代から神崎市南部地域の低平地の治水対策に奔走する中で、城原川の水位が大きく関わることを知り、そして、そのためには城原川ダムの存在が重要となることを知り、さらに、県政に挑戦することになった今から十二年ほど前には、城原川ダム建設対策協議会の眞島会長から、そこに住まわれる人々の苦悩を教えてくださいと至った点などを紹介しながら、感謝の意を述べさせていただきました。

知事におかれましても、就任直後から自ら水没地域に足を運ばれ、住民の皆様と向き合ってこられたことは私も強く記憶しているところであり、心から感謝を申し上げる次第です。くだんの感謝の集いするときにも、知事は、それまでの思いを強く持たれながら、時には声を震わせるぐらいの姿勢で言葉を述べられていたことは強く印象に残るところでありました。

このように、水没地域への配慮の下で進んできたダム事業ですが、一方で、ダム建設予定地の上流側、あるいは下流側といった周辺地域においては、自分たちの地域はこれからどうなるのかとの声が以前から寄せられており、先行きに不安を感じておられる方々がいらつしやることにも気を配るべきことと感じております。

神崎市においては、城原川ダムに係る水源地域、ここで言う水源地域とは、城原川ダムの上流側だけではなく、下流も含むエリアであり、山の麓に当たる神埼町的地区から上流部に当たるエリアを指します。この水源地域の振興に関する検討が進められており、現在、神崎市水源地域活性化推進会議において、地域振興策の具体的な取組について検討が進められていると伺っております。そして、この地域振興策については、活発な議論が交わされている印象はあるものの、検討開始から何年も経

過しているにもかかわらず、振興策の具体的な内容がいまだ示されていない状況であることも認識しております。

もちろん地域振興については、当事者である神崎市が主体的に検討すべきことと承知しておりますが、城原川ダム建設事業は国、県、市の連携の下に進められているわけですから、地域振興策についても、県として積極的に関わりを持ち、神崎市をリードするくらいの姿勢で取り組んでいただきたいと考える次第です。

そこで、次の二点について伺います。

一つ目は、ダム建設に伴う地域振興への知事の思いについてです。

ダム建設に伴う、先ほど述べました水源地域についての地域振興について、知事の思いを伺います。

二つ目は、ダム建設に伴う地域振興への県の関わりについてです。

これまで地域振興についてどのような議論が行われ、県としてどのように関わってきたのか、また今後どのように支援していくのかお聞かせください。

続きまして、大きな項目の二つ目、筑後川右岸下流域の排水機場における老朽化対策についてです。

近年、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、県内でも令和元年の佐賀豪雨、令和三年の八月豪雨、令和五年の九州北部豪雨に見られるように、豪雨災害が立て続けに発生しているところがあります。特に低平地を抱える本県では、内水氾濫による浸水被害は深刻であるため、河川には多くの排水機場が設置され、大雨の際には浸水被害を軽減するための操作が行われております。

しかし、これら排水機場は、建設から相当の年数が経過し老朽化が進

んでいるものがあり、施設の機能が経年により低下している懸念もあって、本来、期待されるべきその効果が十分に発揮できていないのではないかとといった地元住民からの不安の声や、そもそも雨の降り方が以前とは大きく異なる昨今においては、排水能力が現状に見合っていないのではないかとといった声など多くいただいております。

特に私の地元でもあります筑後川下流域右岸側に設置されている江見（上流）、江見（下流）、そして浮島の各排水機場は、国の管理ではありますが、設置後七十年以上経過しております。戦後すぐに設置されたものと伺っており、地元の方によれば、七十五年を超えるとも言われています。二十五年で四半世紀、五十年で半世紀、七十五年をどう表現するか御存じですか。私知らなくて調べました。三四半世紀と言うそうです。四半世紀三つで七十五年、三四半世紀がたつということ、本日はその操作員の方も傍聴に来ていただいております。

更新のための建て替え移転の話が出てから既に三十年以上が経過している状態です。例えば、ここ数年の、今紹介しました江見排水機場関連の動きを見ても、県をまたぐように位置する上下二つの排水機場は、送電線が県境の末端にあるということもあり、併設する水門も含めて三つの施設が直列つなぎで送電されておりました。そのことから一旦停電をしてしまうと、全排水ポンプが全てストップする上に、水門まで動かせなくなるという問題があったことに対して、送電線を二系統化してもらい、新たに非常用発電施設を設置していただいたこともありました。また、最近古くなったポンプ用のエンジンを交換してもらったり、毎年のように手直しや補修が必要となっており、実は現在も一部不具合の報告を受けております。

そもその設備自体が古く、部品の入手が困難なこと、メインポンプを起動するためには、まず小型ポンプで真空引きを行ってからメインのポンプを動かすなど時間を要すること、配電盤の操作も極めて煩雑であり、誰でもすぐに操作できるような代物ではないこと、操作員が高齢化し、担い手が不足していること、いざ水害対応時に万が一にでも故障が起きたとしてもメーカーの技術者が駆けつけられないこと、そして、そもそも排水能力不足が言われている現状など、挙げれば切りがないほど多くの課題があります。

そして、江見（上流）、江見（下流）、浮島の三つの排水機場が設置されている区間の堤防は、排水機場自体が支障となつて堤防が拡幅できず、それ以外の区間は堤防拡幅が進んでいるため、排水機場のところだけ堤防が薄い状態であり、堤防の安全性が十分に確保されていないという課題もあります。

さらに言えば、堤防道路も当然のようにその箇所だけ、対面二車線から一車線にボトルネックのように細くなつており、交通事故も絶えません。年始にも大きな事故が発生したと伺っております。

るる課題を申し上げましたが、江見（上流）、江見（下流）、浮島の各排水機場は、国の管理ではあるものの、筑後川右岸下流域の治水対策を進めていくためにはこのような課題の解決を図っていくことが重要であると考えており、県として、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の三つ目、教職員の人材確保への取組についてです。

この内容につきましては、昨年六月議会の一般質問においても取り上

げさせていただきました。その後も教職員、元職員、元校長先生、教員採用試験の面接官経験者、教育委員会委員経験者、さらには幼稚園教諭や園長先生方など、様々な方々との意見交換を続けさせていただいてきたところです。その上でやはり思うところがあつて、再びの質問となります。これを御容赦願えればと思います。

さて、昨年六月議会において、保護者対応に苦慮している教職員がいらっしゃるといふ話をさせていただきました。その際、ある程度詳しく事例を挙げさせていただきました。

特に義務教育である小中学校の教職員は、児童生徒、その保護者等と長く関わりを持つことから、保護者さんたちに対して、たとえ行き過ぎと思われる言動等があつたとしても、なかなか毅然とした対応ができないという思いが根幹にあることは容易に推測できることも述べさせていただきました。

保護者への対応に限らず、学校や教職員に求められることが多様化、煩雑化している現状においては、そもそも教職員を指そうとする人材が減少しているということが度々報道されております。

代表質問の答弁の中でもありましたけれども、教育長が申されるような理想から逆算してアプローチするやり方も理解するところではあります。今、目の前に広がる現実にもしつかりと目を向けるべきだと感じております。もう志だけでは立ち行かなくなっている現状としつかり向き合っていかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、次の二点について伺います。

一つ目、教職員の人材確保についてです。

教職員の人材確保について、代表質問の答弁で触れられていたように、

県教育委員会では様々な取組が行われているようですが、それでも受験倍率は低迷している状況にあるのではないのでしょうか。やはり教職員の数を確保すればそれでよいというものではなく、優秀な人材を確保しなければならぬことは間違いありません。そのためには一定以上の受験倍率が必要とこれまで言われてきました。最低でも三倍といったような言われ方をされてきました。しかし、現実には相当厳しい状況にあると思われまます。

他県ですけれども、他県においては、その倍率を何とかしようとして受験しやすい環境をつくって、確かに受験倍率は上がったのだけでも、結局、合格辞退者が続出したというような状況が生まれたとも聞きます。二百人合格して百人辞退する、そういったようなオーダーだったと記憶しております。これでは、受験倍率を高めようとした目的がそもそも何だったのかという議論にもなりますし、これまでの選考に対する考え方自体にもメスを入れなければならない時期に来ているようにも感じております。

そこで、県教育委員会では、教職員の人材確保に係る現状をどのように認識しておられるのか。また、今後はどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

二つ目、教職員を守る取組についてです。

元校長先生や元教員であった方々からは、保護者の行き過ぎた言動に對して言いたいことはあるのだが、実際は言えないことが多々あるという意見を複数聞きました。まさにそうだろうなという印象です。学校現場ではその後も保護者との関係が続くことを考えると、昨年六月議会で教育長が言われたような毅然とした対応や厳しい発言はできないのが、

やはり実感を伴った生の声だと思うわけです。

小中学校の設置者である市町教育委員会に任せるといっても、実際のところ、事務局職員が少なく、教育委員さんも数名しかいらっしゃいません。保護者対応に関する知識や経験が十分にあるとはなかなか言い難い現実があると思いますし、逆に生半可な経験が邪魔をすることも考えられることから、あくまで昨年六月議会と今回で取り上げているようなレアなケースですけれども、過度な要求を行う保護者と学校との重大なトラブルを解決まで導くのは、難しい場面があると考えるのが自然なのではないでしょうか。このため、結局は波風を立てないようにその場しのぎの対応になってしまい、現場の教職員さんや支援員さんが知識と経験と我慢とを駆使して何とか対応しているのが実情であり、疲弊し切っている状況にあるのではないかと推察するところです。

保護者の、学校や教職員に対する意見や要望は、常日頃から大小様々寄せられていることと思います。もちろん、そのほとんどは学校及び市町教育委員会において解決できるものだと思いますし、実際に解決していただいているものと認識しております。

しかし、過剰な要求等によって学校や市町教育委員会では対応が困難になっているケースは、ごく少数とはいえ存在しております。そういった相当困難なケースを県教育委員会が引き受けることで、学校運営に心理的余裕が生まれ、円滑になり、教職員が本来業務に専念できるようになるのではないのでしょうか。また、そういう体制を整え、実行することが、佐賀県は本気で教職員を守るんだ、現場を守るんだという強いメッセージとなり、教職員の安心感とこれから教職員を目指す学生たちの後押しにつながるのではないかと考えるわけです。

県教育委員会は、小中学校の教職員がやりがいを持って長い期間働くことができるようなように取り組んでいかれるのでしょうか、教育長に再びお聞きいたします。

最後の項目、マイナ免許証の活用現状と今後についてです。

政府においては、デジタル手続法に基づき、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化を進めているところであり、

マイナンバーカードの人口に対する保有枚数率は、令和八年一月末現在で全国八一・二%、うち佐賀県は八四・四%となっており、全国、県ともに八割を超える水準に達し、また、令和六年十二月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するなど、マイナンバーカードの普及と活用が進んでおります。私もマイナ保険証を利用させていただいております。

そして、その一環として、運転免許証についても令和四年四月に成立した改正道路交通法により、希望する方はマイナンバーカードに運転免許証の情報を記録することが可能となり、昨年三月に施行されております。これにより、従来の運転免許証に記載されていた免許保有者の顔写真や有効期間、免許の種類、眼鏡の着用などの免許条件といった情報がマイナンバーカードのICチップに記憶され、いわゆるマイナ免許証として使用することが可能となりました。運転免許証とマイナンバーカードの一体化については任意であり、従来の運転免許証のみ、マイナ免許証のみ、またはその両方を持つ二枚持ちの三パターンから保有状況を選択することができます。

なお、マイナ免許証を保有している方は、更新手続に先立ってオンラインで更新時講習を受講することが可能となるなど利便性が向上する面

もあります。

一方で、行政や金融機関において事務手続の中で運転免許証の写しを求められることがたまにあることは皆さんも認識されていることと思います。

今回この質問をさせていただききっかけになったのは、先日の衆議院選の中で、ドライバーを担当していただく方に何気なく運転免許証のコピーをもらっていいですかという問いかけをしたときに、お互い戸惑うことがあったのが発端です。

その方は、たまたまマイナ免許証のみを保有する方でした。私がコピーをもらっていいですかと言ったら、じゃ、マイナンバーカードのコピーでよかとねと言われまして、私が何のことでしょうかと。マイナンバーカードを見せられても運転免許証かどうか分かりませんということ戸惑いまして、すぐその方が免許センターのほうに問い合わせをしました。免許センターのほうに問い合わせをすると、アプリで免許情報が見られますよと。マイナポータルということでもありますけれども、それで免許情報が出せるとのことだったので、確かにA4一枚に、名前とか、免許番号とか、種類とかが羅列されたデータが出てきました。でも、これを印刷したところで、これは果たして免許証のコピーと言えるのだろうかということでお互い苦笑いをしたというのが今回の話の発端でした。考えてみれば、免許証のコピーを求められることがたまにあるよねという話になって、その場合にどのように対応すればよかったのか、その正解がいま一つ分からぬまま、この疑問を持ったというのがこの話の発端でした。

その際に、免許センターの方から、マイナ免許証のみを保有した方の

中で、後日、従来の運転免許証の保有を数千円の手料を払ってでも希望する方がいるとの話を聞いて、ああ、なるほどなども思った次第です。そんなことを考えるにつけ、マイナ免許証のみを保有の方がこれから不便を感じる場面が生じるのではないかと懸念することになりました。そこで、次の四点について伺います。

一つ目は、マイナ免許証の現状についてです。

マイナ免許証の運用が始まって間もなく一年になりますが、現状はどのようになっていますか。また、マイナ免許証のみを保有する方が、後日、運転免許証の保有を改めて希望する理由とはどのようなものかお聞かせください。

二つ目、マイナ免許証の活用方法についてであります。

マイナ免許証のみを保有する方が自身の免許情報を確認するためにはどのような方法があるのですか。また、マイナ免許証のみを保有する方が運転免許証の写しを求められた場合、どのように対応すればよいのですか、確認のためここでお聞きします。

三つ目、マイナ免許証の活用方法に関する広報についてです。

マイナ免許証の活用方法をどのように広報しておられるのでしょうか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

四つ目、県の行政手続におけるマイナ免許証への対応についてです。

県の行政手続において、運転免許証の写しを必要とする場合、どのようにに対応しておられるのか。また、県民に負担をかけない方法があれば、市町にも情報提供してほしいと考えるのですが、どうでしょうか、その辺りお聞かせ願えればと思います。

以上、四項目について御答弁のほどよろしくお願いいたします。（拍

手）

◎山口知事 登壇 古川裕紀議員の御質問にお答えします。

城原川ダム建設に伴う地域振興に関して、ダム建設に伴う地域振興への私の思いについてお答えします。

水没地域の皆さん方は、昭和四十六年の予備調査開始から五十四年というあまりにも長い時間、ダム事業に翻弄され、この間、亡くなられた方も多くおられます。

下流域の住民を洪水から守るために苦渋の決断をされた岩屋、政所、今屋敷地区の皆さんに感謝の気持ちを伝える「城原川ダム水没地域への感謝のつどい」が昨年十二月に開催されました。

私自身も集いに参加し、私が平成二十七年の知事就任後すぐに現場を訪れ、地域の皆さんと真つすぐに、真摯に意見交換を行ったことを水没地域の皆さんと振り返りました。

そして、参加者の皆さん全体に特に強調させていただいたのは、確かに下流域の治水のために移転の決断をされたわけですが、それでも、それまでの五十年以上の水没地域の皆さんの苦悩を、みんなで決して忘れてはいけないということを申し上げました。今を生きる人たちはそういう決断というところで集まっているわけですが、水没地域の皆さん方は五十年以上も地域が分断されて翻弄されてきた、これは筆舌に尽くし難い苦悩でありまして、でも、そこはみんなでそこを分かっていたら涙した方もおられたので、すぐく原点になったな、古川議員も参加されておりましたけれども、そこを共有できたというのは、これからの神埼のまちづくりに変生きてくるものだと思います。温かく、よい意見交換でありまして、生徒たちも多く参加しておりましたので、流域全体、そ

して神崎市にとっても新たなスタートの日になったのではないかと感じ  
たわけであります。

城原川ダム周辺地域は、九年庵、仁比山神社、眼鏡橋、伊東玄朴の旧  
宅もあります。自然や歴史、文化、食など、地域資源が多く存在して  
おります。

そして、視野を広くしてこの周辺エリアを広域的に鳥瞰的に見ますと、  
今年三月にはスノーピークグラス吉野ヶ里がオープンしますし、さ  
らに今後、東京大学と連携した「魅せる収蔵庫」の整備も始まっていき  
ます。まさに世界を見据えた官民一体の価値創造プロジェクトが始動し  
ていくと思っております。

そして、令和十年には脊振も参加して「山の博覧会」、「全国都市緑  
化フェア from SAGA」が開催されるわけであります。

この脊振の源流からの城原川流域、周辺エリアも含めたこの神崎市は、  
これからが楽しみな地域だと私は認識しております。

古川議員からもお話がありましたように、まずは城原川流域である神  
崎市が中心となって、将来を見据えた上下流域一体となったグラウンド  
デザインを描いていただくことを期待したいと思います。佐賀県としても、  
神崎市に対して連携や協力、支援を行ってまいりたいと考えております。  
◎志波総務部長 登壇Ⅱ私からは、マイナ免許証の活用に関する御質問  
のうち、県の行政手続におけるマイナ免許証への対応についてお答えを  
いたします。

県の行政手続におきまして運転免許証を使う場合、場面といたしまし  
ては二通りございます。

一つは、申請者が本人であること、本人確認のための目的でございま

す。この場合は、運転免許証は写し以外の、それこそマイナンバーカー  
ドそのものでもいいわけですし、その他各種、本人を確認する証明書  
の写しで代替可能ということになっております。

一方でもう一つは、運転免許証の保有自体を確認する必要がある手続  
になりますけれども、これに関しましては、県の申請手続として二つご  
ざいます。

一つは、障害のある方の社会参加を支援するための自動車税の減免措  
置でございます。この申請手続におきまして、障害者本人、あるいは家  
族の運転免許証の保有状況を確認する必要があります。この手続は、  
各県税事務所において行っておりますけれども、マイナ免許証の確認に  
当たりましては、マイナ免許証読み取りアプリというのがございまして、  
これを使っております。

このアプリは、普通のスマートフォンにインストールできるものでござ  
いまして、各県税事務所においては、このアプリをインストールした  
公用スマートフォンを備えております。これでマイナ免許証のみを  
保有している方から申請があった場合は、御本人のマイナンバーカード  
のICチップに記録された免許情報をこのアプリで読み取って、その結  
果、そのアプリの中で従来の免許証のデザインのまま免許証情報が画像  
表示されるという形になっております。これによって免許証の保有状況  
を確認しているところでございます。

もう一つは、佐賀空港の制限区域内における車両運転の許可の手続に  
なります。これもマイナ免許証のみを保有している方から申請があった  
場合は、運転免許証の写しの提出に代えまして、同じくマイナ免許証読  
み取りアプリにより取得しました免許画像の提出を求めるということに

なっております。

このように、県の手続におきましては、マイナ免許証に対応済みというところでございます。ですので、市町の行政手続におきましても、マイナ免許証のみを保有している方の負担が生じないように、市町に対して情報の提供をしまいたいと思っております。

今後とも、市町と連携しながら、行政手続におけるペーパーレス化、電子化など、県民の負担軽減に向けた取組を積み重ねまして県内全体における行政デジタル化の推進につなげてまいります。

私からは以上です。

◎横尾県土整備部長 登壇 Ⅱ私からは、大きく二項目についてお答えいたします。

まず、城原川ダム建設に伴う地域振興の県の関与、関わりについてお答えいたします。

神崎市では、令和元年十一月に、地域住民や学識経験者などで構成いたします神崎市水源地域振興対策検討委員会が設置されております。県も委員として参画しまして、水源地域の振興に向けた基本構想、振興計画の検討が進められてきたところでございます。

この検討委員会では、住民のワークショップを開催するなど、地域住民や活動団体から幅広く丁寧な意見を聴取され、令和五年三月に「脊振山系の豊かな自然環境の保全、水資源の活用」など、五つの基本方針を掲げた神崎市水源地域振興計画が策定されております。

さらに十月には、計画実現の推進母体となります神崎市水源地域活性化推進会議が設置されまして、基本方針ごとに設けられました五つの作業部会において、自然環境の保全、歴史資源や水文化の活用、農・特産

物の魅力創出など、豊かな地域資源を踏まえた施策の検討を行い、小さなこと、すぐにできることから取組が始められております。

具体的には、県内外の小中学生とその保護者を招いた山村留学体験ですとか、九年庵公開に合わせたスタンプラリーの実施、水車米の精米実演と販売とか、高取山公園でのシヤクナゲの植栽とか、アンブレラボールの作成、こういった取組などが行われ、こういった取組を広く周知するためのインスタグラムの開設なども行われております。これらの取組は、地域住民と行政をはじめとしました様々な関係者が連携して進められております。

今後は、この作業部会を中心に長期的な視点に立った取組の検討も進められていくというふうに聞いております。

県といたしましては、神崎市が進めております取組や、地域の皆様の思いに寄り添いながら、ダム建設が契機となって磨き上げられた地域の魅力がより広域的な広がり発展していくように支援してまいります。

次に、筑後川右岸下流域の排水機場における老朽化対策についてお答えいたします。

本県に有明海の潮位に影響される低平地が広がっております。自然排水が困難な地域では、排水機場が担う役割というのは非常に重要になっております。

県内には数多くの排水機場が整備されております。河川管理施設として管理する排水機場は、国土交通省が管理するもので四十施設、県で管理するものが五十三施設ございます。このうち、設置後五十年以上経過しているものが国と県を合わせまして十三施設ございます。また、このうち国が管理する四施設については、七十年以上経過しているという

状況でございます。

排水機場などの大規模な施設につきましては、今ある施設を長く利用し、本来の機能が發揮できるように、長寿命化計画を策定して計画的に修繕や更新を行っております。

国が管理する排水機場につきましても、定期的な点検ですとか、長寿命化計画に基づいたエンジンの更新、ポンプのオーバーホールなどが行われておりまして、議員からありました江見（上流）、江見（下流）、浮島排水機場など、これも七十年以上が経過しております。機器が古いために部品の調達ができないこととか、ポンプの起動に時間を要すること、操作員が高齢化し担い手が不足しているなどの課題があるということも承知しております。

排水機場が設置されている区間の堤防のお話もございました。排水機場自体が支障となって堤防が拡幅できず、排水機場のところだけ堤防の高さが低くなっていたり、幅も取れていないというような課題もございます。

これらの排水機場が設置されている筑後川右岸下流域におきましては、令和三年八月豪雨によりまして大規模な浸水被害が発生したということ、この被害を受けまして、令和四年から、国、県、そして一市三町―一神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、一市三町と国、県などが連携しまして治水対策について検討を行い、本年二月に「筑後川右岸下流域（三神地区）総合内水対策計画」を策定したところでございます。

この計画には、河川の整備ですとか田んぼダムの取組、クリークの前排水ですとか防災情報の充実などとあわせて排水機場の老朽化対策なども盛り込まれております。

県としましては、地域の方々が安全で安心して暮らせるように関係機関と連携しながら、計画に基づいた河川整備や排水機場の老朽化対策を進めてまいります。

また、国の管理される施設については、河川整備の進捗が図られるとともに、議員からありました三つの排水機場の老朽化対策の早期実施、そして、必要な堤防の同時の施工、こういったことを国に働きかけてまいります。

私からは以上です。

◎甲斐教育長 登壇 Ⅱ 私からは、教職員の人材確保への取組についてお答えをいたします。

定年を迎える教員の退職者数が多くなっていることなどによりまして、採用すべき教員の数が増加している状況にあります。少子化による大学等の新卒者が減少している昨今において、民間を含めた他職種との人材確保競争を見据えた対策が必要であると認識しております。

県教育委員会では、採用選考試験の見直しや改善を行い、多様な人材確保を図るとともに、ペーパーティーチャー研修講座の開催や退職校長会との連携などによる講師人材の確保に努めております。また、各種支援員を配置しまして、教員が教員でなければできない業務に専念できる体制づくりに取り組んでいるところでです。

県教育委員会では、教員養成課程を設置している佐賀大学や西九州大学等と連携を図り、教員を目指す学生の確保などに努めております。それぞれ県内の大学等を卒業し、本県の教員採用選考試験に合格した多くの人材に県内の学校に勤務いただいております。

新規採用の教員を対象に行ったアンケートでは、子供を褒めて伸ばす

という県教育委員会が掲げる合い言葉ですとか、全ての学校に電子黒板を設置するなどの教育DXの推進、ICT活用教育サイトの充実、スポーツに力を入れている県の方針などに共感を持ったということが佐賀県で教員になることを選んだ理由という意見もございました。

これまで取り組んできている大学等との連携や県の教育施策の特色がそういったことにつながっていると感じておりまして、引き続き取組を推進してまいります。若手教員のサポート体制にも力を入れているところですので。より多くの方に認知していただけるよう、積極的にこれからも情報発信をやっていきたいというふうに思っております。

次に、教職員を守る取組についてお尋ねがございました。

保護者との関わりにおいて困難なケースがある場合、市町立学校であれば、市町教育委員会が状況を把握するとともに対応をなされています。保護者からの過度な要求があり、対応が困難となっている事案には、県教育事務所の指導主事がケース会議に参加して、きめ細かに指導や助言を行うなど、学校及び市町教育委員会と連携した対応を行います。市町教育委員会とは随時意見交換を行っていますが、保護者からの過度な要求があったり、要求の内容が多様化、複雑化し、対応に苦慮したりするケースもあると伺っております。

県教育委員会では、六月の答弁でも触れましたが、「保護者等対応ハンドブック」を作成しまして、県立学校や市町教育委員会に共有したところですので。このハンドブックでは、保護者や地域の方々から寄せられる意見は、学校運営や教育活動をよりよいものにしていくための手がかりであること。苦情や要望は決して一人で抱え込まないこと、学校として組織的に対応すること。困ったときや迷ったときに相談することをため

らわないこと、そのことが教職員としての責任を果たすための重要な行為であるということ。法律相談は行き詰まってからの手段ではなく、早い段階で行うことなどを基本的な考え方として示すとともに、管理職の役割、保護者等の要望や意見への対応方法、過度な要求の判断基準などを整理しました。

学校や市町教育委員会では、自主的で自律した運営が行われていると思います。保護者からの過度な要求に対しては法律的な知識が必要であったり、状況や要因が複雑に絡み合っている状況をほぐす手段が求められます。弁護士への法律相談や、事案によっては関係機関、児童福祉部門であったり、警察への相談も必要です。

では、具体的にどういったときに、どうすればよいのかというところに悩まれるかと思えます。これまでは、学校に寄せられる意見や要望を傾聴する、誠実に応対するなど基本的な姿勢について研修などを行ってまいりましたが、今後は法律的な知識や具体的で実態に即した手法を、過剰な苦情への具体的な対応も含めて習得する研修の場を設けたいと考えています。

また、先ほど御紹介した「保護者等対応ハンドブック」は、作成して終わりではなく、随時バージョンアップをしていき、現場の実態に即した役に立つものにしていくとともに、学校現場の教職員をはじめ、様々な方から多様な意見をいただきながら、より効果的な取組を検討していきたいと思えます。

社会情勢の変動や様々な価値観などにより、学校に求められることが複雑化、多様化しておりますが、学校という場所は児童生徒が安全・安心に学習し、仲間と楽しく過ごす場所だと思っております。保護者や地域

の方々はカスタマーではなく、共に学校をつくっていくパートナー、子供たちの成長を共に支えるパートナーということ、教職員は一人一人の子供を大切にしながらも子供たち全体の学びを支えているということ、こうしたことを保護者や地域の方々へ理解を広げていきたいと考えております。理解啓発にも尽力していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

◎福田警察本部長 登壇Ⅱマイナ免許証の現状についてお答えいたします。

令和七年三月二十四日、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーカードへの運転免許情報の記録が可能となり、いわゆるマイナ免許証が導入されております。

本年一月末の時点におきまして、県内におきますマイナ免許証の保有人数は一万六千四百十三人であり、これは県内の運転免許の全保有者五十四万八千百十一人の約三%となっております。また、マイナ免許証の保有人数一万六千四百十三人について、その内訳を見ますと、マイナ免許証のみを保有されている方が五千四百七十九人、マイナ免許証と運転免許証の両方を保有されている方が一万九百三十四人であり、おおむね一対二の割合となっております。

また、マイナ免許証のみを保有されている方のうち、後日改めて従来の運転免許証の発行手続をされた方は、制度開始の昨年三月二十四日から本年一月末までの間に合計七十四人となっております。

このとき、改めて従来の運転免許証の発行手続をされた理由をそれぞれの方にお尋ねする取り扱いにはなっておりませんので、その方々の理由について確たることを申し上げることは難しいのですが、これまでそ

の手續の過程におきまして、例えば、勤務先において運転免許証の写しが必要となったといった事情をおっしゃった方がおられたという例を把握してございます。

マイナ免許証の活用方法についてお答えいたします。

マイナ免許証には目に見える形での運転免許情報の記載がないため、マイナ免許証のみを保有する方が自身の運転免許情報を確認するためにはマイナ免許証読み取りアプリを使用する方法やマイナポータルを使用する方法がございます。

マイナ免許証読み取りアプリを使用した場合は、スマートフォン等の画面に自身の運転免許情報を従来の運転免許証のイメージ画像のように表示させ確認することができ、また、その画像をダウンロードすることにより紙に印刷することが可能となっております。

他方、マイナポータルを使用した場合は、運転免許情報を免許の種類や有効期限などの項目ごとに表示させ確認することができ、その画面をスクリーンショットすることにより紙に印刷することが可能となっております。

マイナ免許証の活用方法に関する広報についてお答えいたします。

マイナ免許証については、保有する方は運転免許の更新時講習をオンラインで受講することができ、マイナ免許証のみを保有する方は、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用による住所変更等のワンストップサービスを受けることができるなど、その利便性が向上されるものであります。

他方で、議員御指摘のとおり、今もなお従来の運転免許証が求められるといった場面があり得ることを考慮しますと、特にマイナ免許証のみ

を保有する方に対し、御自身の運転免許情報の表示や印刷のための方法などを広く周知するための取組も重要であるものと認識しております。

したがって、県警察におきましては、特にマイナ免許証の取得を希望される方に対しては、その取得のための手続の際に運転免許情報の確認方法も含めた十分程度の説明動画を視聴いただいているほか、マイナ免許証読み取りアプリやマイナポータルの使用方法、マイナ免許証に係る詳細が掲載された専用サイトへの二次元バーコードなども含めた分かりやすい資料を配布し説明するなどの措置を講じてきているところであり、引き続き、特にこういった運転免許センターにおきますマイナ免許証の取得時の申請者の方に対する丁寧な説明に加えまして、県警察のウェブサイトをはじめとする様々な媒体や機会を通じるなどにより、マイナ免許証の活用方法につきまして広くその周知のための取組を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎古川裕紀君 登壇 Ⅱ それでは、再質問をさせていただきますと思います。

その前にまず、城原川ダム建設に伴う地域振興についてですが、知事のほうからも神崎市はこれからがむしろ楽しみだと言っていたかと思いますが、ある意味、地域住民の一人としてもその期待にも応えられるように我々が頑張らんといかぬなという思いがありますので、やはりそこから辺は自主性をしっかり持って頑張っていきたいと思えます。

会議の中で県として関わっていたら、そうかもしれませんが、県内広くいろいろな会議があつていて、そう思った中で違つたところ

るので、方向性が違うというか、別角度のアイデアとか、いろいろ紹介できるものがあつたら、そういったところにぜひ紹介をしていただいて、より活発な議論になるように、そういう手助けも含めて御支援いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、筑後川の右岸下流域の排水機場において紹介がありました、県内に七十年以上のもものが四つあるぞと、私が言ったものがうちの三つなんです。四つのうち三つが千代田町にあるわけですが、国への働きかけもやっていますということ、最後締めていただきましたけど、この働きかけの部分をもっと本腰をというか、例えば、国への提案を毎年やっていたら、その中にも具体的に名称としてこの四つの排水機場を入れた上で、この老朽化対策というか、長寿命化というレベルじゃないので、七十五年以上ですよ。今、操作員さんに来てもらっていますけど、これは機械遺産を目指しているわけじゃないので、堤防の拡張とか、そういうのも含めて刷新という方向で、本腰を入れてもらっていると思うんですけど、さらに熱心に国への働きかけをしていただきたいと思います。これもお願いで申し訳ありません。

一点、教職員の部分です。

昨年六月議会に比べて明らかに踏み込んだというか、教育長にも非常に思いを語っていただけて大変ありがたいなという思いがあります。

私も常日頃言っています。教育は三次産業ではありません、サービス業では絶対ない。その部分はやはり保護者はカスタマーではなくパートナー、そういった思いというのは必ず啓発というか、みんなが共有して思いを持っていかないといけないという思いがあります。

私が市議会議員になったばかりの頃、神埼市の教育長さんがよく言われていました。先生は地域で育てんばいかぬ。そういった思いをぜひみんなで共有して、よりよい環境をつくっていったらなと。それがすなわち子供たちの成長のためだという強い思いを持って、それがまた佐賀県の未来のためなんだということで取り組んでいっていただきたいと思っています。

ハンドブックであったり、研修であったり、やっていたかどうかというところで紹介いただきましたけども、対応するのが誰なのかという部分に、私は引かかって今回も取り上げさせていただきました。結局、御自身で行ってこいというような話になっているんじゃないかということ、私は決して例外な部分を言っているわけではない、少数だが、確実に存在する事例を紹介させていただいています。例外として処理するのではなく、それをどう救っていくのか、いろんな思いを代表質問の答弁も含めて語っていただきました。採用試験の改善であったり、多様な人材の確保であったり、魅力発信であったり、これからやっていきたいこと、やるべきこと、そういったものを語っていただくということ、それでその実現に向かって進んでいくというのはとても大事なことなんです、私はやっぱり改革とかそういう進歩というのは現場を守ることから始まるんだと思っています。土台が揺らいでいる上には塔は建ちません。

そういう意味では、やりたいことを前に進めるのか、それとも現場を保全するのか、現場を守るのか、どちらを優先しますかという究極の選択に関して教育長はどうお答えになるのか、その点をお聞かせください。

◎甲斐教育長 登壇Ⅱ再質問にお答えします。

現場を守ることということでお尋ねがございました。私も現場を守りたいと思って、今回いろいろとハンドブックとか研修だとかを考えました。

おっしゃっている過剰な要望等でも非常に困難なケースがあるということ、言いたいことを実際は言いづらいということ、お気持ちはよく分かります。気持ちはよく分かるんです。

少し長くなりますけど、お話しさせていただきましたと、保護者からの御意見とか要望というのは我が子に関するものであり、その子の成長を願うものであると思います。ですので、学校でのその子の生活を熟知している教職員が、その子を中心に最適な対応は何かを考えて保護者と一緒に学校と話し合うと、学校が組織として応対していくものであると思いますし、そういうふうに対応を重ねてきていらっしゃると思います。

そういった対応を重ねてきた上で、学校で対応できること、できないことを責任を持って判断できるのは、学校やその設置者である市町の教育委員会だと思っています。

県教育委員会では、そういった学校とか市町教育委員会からの相談にはいつでも対応しています。対応が困難になっている事案は、先ほど申し上げましたように、教育事務所の指導主事等がケース会議で助言を生懸命やっております。

県教育委員会が市町の助言者ではなくて代弁者となれるかというのは、ちよつと私もどうなのかなというふうに思います。難しいなと思うところは、仮に県教育委員会が対応して学校の見解をお伝えしたとします。でも保護者さんは納得しないと思うんですね。対応してほしいのは、子供が通っているその学校にこうしてほしいという要望であると思うんで

す。ですので、学校はその後も保護者との関係が続くと思うんですね。学校では対応できないので、特別な方は県教育委員会が対応します、そちらにつなぎます、そうすることで、かえってこじれないでしょうか。子供がより一層いたたまれなくなるのではないかなというふうに思います。本当に難しいなと思うし、困っていらっしゃる教職員の方々の助けたいというふうに私たちも思っているんです。でも対応というのは続いていきます。それで、実際に役立つ研修とか役立つ助言がもっとやっていけるようにというふうに思っています。そういった後押しをちゃんとやっていきたいと思っています。

これまでハンドブックというのは、各市町ではいろいろと研修をやったりとか、関係機関と、例えば、種々の顧問弁護士さんと日頃から連携を取って相談しやすい関係をつくっているとか、いろいろ工夫をなさっています。県としても、そういった実際のやり方というところをしっかりと伝えていって、大丈夫ですということを伝えていきたいと思っています。ここを充実させていきたいと思っておりますし、どういうふうに支えていったらいいのか、引き続き考えてまいります。

どうして学校がこんなに大変かというのは、先ほど議員もおっしゃったように、学校がいろんなことを求められている。学校も一生懸命それに応えようとしているところなんだと思うんです。

先ほど言ったのは、学校と保護者とか地域の方は、子供と一緒に育むパートナーで、共に考えていくパートナーですということで、学校が子供に関する全てを受け止め、何でも請け負うのは違っているということ、言いたいのは、認識として広げていけたらなど、学校が言いやすくなるという、そういう環境もつくっていききたいというふうに思っております。

これからも充実させていきたいと思っております。

◎議長（宮原真一君）　これで本日の日程は終了いたしました。

明日二十七日は一般質問及び議案の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時五十八分　散会

速記者　田　中　涼　子